

改訂 2 版乳幼児健康診査 身体診察マニュアル

改訂の序

平成 29 年 3 月に乳幼児健康診査 身体診察マニュアルを発刊した。これは、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号厚労省児童家庭局長通知）（最終改正平成 27 年 9 月 11 日 雇児発 0911 第 1 号）の別添 5 に記載されている診察所見に依拠した診察項目について、小児科専門医および整形外科や眼科、耳鼻咽喉科などの専門診療科医の意見を元に作成したものであった。

その後、平成 29 年度～令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業））乳幼児健康診査に関する疫学的・医療経済学的検討に関する研究（研究代表者 山崎嘉久）において、疫学的な調査が行われ、乳幼児健康診査においてスクリーニングの対象となる疾患が挙げられた。また、これらの疾患をスクリーニングするための診察項目が示された。

改訂版乳幼児健康診査 身体診察マニュアルでは前述の「乳幼児に対する健康診査の実施について」にこうした科学的な根拠を加味し、さらに関連学会からの要望を考慮して診察項目を選定した。

その他、このたびの改訂では、健康診査を行う現場での使いやすさを目指して、各月齢や年齢別に診察項目を列記した診察項目表を作成した。さらにその診察項目に対応した判定基準表も作成することとした。その判定基準の説明がマニュアルの本文に記載してあるという構造を取っている。

本マニュアルには研修用のビデオが付帯されている。マニュアルに記載してある診察項目の具体的な診察手順等について示してある。医師の研修用であるので使用に当たってはそのことに留意していただきたい。なお、3～4 か月児健康診査と 9～10 か月児健康診査向けの研修ビデオは令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業 感染症流行下における適切な乳幼児健康診査のための研究（20CA2034）（研究代表者 小枝達也）にて作成したもので、このたびの本マニュアルと一緒に配布させていただくこととした。

本マニュアルに記してある診察項目を基準として、各自治体で様々な工夫を凝らして、その地域の独自色を出していただけることを期待している。

2021 年 3 月

平成 30 年度～令和 2 年度厚生労働科学研究補助金（成育疾患克服等次世代育成総合研究事業）身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究（研究代表者 岡 明）

標準化された乳幼児健康診査体制の構築（分担研究者 小枝達也、研究協力者 河野由美・小倉加恵子・前川貴伸）

研修ビデオ作製協力者

仁科幸子 国立成育医療研究センター眼科、朝貝芳美 信濃医療福祉センター

序文（初版）

「乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」および「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」は、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題 23「乳幼児健康診査のための「保健指導マニュアル（仮称）」及び「身体診察マニュアル（仮称）」作成に関する調査研究」の事業費により作成した。

その主旨は、以下の通りである。

1 調査研究事業の目的

乳幼児健康診査（以下、「乳幼児健康診査」とする。）における問診内容や健康診査時の手技が標準化されていないため、診察する医師や関わる看護職等のスタッフの技量により結果が異なるといった課題に対し、乳幼児健康診査の標準化につなげるため、現場で実践可能なマニュアル等を作成する。

2 調査研究事業の内容

「標準的な乳幼児健康診査に関する調査検討委員会」を組織し、日本小児医療保健協議会（四者協）健康診査委員会や関係学会・団体等と密接に連携して事業を実施した（担当者：国立成育医療研究センター 小枝達也）。

なお、本研究事業では下記の調査を実施した。

- ・乳幼児健康診査における医師の診察項目、精度管理、医師研修に関する実態調査
- ・乳幼児健康診査における標準的な問診項目への回答者の状況と背景因子に関する調査
- ・乳幼児健康診査における現場担当者の保健指導スキルに関する調査

3 冊子の内容

「乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」は、乳幼児健康診査事業で診察に従事する医師を主な対象として、厚生労働省が示している標準的な診察項目に基づいて、具体的な実施方法を記述した。

「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」は、市区町村が実施する乳幼児健康診査事業の企画、運営から評価の実践方法、及び多職種が連携する保健指導（乳幼児健康診査結果を踏まえた事後指導を含む。）について、保健師をはじめとするすべての乳幼児健康診査事業の従事者、および市区町村を支援する都道府県の関係者を対象として記述した。

すべての自治体において、両冊子が相補的に利用され、乳幼児健康診査事業の標準化や「健やか親子 21（第2次）」の展開が進むことを期待する。

2018 年 3 月

事業担当者：国立成育医療研究センター こころの診療部 小枝 達也
あいち小児保健医療総合センター 保健センター 山崎 嘉久
国立成育医療研究センター こころの診療部 田中 恭子

目次

第1章 総説	1
第2章 乳児健康診査	18
第3章 1歳6か月児健康診査	40
第4章 3歳児健康診査	57
第5章 養育者のメンタルヘルス	71
Appendix 1	79
Appendix 2	92
巻末資料	105
身体発育曲線（平成12年度乳幼児身体発育調査） e-stat 政府統計の窓口より	
乳幼児（男子）体重発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	107
乳幼児（女子）体重発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	108
乳幼児（男子）身長発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	109
乳幼児（女子）身長発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	110
乳幼児（男子）頭囲発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	111
乳幼児（女子）頭囲発育パーセンタイル曲線（平成12年調査）	112
幼児の身長体重曲線（男）	113
幼児の身長体重曲線（女）	113

第1章 総説

第1節 乳幼児健康診査の意義

わが国の乳幼児健康診査には、以下のような意義がある。

1. 健康状況の把握

乳幼児健康診査の意義で最も重要なのは、健康状況の把握である。全身の計測および医師や歯科医師の診察によって心身の健康状況を把握し、それをもって健康増進に役立てたり、疾病の早期発見と早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがもっとも重要な役割である。

「検診」は特定の疾病があるかどうかを診るものであるのに対し、「健康診査」は総合的な健康診断であるという違いにも留意する必要がある。ある特定の疾病や状況の把握に偏り過ぎず、社会面も考慮した総合的な観点からまんべんなく診るというのが基本的なスタンスである。

2. 地域における健康状況の把握への活用

個人の健康状況の把握だけでなく、居住する地域全体の乳幼児の健康状況を把握することも乳幼児健康診査の意義である。乳幼児集団の健康状況をモニターし、母子保健事業計画に有効に活用することにも大きな意味がある。

3. 出会いの場

乳幼児健康診査には、医師、歯科医師、助産師、保健師、管理栄養士、心理相談担当者など多職種が関わっている。日頃の子育ての疑問や悩みを相談し、継続的な相談相手を得る場としての意義は大きい。集団健康診査では、他の子どもや保護者の様子を見聞きする場でもある。

第2節 健康診査における医師の役割

1. 診察

乳幼児健康診査では、疾病のスクリーニングから子どもの発育や発達の確認、生活習慣の確立に向けた支援、子育て支援につなげる保健指導などさまざまな内容を取り扱う。その中で医師の役割は、問診での情報や全身の計測結果を参考にしながら、診察にて乳幼児の健康状況の全体像を把握することである。スクリーニングすべき疾病や状態を念頭に置きながら、見立てとして「所見あり」なのか「所見なし」なのかの判定を行う。

2. 多職種連携

子どもや保護者の状態によっては、継続的な育児支援が必要ということもある。そうした育児支援の必要性については、健康診査に関わった行政も含めた多職種の者が参加するカンファレンス等において、さまざまな情報を持ち寄って総合的に判断するため、そのカンファレンス等に医師も参加することが望ましい。

第3節 健康診査時の留意事項

健康診査での診察は、短時間でまんべんなく診ることに留意する。時間をかけた詳細な診察で

はないので、保護者に所見があったことを伝える際には、疑いであっても病名を伝えることは慎重にすべきである。不安を与えるのが健康診査の目的ではない。

また、疑わしき所見があったときには、保護者に対して具体的に次取るべき行動を示唆することが望ましい。単に「様子を見ましょう」というあいまいな指示で終わることは避けるべきである。様子を見るにしても、いつまで様子を見るのか、その後はどこに相談したり受診すればよいのかなどの情報提供を行うことがとても重要である。

第4節 母子健康手帳の活用について

厚生労働省からの通知（雇児発 0911 第 1 号）に、母子健康手帳の活用については下記表のように記してある。

表 1-1 母子健康手帳に関する通知

健康診査においては、母子健康手帳の内容を参考とし、それまでの発達状況等を保護者の記録も含めて確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入する。また、児の健康状態の一貫的な把握を行うため、保育所等が実施する健康診断の結果について同手帳への記入がなされるよう、協力を求めるとともに、保護者が自らその結果を確認するよう指導する。

健康診査の場は、子どもにとって緊張する場でもあるので、普段の様子とは異なることが容易に想像される。そのため前述の通知には、普段の様子をよく知っている保護者の記載を確認して診察時の参考にすることの大切さが明記されている。また医師には通知を遵守して、診察結果を母子健康手帳に記載することが求められる。

何らかの所見があった場合には、直接的な表現で記載することが求められることもある。たとえば「言葉の遅れ」などである。そうした所見については、保護者が母子健康手帳に書かないように求めてくることも想定される。その場合には「絵本の読み聞かせをふやしましょう」や「もっとたくさん話しかけてあげましょう」などアドバイスという形で「言葉の遅れ」をうかがわせる記載にするとよい。保護者の気持ちを汲み取るがゆえに、母子健康手帳に何も記載しないというのは、上記の通知を遵守していないことになってしまうので注意が必要である。

第5節 スクリーニングの対象となる疾病

平成 29 年度～令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業））乳幼児健康診査に関する疫学的・医療経済学的検討に関する研究（研究代表者 山崎嘉久）において、疫学的な調査が行われ、乳幼児健康診査においてスクリーニングの対象となる疾患が挙げられた。それによると 3～4 か月児健康診査では 33 疾患、1 歳 6 か月児健康診査では 26 疾患、3 歳児健康診査では 26 疾患とされている（表 1-2、出典一覧表 1）。9、10 か月児健康診査は 3～4 か月児健康診査での疾患に準ずることとした。

本マニュアルでは、これらの疾患に加え厚生労働省から発出されている「乳幼児に対する健康診査の実施について」に記載されている所見や疾患を加味し、1 歳 6 か月児健康診査および 3 歳児健康診査において心雑音とぜんそく性疾患を加えた。

なお、1 か月児健康診査については、疫学的な調査が行われていないため、本文ではなく Appendix 1 に記載することとした。

表1-2

	3～4か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診	
	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病
保健師記入	P2 低身長	(-)	P2 低身長	SGA*1 性低身長	P2 低身長	SGA*1 性低身長 成長ホルモン分泌不全症
			P3 高身長	(-)	P3 高身長	(-)
	P4 体重増加不良	低出生体重児 育児過誤 子ども虐待（児童虐待） 嚥下障害	P4 やせ	低出生体重児 育児過誤 子ども虐待（児童虐待） 食物アレルギー	P4 やせ	低出生体重 育児児過誤 子ども虐待（児童虐待） 食物アレルギー
	P5 体重増加過多	(-)	P5 肥満	原発性肥満	P5 肥満	原発性肥満
	P6 大頭	水頭症	P6 大頭	(-)		
	P7 小頭	(-)	P7 小頭	(-)		
	D2 笑わない	発達遅滞 聴覚（聴力）障害				
医師記入			D3 指示理解の遅れ	発達遅滞 自閉スペクトラム障害 聴覚（聴力）障害	D3 指示理解の遅れ	発達遅滞 自閉スペクトラム障害 聴覚（聴力）障害
	D4 声が出ない	発達遅滞				
			D5 発語の遅れ	発達遅滞 言語発達遅滞 自閉スペクトラム障害 聴覚（聴力）障害	D5 発語の遅れ	発達遅滞 言語発達遅滞 自閉スペクトラム障害 聴覚（聴力）障害
			D6 多動	発達遅滞 自閉スペクトラム障害	D6 多動	発達遅滞 自閉スペクトラム障害
	D7 視線が合わない	発達遅滞 視覚（視力）障害	D7 視線の 合いにくさ	自閉スペクトラム障害 視覚（視力）障害	D7 視線の 合いにくさ	自閉スペクトラム障害 視覚（視力）障害
			D8 吃音	言語発達遅滞		

表1-2の続き

		3～4 か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診					
		医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病				
	運動発達異常	D11 頭定の遅れ	運動発達遅滞 脳性麻痺	D14 胸郭・ 脊柱の変形 D15 歩行の遅れ D16 歩容の異常 D17 O脚	漏斗胸 側弯症 運動発達遅滞 脳性麻痺 脳性麻痺 くる病	D14 胸郭・ 脊柱の変形 D16 歩容の異常 D17 O脚	漏斗胸 側弯症 脳性麻痺 くる病				
		D12 物をつかまない	発達遅滞 脳性麻痺								
		D13 姿勢の異常	運動発達遅滞 脳性麻痺								
医師記入	神経系の異常	D20 筋緊張の異常	運動発達遅滞 脳性麻痺								
		D21 反射の異常	運動発達遅滞 脳性麻痺								
	感覚器の異常	D24 追視をしない	発達遅滞 視覚（視力）障害 先天緑内障 先天白内障 網膜芽細胞腫					D27 眼位の異常 D28 視力の異常	斜視 視覚（視力）障害 弱視 遠視近視	D27 眼位の異常 D28 視力の異常 D29 聴覚の異常	斜視 視覚（視力）障害 弱視 遠視近視 聴覚（聴力）障害
		D25 斜視	斜視								
		D29 聴覚の異常	聴覚（聴力）障害								

表1-2の続き

		3～4か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診	
	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	医師診察標準項目	スクリーニング対象疾病	
血液疾患	D32 貧血	鉄欠乏性貧血					
	D35 湿疹	湿疹* ₂					
	D36 血管腫	乳児血管腫 海綿状血管腫（静脈奇形） 単純性血管腫（毛細血管奇形）					
皮膚疾患			D37 アトピー性皮膚炎	アトピー性皮膚炎	D37 アトピー性皮膚炎	アトピー性皮膚炎	
	D38 傷跡、打撲痕等	子ども虐待（児童虐待）	D38 傷跡、打撲痕等	子ども虐待（児童虐待）	D38 傷跡、打撲痕等	子ども虐待（児童虐待）	
股関節循環器系疾患	D41 開排制限	発育性股関節形成不全症					
	D44 心雑音	先天性心疾患* ₃					
消化器系疾患	D49 腹部腫瘍	神経芽腫 Wilms 腫瘍	D49 腹部腫瘍	神経芽腫 Wilms 腫瘍	D49 腹部腫瘍	神経芽腫 Wilms 腫瘍	
	D50 そけいヘルニア	そけいヘルニア	D50 そけいヘルニア	そけいヘルニア	D50 そけいヘルニア	そけいヘルニア	
	D51 臍ヘルニア	臍ヘルニア	D51 臍ヘルニア	臍ヘルニア	D51 臍ヘルニア	臍ヘルニア	
	D54 停留睾丸	停留精巣	D54 停留睾丸	停留精巣			
泌尿生殖器系疾患	D55 外性器異常	陰嚢水腫 精索水腫 陰唇癒合症					
	D56 仙骨皮膚洞・腫瘍	潜在性二分脊椎症					

医師記入

*1 SGA, small-for-gestational age

*2 アトピー性皮膚炎、脂漏性湿疹、皮脂欠乏性湿疹、接触性皮膚炎など；*3 先天性心疾患の治療・管理状況を確認

表 1-3 1 歳 6 か月児健康診査の診察項目（出典一覧表 2）

1. 身体発育状況
2. 栄養状態
3. 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
4. 皮膚の疾病の有無
5. 四肢運動障害の有無
6. 精神発達の状況
7. 言語障害の有無
8. 予防接種の実施状況
9. 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
10. その他の疾病及び異常の有無

表 1-4 1 歳 6 か月児健康診査の診察所見（出典一覧表 2）

1. 身体的発育異常
2. 精神発達障害・・・精神発達遅滞、言語発達遅滞
3. 熱性けいれん
4. 運動機能異常
5. 神経系・感覚器系の異常・・・視覚、聴覚、てんかん性疾患、その他
6. 血液疾患・・・貧血、その他
7. 皮膚疾患・・・アトピー性皮膚炎、その他
8. 循環器系疾患・・・心雑音、その他
9. 呼吸器系疾患・・・ぜんそく性疾患、その他
10. 消化器系疾患・・・腹部膨満・腹部腫瘤、そけいヘルニア、臍ヘルニア、便秘、その他
11. 泌尿生殖器系疾患・・・停留精巣、外性器異常、その他
12. 先天異常
13. 生活習慣上の問題・・・小食、偏食、その他
14. 情緒行動上の問題・・・指しゃぶり、多動、不安・恐れ、その他
15. その他の異常

表 1-5 3 歳児健康診査の診察項目（出典一覧表 2）

1. 身体発育状況
2. 栄養状態
3. 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
4. 皮膚の疾病の有無
5. 眼の疾病及び異常の有無
6. 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
7. 四肢運動障害の有無
8. 精神発達の状況
9. 言語障害の有無
10. 予防接種の実施状況
11. 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
12. その他の疾病及び異常の有無

表 1-6 3 歳児健康診査の診察所見（出典一覧表 2）

1. 身体的発育異常
2. 精神発達障害・・・精神発達遅滞、言語発達遅滞
3. 熱性けいれん
4. 運動機能異常
5. 神経系・感覚器系の異常・・・視覚、聴覚、てんかん性疾患、その他
6. 血液疾患・・・貧血、その他
7. 皮膚疾患・・・アトピー性皮膚炎、その他
8. 循環器系疾患・・・心雑音、その他
9. 呼吸器系疾患・・・ぜんそく性疾患、その他
10. 消化器系疾患・・・腹部膨満・腹部腫瘤、そけいヘルニア、臍ヘルニア、便秘、その他
11. 泌尿生殖器系疾患・・・停留精巣、外性器異常、その他
12. 先天異常
13. 生活習慣上の問題・・・小食、偏食、その他
14. 情緒行動上の問題・・・指しゃぶり、吃音、多動、不安・恐れ、その他
15. その他の異常

第6節 診察項目表と判定基準の解説

この度の改訂では、健康診査を行う現場での使いやすさを目指して、3～4 か月児健康診査、9～10 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の 4 つについて健康診査診察項目表と判定基準表を作成することとした。

身体計測や生活習慣については保健師による記述とし、それ以外を医師の診察項目としているが、各自治体の状況によってはこれらの配分が増減することには問題はない。

健康診査において身体計測は、診察前に保健師ないしは看護師が担当することを推奨する。

身長は臥位または立位で 0.1cm 単位まで測定する。体重は乳児では 10g 単位まで、幼児では 100 g 単位まで測定する。頭囲は眉間の中点と外後頭隆起をつなぐ線にて 0.1cm 単位まで計測する。ポイントとしては、計測した値を必ず成長曲線のグラフに記入してもらうことである。医師はグラフを見て、身長、体重、頭囲の 3 つについて、3 パーセンタイルの線を下回っていないこと及び 97 パーセンタイルの線を上回っていないことを視認することが求められる。

身長と体重に加えて、体格（身長と体重のバランス）にも留意する必要がある。体格は肥満度で評価する。肥満度は（実測体重(kg)-標準体重(kg)）/標準体重(kg)×100（%）で算出される。1 歳 6 か月児健康診査以降は肥満度判定曲線を用いて肥満度を判定する。幼児では肥満度－15%から＋15%を正常範囲、＋30%以上をふとりすぎ、－20%以下をやせすぎと判定する。

3～4 か月児健康診査診察項目表

保健師記入	身体的発育異常	☐ なし ☐ 低体重 ☐ 大頭	☐ 体重増加不良 ☐ その他（ ）
	けいれん	☐ なし	☐ 有り
医師	身体的発育異常 精神的発達障害	☐ グラフ記入あり ☐ なし ☐ 笑わない ☐ 視線が合わない	☐ グラフ記入なし ☐ 声が出ない ☐ その他（ ）
	運動発達異常	☐ なし ☐ 頸定の遅れ ☐ 手の握り	☐ 姿勢の異常 ☐ その他（ ）
医師	神経系の異常	☐ なし ☐ 筋緊張の異常 ☐ その他（ ）	☐ 反射の異常
	感覚器の異常	☐ なし ☐ 視反応の異常 ☐ 聴覚の異常	☐ 斜視
医師	血液疾患	☐ なし ☐ 貧血	☐ その他（ ）
	皮膚疾患	☐ なし ☐ 湿疹 ☐ 傷跡・打撲痕 ☐ その他（ ）	☐ 仙骨皮膚洞・腫瘤 ☐ 血管腫
医師	股関節	☐ なし ☐ 開排制限	☐ その他（ ）
	循環器系疾患	☐ なし ☐ 心雑音	☐ その他（ ）
医師	呼吸器系疾患	☐ なし ☐ 喘鳴	☐ その他（ ）
	消化器系疾患	☐ なし ☐ 腹部膨満 ☐ そけいヘルニア ☐ 便秘	☐ 腹部腫瘤 ☐ 臍ヘルニア ☐ その他（ ）
医師	泌尿生殖器系疾患	☐ なし ☐ 停留精巣 ☐ その他（ ）	☐ 外性器異常
	先天異常 その他の異常	☐ なし ☐ なし	☐ 有り（ ） ☐ その他（ ）
判定		☐ 異常なし ☐ 要観察	☐ 既医療（ ） ☐ 要紹介（ ）

3～4 か月児健康診査判定基準表

所見	判定基準	所見	判定基準
低体重 大頭 けいれん	3パーセンタイル未満 97パーセンタイル以上 母子手帳、保護者から聞き取り	体重増加不良	体重発育%タイル曲線を2本下降
必ずグラフに記入してあるかチェック			
笑わない 視線が合わない	あやしても笑わない（聞き取りも可） 目が合わない、目で追ってこない	声が出ない	あやしても声を出さない（聞き取り可）
頸定の遅れ 手の握り	引き起こしで45度まで首が保てない 握らせようとしてもつかまない	姿勢の異常	強いATNR、後弓反張、蛙肢位など
筋緊張の異常	低緊張（逆U字）、緊張亢進	反射の異常	原始反射の残存
視反応の異常 聴覚の異常	固視・追視がない、目に関する問診 保護者からの聞き取りとチェックリスト	斜視	ペンライトによる角膜反射法・遮閉試験にて
貧血	皮膚や眼瞼結膜の蒼白		
アトピー性皮膚炎	かゆみのある反復性湿疹	仙骨皮膚洞・腫瘤	臀裂上方の陥凹（臀裂の延長や変形を伴う）、臀裂外の陥凹、明らかな瘻孔、母斑や発毛を伴う腰仙部の腫瘤
傷跡・打撲痕	見えにくい部位にも注意	血管腫	海綿状の膨隆など
開排制限	股関節開排制限 床から20度以上の制限または皮膚溝非対称、家族歴、女児、骨盤位分娩のうち2項目以上		
心雑音	無害性雑音以外		
喘鳴	気道狭窄音の聴取		
腹部膨満 そけいヘルニア 便秘	左右差、異常な緊満感 視診での膨隆、触診で腫瘤を触れる 腹部膨満、便塊の触知	腹部腫瘤 臍ヘルニア	全体を触診して腫瘤を探る 視診にて大きさを確認
停留精巣	陰嚢内に精巣が確認できない	外性器異常	男児；尿道口の位置異常 女児；陰核肥大、陰唇癒合、高度な色素沈着
先天異常	外表奇形がある		

9～10 か月児健康診査診察項目表

保健師記入	身体的発育異常	☐ なし	☐ 低体重	☐ 体重増加不良
	熱性けいれんの既往	☐ なし	☐ 大頭	☐ その他（ ） ☐ 有り
医師記入	身体的発育異常	☐ グラフ記入あり	☐ グラフ記入なし	
	精神的発達障害	☐ なし	☐ 呼びかけに応じない	☐ 喃語がでない
		☐ まねをしない	☐ 人見知りをしない	
		☐ その他（ ）		
	運動発達異常	☐ なし	☐ 座位をとれない	☐ 四つ這いをしない
		☐ つかまり立ちをしない	☐ 物をつかまない	
		☐ その他（ ）		
	神経系の異常	☐ なし	☐ 筋緊張の異常	☐ 反射の異常
		☐ その他（ ）		
	感覚器の異常	☐ なし	☐ 視反応の異常	☐ 斜視
		☐ 聴覚の異常		
	血液疾患	☐ なし	☐ 貧血	☐ その他（ ）
	皮膚疾患	☐ なし	☐ アトピー性皮膚炎	☐ 仙骨皮膚洞・腫瘍
		☐ 傷跡・打撲痕	☐ その他（ ）	
	股関節	☐ なし	☐ 開排制限	☐ 下肢長差
		☐ その他（ ）		
	循環器系疾患	☐ なし	☐ 心雑音	☐ その他（ ）
	呼吸器系疾患	☐ なし	☐ 喘鳴	☐ その他（ ）
	消化器系疾患	☐ なし	☐ 腹部膨満	☐ 腹部腫瘍
		☐ そけいヘルニア	☐ 臍ヘルニア	
	☐ 便秘	☐ その他（ ）		
泌尿生殖器系疾患	☐ なし	☐ 停留精巣	☐ 外性器異常	
	☐ その他（ ）			
先天異常	☐ なし	☐ 有り（ ）		
その他の異常	☐ なし	☐ その他（ ）		
判定		☐ 異常なし	☐ 既医療（ ）	
		☐ 要観察	☐ 要紹介（ ）	

9～10 か月児健康診査判定基準表

所見	判定基準	所見	判定基準
低体重 大頭 有熱時の痙攣の有無を聞く（マニュアルのp44 熱性けいれん診療ガイドライン参照）	3パーセンタイル未満 97パーセンタイル以上	体重増加不良	体重発育%タイル曲線を2本下降
必ずグラフに記入してあるかチェック			
呼びかけに応じない まねをしない	親が呼び掛けても反応しない 拍手、バイバイなど動作の真似をしない	喃語がでない 人見知りをしない	言葉になる手前の喃語が言えない 医師が抱っこしても怖がらない
座位をとれない つかまり立ちをしない	一人で支えなしに座れない 自ら物につかまって立ち上がれない	四つ這いをしない 物をつかまない	四つ這いで前進しない 物を握らせても握らない
筋緊張の異常	垂直抱きで脇が上がる、下肢が伸展交叉	反射の異常	パラシュート反射が出ない 遮閉試験にて斜視がある
視反応の異常 聴覚の異常	固視・追視不良、遮閉試験で嫌悪反応 呼びかけに応じない、声の真似をしない		
貧血	顔色、眼瞼結膜蒼白		
アトピー性皮膚炎 傷跡・打撲痕	かゆみのある反復性湿疹 見えにくい部位にも注意	仙骨皮膚洞・腫瘤	臀裂上方の陥凹（臀裂の延長や変形を伴う）、臀裂外の陥凹、明らかな瘻孔、母斑や発毛を伴う腰仙部の腫瘤
開排制限 心雑音	股関節開排制限 床から20度以上の制限または皮膚 溝非対称、家族歴、女児、骨盤位分娩のうち2項目以上 無害性雑音以外	下肢長差	アリス徴候陽性
喘鳴	気道狭窄音の聴取		
腹部膨満 そけいヘルニア 便秘	左右差、異常な緊満感 視診での膨隆、触診で腫瘤に触れる 腹部膨満、便塊の触知	腹部腫瘤 臍ヘルニア	全体を触診して腫瘤を探る 視診にて大きさを確認
停留精巣	陰嚢内に精巣が確認できない	外性器異常	男児；尿道口の位置異常 女児；陰核肥大、陰唇癒合、高度な色素沈着
先天異常	外表奇形がある		

1 歳 6 か月児健康診査診察項目表

保 健 師 記 入	身体的発育異常	☐ なし ☐ 低身長 ☐ 肥満 ☐ やせ ☐ その他 ()
	熱性けいれんの既往 生活習慣上の問題	☐ なし ☐ 小食 ☐ 便秘 ☐ 偏食 ☐ 睡眠リズム ☐ その他 ()
医 師 記 入	情緒行動上の問題	☐ なし ☐ 不安・恐れ ☐ その他 ()
	身体的発育異常 精神的発達障害	☐ グラフ記入あり ☐ グラフ記入なし ☐ なし ☐ 指示理解の遅れ ☐ 発語の遅れ ☐ 多動 ☐ 視線の合いにくさ ☐ その他 ()
	運動機能異常	☐ なし ☐ 歩行の遅れ ☐ 歩容の異常 ☐ 手の使い方が未熟 ☐ 胸郭・脊柱の変形 ☐ O脚 ☐ その他 ()
	神経系・感覚器の異常	☐ なし ☐ 視覚反応の異常 ☐ 聴覚反応の異常 ☐ 眼位の異常 ☐ その他 ()
	皮膚疾患	☐ なし ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ 傷跡・打撲痕 ☐ その他 ()
	循環器系疾患	☐ なし ☐ 心雑音 ☐ その他 ()
	呼吸器系疾患	☐ なし ☐ 喘鳴 ☐ その他 ()
	消化器系疾患	☐ なし ☐ 腹部腫瘤 ☐ 臍ヘルニア ☐ その他 ☐ そけいヘルニア
	泌尿生殖器系疾患	☐ なし ☐ 停留精巣 ☐ その他 ()
	判定	☐ 異常なし ☐ 要観察 ☐ 既医療 () ☐ 要紹介 ()

1 歳 6 か月児健康診査判定基準表

所見	判定基準	所見	判定基準
低身長 肥満 有熱時の痙攣の有無を聞く（マニュアルのp44 熱性けいれん診療ガイドライン参照）	3パーセンタイル未満 肥満度+30%以上	やせ	3%タイル未満/肥満度-20%以上
小食 便秘	保護者の訴えがあればチェック 日々の排便について聞く	偏食 睡眠リズム	保護者の訴えがあればチェック 規則正しいか、夜更かしがないか
不安・恐れ	保護者の訴えがあればチェック		
必ずグラフに記入してあるかチェック			
指示理解の遅れ 多動	絵・身体部位での指差しができない 親の膝上でもじっとせず、再々降りようとする	発語の遅れ 視線の合いにくさ	有意味語2つ以下 名前を呼んでも視線が合わない
歩行の遅れ 歩容の異常 手の使い方	未歩行 歩幅の左右不均衡、尖足の有無 2個の積み木が積めない	胸郭・脊柱の変形 O脚	漏斗胸、側弯 両足内果部をつけて、膝部離解4横指以上
視覚反応の異常 聴覚反応の異常	固視・追視不良 聞こえの問診表	眼位の異常	斜視（角膜反射法で異常）
アトピー性皮膚炎	かゆみのある反復性湿疹（好発部位を考慮）	傷跡・打撲痕	見えにくい部分も注意
	無害性雑音以外		
喘鳴	気管狭窄音の聴取		
腹部腫瘤 臍ヘルニア	立位（座位）触診にて固い腫瘤あり 立位視診にて臍部の膨隆あり	そけいヘルニア	立位視診にてそけい部の膨隆あり
停留精巣	陰嚢内に精巣を触知しない		

3歳児健康診査診察項目表

保健師記入	身体的発育異常	☐ なし ☐ 低身長 ☐ 肥満	☐ やせ ☐ その他（ ）
	熱性けいれんの既往 生活習慣上の問題	☐ なし ☐ なし ☐ 小食 ☐ 便秘 ☐ その他（ ）	☐ 有り ☐ 偏食 ☐ 睡眠リズム
医師記入	情緒行動上の問題	☐ なし ☐ 不安・恐れ	☐ その他（ ）
	身体的発育異常 精神的発達障害	☐ グラフ記入あり ☐ なし ☐ 指示理解の遅れ ☐ 多動 ☐ 吃音	☐ グラフ記入なし ☐ 発話の遅れ ☐ 視線の合いにくさ ☐ その他（ ）
医師記入	運動機能異常	☐ なし ☐ 歩容の異常 ☐ O脚 ☐ 指の使い方が未熟	☐ 胸郭・脊柱の変形 ☐ その他（ ）
	神経系・感覚器の異常	☐ なし ☐ 視力の異常 ☐ 聴力の異常	☐ 眼位の異常 ☐ その他（ ）
医師記入	皮膚疾患	☐ なし ☐ アトピー性皮膚炎 ☐ その他（ ）	☐ 傷跡・打撲痕
	循環器系疾患	☐ なし ☐ 心雑音	☐ その他（ ）
医師記入	呼吸器系疾患	☐ なし ☐ 喘鳴	☐ その他（ ）
	消化器系疾患	☐ なし ☐ 腹部腫瘍 ☐ 臍ヘルニア ☐ その他	☐ そけいヘルニア
医師記入	泌尿生殖器系疾患	☐ なし ☐ 停留精巣	☐ その他（ ）
	判定	☐ 異常なし ☐ 要観察	☐ 既医療（ ） ☐ 要紹介（ ）

3 歳児健康診査判定基準表

所見	判定基準	所見	判定基準
低身長 肥満	3 パーセンタイル未満 肥満度 + 30% 以上 有熱時の痙攣の有無を聞く（マニュアルのp44 熱性けいれん診療ガイドライン参照）	やせ	3 % タイル未満/肥満度 - 20% 以上
小食 便秘	保護者の訴えがあればチェック 日々の排便について聞く	偏食 睡眠リズム	保護者の訴えがあればチェック 規則正しいか、夜更かしがないか
不安・恐れ	保護者の訴えがあればチェック		
必ずグラフに記入してあるかチェック			
指示理解の遅れ 多動 吃音	大小、長短、4 色のすべてが理解できない 動き回り、椅子や親の膝に座れない スムーズに発話できない	発話の遅れ 視線の合いにくさ	2 語文が出ない 視線が合わない、合ってもごく短い
歩容の異常 O脚	歩幅の左右不均衡 両足内果部をつけて、膝部離解 4 横指以上 母指と示指で輪を作ることができない	胸郭・脊柱の変形	漏斗胸、側弯
視力の異常 聴力の異常	視力検査結果、目のアンケート結果 聞こえの問診、ささやき声検査（絵シート）	眼位の異常	斜視（角膜反射法で異常）
アトピー性皮膚炎	かゆみのある反復性湿疹（好発部位を考慮）	傷跡・打撲痕	見えにくい部分も注意
	無害性雑音以外		
喘鳴	気管狭窄音の聴取		
腹部腫瘍 臍ヘルニア	立位（座位）触診にて固い腫瘍あり 立位視診にて臍部の膨隆あり	そけいヘルニア	立位視診にてそけい部の膨隆あり
停留精巣	陰嚢内に精巣を触知しない		

第2章 乳児健康診査

第1節 法的位置づけ

市町村は、乳幼児健康診査（満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児と満三歳を超え満四歳に達しない幼児）に加えて、必要に応じ、妊産婦又は乳児もしくは幼児に対して健康診査を行うことが、母子保健法により定められている。これに基づき、乳児健康診査として、ほとんどの市区町村で3～4か月児健康診査が実施されており、ついで9,10か月児健康診査が実施されている。

第2節 乳児期共通の診かた

1. 問診

以下の項目については、問診で確認してから診察を行う。

1) 健康診査時の月齢

＊修正月齢：低出生体重児、早産児では出産予定日を出生日として換算した「修正月齢」を求め、身体発育、精神運動発達、離乳の進み方などの評価に用いる。いつまで修正年齢を使うかコンセンサスはないが、一般には、極低出生体重児や在胎3～4週未満出生の早産児では2～3歳まで、3～4週以降～37週未満（late preterm）の早産児では1歳頃まで修正年齢を用いる。より未熟性のつよい児は3歳以降も修正年齢での評価が必要な場合がある。

2) 先天異常、合併疾患

3) 家族歴：特に、先天性の視覚・聴覚障害、股関節脱臼について注意

4) 新生児期の異常：仮死、NICUへの入院

5) 栄養方法：母乳、混合、人工栄養、離乳食

6) 排泄：尿・便の色、性状と回数

7) 養育不安：育児に対する感情、母子健康手帳への記載内容

8) 発達のマイルストーンによる発達レベル(表2-1)

限られた時間で発達を評価するためには、発達のマイルストーンを理解しておくことが望まれる。表2-1は、Denver II—デンバー発達判定法—の各観察項目について90%以上の子どもが達成した月齢から作成した。該当する月齢で観察項目が達成できていない場合には介入の必要性について考慮する。

9) けいれんの有無：これまでのけいれんの有無、有りの場合はけいれん時の発熱の有無を確認する。

表 2-1 乳児期の発達のマイルストーン

(Denver II—デンバー発達判定法—各観察項目で 90%以上の子どもの達成月齢から作成)

	個人—社会	微細運動—適応	言語	粗大運動
0 か月	顔を見つめる		ベルに反応、声をだす	左右対称の運動
1 か月		正中線まで追視		頭を上げる
2 か月		正中線を越えて追視	「アー」「ウー」などの発声	
3 か月	笑いかける、あやし笑い		声を出して笑う	45°頭を上げる、首がすわる
4 か月	手をみつめる	ガラガラを握る、180°追視、両手を合わす	キャアキャア喜ぶ	90°頭を上げる、両足で体を支える
5 か月		レーズンを見つめる、物に手を伸ばす	音の方に振り向く	胸を上げる、頭とともに引き起こされる
6 か月	玩具をとる		声の方向に振り向く	寝返り
7 か月		熊手形でつかむ、毛糸を探す		
8 か月	自分で食べる	両手に積み木をもつ	パ、ダ、マなどをいう	座れる、5 秒以上
9 か月		積み木を持ちかえる		
10 か月		親指を使ってつかむ	喃語を話す	つかまり立ち、5 秒以上、一人ですわる
11 か月		積み木を打ち合わせる	ダ、ガ、バ等の音を 3 つ以上つなげる	つかまって立ち上がる
12 か月	拍手をまねる、欲しいものを示す、バイバイをする		意味なく「パパ」「ママ」という	

2. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

- (1) 乳幼児身体発育曲線（平成 12 年調査に基づく発育曲線）に計測値をプロットして評価する。（巻末資料）
- (2) 主要パーセンタイル曲線(3、10、25、50、75、90、97 パーセンタイル曲線)に沿っているかを評価する。
- (3) 低体重・低身長を認めたら、早産・低出生体重児かどうかを確認する。Small for dates (SFD) 児(出生体重、身長とも在胎期間相当の 10 パーセンタイル未満)、Light for dates (LFD)児(身長のかんに関わらず出生体重が 10 パーセンタイル未満) についても評価する。

2) 判定基準と対応

- (1) 性別の身体発育曲線上で、3 パーセンタイル以上 97 パーセンタイル未満を正常範囲とする。
- (2) 主要パーセンタイル曲線(3、10、25、50、75、90、97 パーセンタイル曲線)の 2 本を短期間で横切る場合を体増加不良の判定とする。あるいは、プロットした曲線が主要曲線の傾きよりなだらかになってきた場合も増加不良が示唆される。
- (3) 増加不良が認められた場合、その月年齢と随伴する症状を把握することは重要である。また、原因として適切な栄養が与えられているか、育児過誤や虐待も念頭にいれ問診を確

認する必要がある。

- (4) 出生体重が小さいほど、修正月年齢をもちいて評価しても相当年齢の発育値とくらべ、特に低年齢の間、下回ることが多い。さらに、より小さく生まれた児ほど、暦月齢での正常範囲にキャッチアップする時期は遅くなる。SFD 児や LFD 児は AFD 児よりも体重、身長キャッチアップ率が低い。キャッチアップとは乳幼児発育曲線でプロットした場合、3パーセンタイルまたは $-2SD$ の曲線の下方にあったのが、曲線をまたいで同曲線の上方に達してきた場合をいう。SFD 児、LFD 児ではキャッチアップまでの長期的な経過観察が必要である。

3. けいれん

1) 所見の取り方

保護者への問診や母子健康手帳への記載を確認する。けいれんの既往がある場合には熱の有無を問診で確認する。頭部を前屈、両上肢屈曲する一瞬の発作を短時間繰り返す場合には West 症候群が疑われる。West 症候群では発作が見られる時期に前後して、笑わなくなる、お座りが不安定になるなど、発達の退行も特徴であることに留意する。

2) 判定基準と対応

一般的に、乳幼児期におこるけいれんで最もよく見られる熱性けいれんは、1 歳以降が好発年齢である。乳児期、特に 6 か月未満に見られる全身けいれんは、発熱に伴う場合であつても注意が必要である。乳児期から軽微な発熱によってけいれんを繰り返している場合には、何らかの基礎疾患を有している場合もあることを考慮し専門の医療機関に紹介する。West 症候群は早期の治療介入が予後を改善するといわれているため、疑われた場合は早急に脳波検査が必要であり医療機関へ紹介する。

4. 先天異常（先天性形態異常）

出生前の原因による形態異常であり、出生時に認めるか、あるいは生後しばらくして気づかれる疾患や病態である。先天奇形、染色体異常症、先天奇形症候群などの多彩な疾患が含まれる。

1) 所見の取り方

(1) 頭、顔面、四肢などの小奇形：全身の視診により表 2-2 の項目を診る。

(2) 顔貌異常：ダウン症候群などの独特の顔貌をもつ症候群、特定できないが特徴的な顔貌 (characteristic face)、顔面筋の筋力低下によるミオパチー顔貌等の有無をみる。

2) 判定基準と対応

形態異常から、先天奇形、染色体異常症、先天奇形症候群が疑われた場合には、診断名ではなく、所見を保護者に説明した上で、精密検査のため医療機関を紹介する。

表 2-2 乳児健康診査でみる主な外表小奇形

頭 部	短頭、長頭、後頭部突出、後頭部扁平、三角頭
顔 面	三角形の顔、四角い顔、前額突出、小顎症、下顎突出、下顎後退
眼	眼間離開、眼球近接、眼瞼裂斜上、眼瞼裂斜下、内眼角贅皮、眼瞼裂狭小、眼瞼下垂、眉毛癒合、長い睫毛
鼻	低い鼻梁、突出した鼻梁、広い鼻梁、低い鼻低、突出した鼻、上向き鼻孔、未発達な鼻翼、長い人中、深い人中
耳	耳介変形、突出した耳、大耳、小耳、副耳、耳介低位、耳瘻孔、耳前瘻孔
口	広い口、狭い口、口角下垂、上口唇・下口唇の肥厚・皮薄、巨歯、巨舌、舌癒着、高口蓋、粘膜下裂口蓋、魔歯、口蓋垂裂
頸	翼状頸、短い頸、後頸部皮膚のたるみ
下肢	揺り椅子状の足底、幅広い母趾、サンダルギャップ、突出した踵、内転中足、折り重なり趾、合趾症、多趾症
上肢	小さい手、短指症、細長い指、母指欠損、内転母指、幅広い母指、屈指症、彎指趾症、太鼓ばち指、先細り指、幅広い指突
手掌紋	単一手掌屈曲線、手掌皮線の欠損

詳しくは以下を参照のこと

日本小児遺伝学会（国際基準に基づく小奇形アトラス 形態異常の記載法 ―写真と用語の解説
<http://plaza.umin.ac.jp/p-genet/atlas/index.html>

5. 児童虐待

1) 所見の取り方

身体の視診にて傷跡、打撲痕、出血斑、やけど痕などに留意する。とくに目立たない臀部や大腿内側に注意し、皮膚の汚れの有無にも留意する。体重増加を確認する。予防接種の記録、母子健康手帳への記載などにも注意する。

2) 判定と対応

複数の傷や傷跡があったり、皮膚の汚れが目立ったりする場合、体重増加不良を伴うなどの場合には育児支援の必要度、緊急度が高いと判定する。母子保健行政担当者と相談し総合的に判断し、子ども家庭相談センター等へ連絡する。

第3節 3～4 か月児健康診査

3～4 か月は、Moro 反射などの原始反射から離脱する時期で、頸定、手の協調運動、追視などの機能を獲得する。3～4 か月児健康診査での標準的な診察所見について、診察項目表の順に「所見の取り方」と「判定基準と対応」を解説する。

1. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

計測した体重・身長・頭囲が身体発育曲線に記入されているかを確認する。何パーセンタイルに相当するか、曲線に沿った発育かどうかを確認する。頭囲については大頭はないか、急激な増加がないかも確認する。低体重や体重増加不良がみられた場合には、早産、低出生体重の有無、哺乳量や哺乳回数、哺乳時間などの栄養方法を確認し、打撲痕・傷跡、皮膚の清潔度などにも注意する。

2) 判定基準と対応

グラフに記入された計測値が発育曲線上で何パーセンタイルの曲線近くにあるかを判定する。体重が3パーセンタイル曲線より下方の低体重、曲線が主要曲線を2つ以上横切る、あるいは明らかに傾きがなだらかなる体重増加不良、頭囲が97パーセンタイル以上の大頭の場合は精査を要する。早産児の場合には修正月齢で評価する。

低体重の程度、主要曲線にどの程度沿っているかで経過観察とするか、精査とするかを判断する。他の所見を伴う場合には、嚥下障害、育児過誤、児童虐待も念頭にいった対応を行う。

2. 精神的発達障害

1) 所見の取り方

笑ったり、話しかけたり、おもちゃを見せるなどしてあやすと笑う。目をあわせると視線があい、追視がみられる。声かけに応じて、泣き声以外の「あー」「うー」などの声がでる（cooing）。所見がとれない時は保護者からの聞き取りでもよい。

2) 判定基準と対応

あやしても笑わない、あやしても声がでない、視線があわない、目で追ってこない場合には知的発達遅滞・発達障害が疑われる。程度に応じて経過観察または精密検査のための医療機関への紹介とする。視覚・聴覚障害の場合もあるので注意して評価する。

3. 運動発達異常

1) 所見の取り方

(1) 頸定：引き起こし反応により確認する。4 か月では、両手をもって引き起こすと頭部と体幹が平行して動き、肘関節、肩関節に力が入り上肢を屈曲させる。床から45度まで引き起こした時に頸部と体幹の軸が一致して頭部が後ろに倒れない（図 2-1a）。

(2) 姿勢：仰臥位、腹臥位で観察する。仰臥位で顔は正面を向き両下肢は屈曲して両足を浮かし、両手を顔の前にもってきて遊ぶ。四肢は活発に動かし、腹臥位では顔が床に対して90度になり、正面を向き、頤が肩より高い位置に来て上半身を両肘で支える。肘の位置は肩より前方になる。

(3) 手の握り：手は開いていることが多く、手にふれたものをつかむことができる。

2) 判定基準と対応

(1) 頤定の遅れ：45度まで引き起こしても頭部が前屈せず、頭部が後屈したままならば、頤定は未完了である（図 2-1 b）。90度まで引き起こし前後に首を軽くゆすった時に、頭部が大きく揺れて立ち直りできない場合も頤定していない。

(2) 姿勢の異常：仰臥位で頭が一方をむいたままで動かせない（強い非対称性緊張性頤反射肢位）、明らかな反り返り（後弓反張）、四肢を床面につけたままの姿勢（いわゆる蛙肢位）、腹臥位で顔があがらないのは異常が疑われる。

(3) 手の握り：手を強く握ったままで握らせようとしてもつかまない場合も異常が疑われる。頤定が未完了の場合、3か月～4か月前半であれば、約1か月後の経過追跡とする。4か月後半の場合や、明らかな姿勢や運動の異常、筋緊張の異常を伴う場合には、運動発達遅滞、脳性麻痺などが疑われるため医療機関への受診をすすめる。



図 2-1 引き起こし反応の姿勢

4. 神経系の異常

1) 所見の取り方

仰臥位、腹臥位での姿勢、引き起こし反応、水平抱き(腹臥位懸垂)での姿勢から筋緊張低下や亢進を評価する。筋肉をつまみ弾性をみる。水平抱きでは、やや頭を挙げ、体幹は軽度の屈曲か伸展、上肢は軽く伸展し手を開き、下肢は軽く伸展する（図 2-2 a）。

原始反射である Moro 反射、手の把握反射は消失している。

Moro 反射：新生児の後頭部を手の平で約 15cm 持ち上げ、頭を急に落下させる。児は肘関節を伸展し、手を開き、上肢を外転（第Ⅰ相）、その後上肢をゆっくり抱え込むように内転、屈

曲する（第Ⅱ相）。6週までは第Ⅱ相まで存在するが、それ以後は第Ⅰ相のみとなり、4か月までに消失する。

手掌把握反射：小指側より検者の指を挿入し、手掌を圧迫すると反射的に把握がみられる反射。生後3か月頃には消失し始め、遅くとも5～6か月には消失する。

2) 判定基準と対応

(1) **筋緊張の異常**：引き起こし反応で、突っ張って立ち上がってしまう（図 2-1 c）は緊張亢進を、上肢が伸展したままで頭部がついてこない（図 2-1 b）は緊張低下を疑う。仰臥位で明らかな反り返り（後弓反張）、強い非対称性緊張性頸反射肢位、強く手を握っているのは緊張亢進、四肢を床面につけたままの姿勢（いわゆる蛙肢位）は緊張低下を示唆する異常な姿勢である。水平抱きで体幹が逆 U 字型（緊張低下）（図 2-2 b）、頭部が後屈し下肢が伸展する反り返り（緊張亢進）（図 2-2 c）がみられるのは異常所見である。

(2) **反射の異常**：4か月で Moro 反射が残存している、手掌把握反射が強く残存しているのは異常所見である。

姿勢や反射で明らかな異常が認められる場合には運動発達遅滞、脳性麻痺、知的発達遅滞などが疑われるため、医療機関の受診をすすめる。

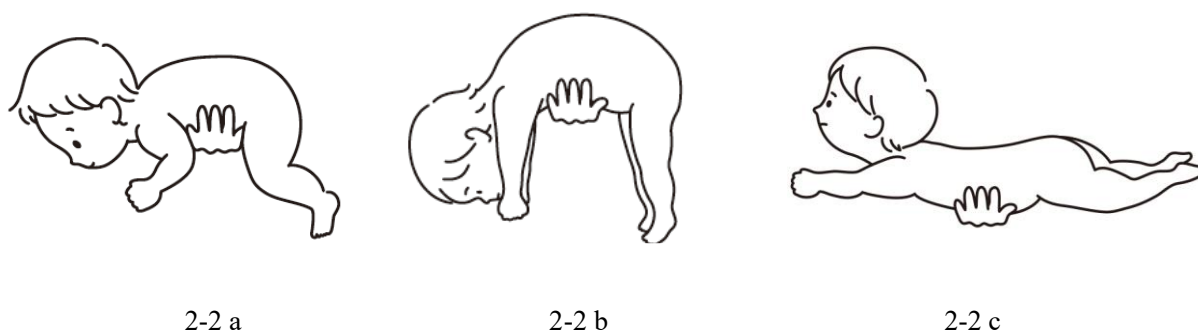


図 2-2 水平抱き(腹臥位懸垂)の姿勢

5. 感覚器の異常

5.1 視覚の異常

重症眼疾患の早期発見が重要である。生後2～3か月頃から、両目で物を立体的にとらえる機能（立体視）が急速に発達するが、この時期に顕性化してくるのが乳児内斜視である。正常な乳児では生後4か月で約85%、生後6か月になると95%以上が正位となる。生後2か月以降に大角度の内斜視がある場合には自然軽快はほとんどない。乳児内斜視は未治療のまま3か月以上放置すると、弱視をきたし立体視の獲得が困難となる。乳児期から目に関する問診（表 2-3）を積極的に行う。

表 2-3 乳幼児の目に関する問診

・ 瞳が白くみえたり、光ってみえることはないですか ・ 眼の大きさや形が気になると思ったことがありますか ・ 視線が合いますか ・ 動くものを目で追いますか ・ 目がゆれることはないですか ・ 目つきや目の動きが気になると思ったことがありますか ・ 極端にまぶしがることはないですか ・ 片目を隠すと嫌がりませんか
--

1) 所見の取り方

(1) 視診：ペンライトを使用して瞳孔反応をみる。続いて外眼部・前眼部を注意深く診察する。白色瞳孔（瞳の奥が白い）、羞明、流涙、充血、眼球の大きさの左右差、瞼の異常、瞳孔の形の異常、角膜混濁、瞳孔領白濁などの異常所見があれば眼疾患が疑われる（表 2-4）。さらに自然な状態で頭位異常や眼位異常（斜視）の有無を観察する。

表 2-4 眼疾患を疑う異常所見

異常所見	眼疾患
白色瞳孔	網膜芽細胞腫 網膜硝子体疾患 網膜剥離 硝子体出血 眼内炎
羞明・流涙・充血	先天緑内障 前眼部形成不全 睫毛内反 眼内炎
角膜混濁	先天緑内障 分娩時外傷 角膜ヘルモイド 前眼部形成不全
眼球・角膜の左右差	先天緑内障(大きい) 小眼球・小角膜（小さい）
眼瞼の異常	眼瞼下垂 動眼神経麻痺 眼瞼欠損 小眼球
瞳孔の形の異常	先天無虹彩 前眼部形成不全 瞳孔膜遺残
瞳孔領白濁	先天白内障

(2) 固視検査：ペンライトや興味をひくおもちゃを使用して固視と追視を観察する。片眼性の疾患は良い方の目で見ていたため異常に気づきにくい。必ず片眼ずつ交互に手指で隠して、左右の視反応（固視、追視）に違いがないか観察することが重要である。一眼を隠したときだけ嫌がるしぐさ（嫌悪反応）がみられる場合や（図 2-3a）、一眼だけが常に斜視で、斜視でない方の眼を遮閉すると、他眼では固視できずに視線が定まらない場合には（図 2-3b）には、他眼に重症眼疾患がある可能性が高い。

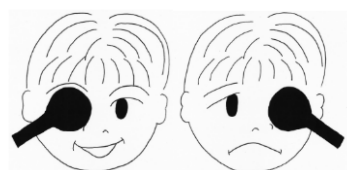
(3) 眼位検査：ペンライトを両眼にあてて角膜からの反射を観察する。左右眼ともに瞳孔の中心に反射光が観察されれば正位（顕性斜視なし）、反射光が瞳孔中心からずれていれば内、外、上、下斜視が疑われる（図 2-4 Step 1: 角膜反射法）。次に、片眼ずつ遮閉して他眼の動

きを観察する。他眼の位置ずれが起これば斜視と判定できる（図 2-4 Step 2: 遮閉試験）。内眼角贅皮のために内側の白目（強膜）が隠れて、見かけ上の内斜視（仮性内斜視）を呈することがある。角膜反射法と遮閉試験を行えば真の斜視かどうか判別できる。

2) 判定基準と対応

視診にて異常所見のある児、視反応が不良な児、左右眼の視反応に差がある児、斜視のある児は、早急に眼科での精密検査をすすめる。

a 嫌悪反応



左眼を隠したときだけ嫌がる

b 片眼の斜視



左眼（斜視でない方の眼）を遮閉すると
右眼では固視できず眼球が揺れる

図 2-3 片眼性眼疾患の検出（右眼に疾患のある場合）

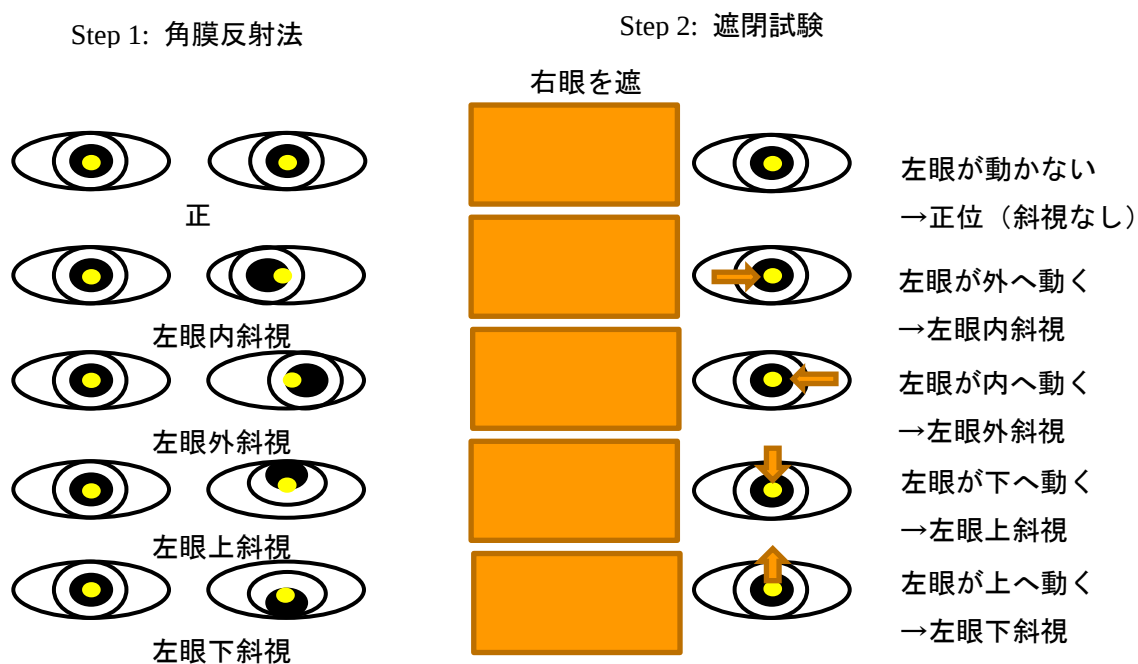


図 2-4 眼位検査（左眼斜視の検出）

5.2 聴覚の異常

1) 所見の取り方

保護者から「聞こえ」について聞き取る。保護者から「聞こえていない」という不安の訴えがあった場合に、「聴覚発達チェックリスト」(表 2-5)をつけてもらう。新生児聴覚スクリーニングを受けたか、受けた場合の結果も確認する。

2) 判定基準と対応

(1) そばから観察できる聴性行動は生後 4 か月前後に一時的に鈍くなり、周囲からみて「聞こえていない」ようにみえることがある。このため保護者からの聞き取りではこの時期に難聴に対する不安を訴える保護者は多い。

(2) 「聴覚発達チェックリスト」による判定

高度以上の難聴では全ての項目で「×」。

健聴では、生後 4 か月以降につけると、Moro 反射などの原始反射を評価する 0 か月から 2 か月の項目には「×」。3 か月以降の項目のいくつかは「○」となる。

(3) その他：新生児聴覚スクリーニングを受検していない、新生児聴覚スクリーニングで両側もしくは一側リファーマーであって精密聴覚検査機関に通院していない、顔定していない(先天性難聴の多くは内耳性難聴であるが、難聴に併発して前庭機能の機能異常が発生し首の据わりが遅れることがある。) 場合には注意が必要である。

難聴に対する不安の訴えがあり、上記で聴覚の異常の疑いに該当する場合には、精密聴覚検査機関（日本耳鼻咽喉科学会のホームページに公開）へ紹介する。

上記のいずれにも該当しない児では、月齢にしたがって聴性行動が回復してくるかどうか、「聴覚発達チェックリスト」(出典一覧表 3) に基づいてチェックし、難聴に対する不安があったら精密聴覚検査機関を受診するように促す。

表 2-5 聴覚発達チェックリスト（田中・進藤式）

0 か月ごろ
☐ 突然の音にビクッとする ☐ 突然の音にまぶたをぎゅっと閉じる ☐ 眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く
1 か月ごろ
☐ 突然の音にビクッとして手足を伸ばす ☐ 眠っていて突然の音に目を覚ますか、または泣き出す ☐ 目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたを閉じる ☐ 泣いているとき、または動いているとき声をかけると泣きやむか動作を止める ☐ 近くで声をかける（またはガラガラを鳴らす）とゆっくり顔を向けることがある
2 か月ごろ
☐ 眠っていて急に鋭い音がすると、ビクッと手足を動かしたりまばたきをする ☐ 眠っていて子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、掃除機などの音に目を覚ます ☐ 話しかけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ（またはニコニコする）
3 か月ごろ
☐ ラジオの音、テレビの音、コマーシャルなどに顔（または眼）を向けることがある ☐ 怒った声や優しい声、歌や音楽に不安げな表情をしたり喜んだり嫌がったりする
4 か月ごろ
☐ 日常のいろいろな音（玩具・テレビ・楽器・戸の開閉）に関心を示す（振り向く） ☐ 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける ☐ 人の声（特に聞き慣れた母の声）に振り向く ☐ 不意の音や聞き慣れない音、珍しい音にははっきり顔を向ける
5 か月ごろ
☐ 耳元に目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く ☐ 父母や人の声などよく聞き分ける ☐ 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり泣き出したりする
6 か月ごろ
☐ 話しかけたり歌をうたってやるとじっと顔をみている ☐ 声をかけると意図的にさっと振り向く ☐ ラジオやテレビの音に敏感に振り向く
7 か月ごろ
☐ 隣の部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く ☐ 話しかけたり歌をうたってやると、じっと口元を見つめ、時に声を出して応える ☐ テレビのコマーシャルや番組のテーマ音楽の変わり目にパッと振り向く ☐ 叱った声（メッ、コラなど）や近くでなる突然の音に驚く（または泣き出す）
8 か月ごろ
☐ 動物のなき声をまねるとキャッキヤと言って喜ぶ ☐ きげんよく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す ☐ ダメッ、コラッなどというと、手を引っ込めたり泣き出したりする ☐ 耳元に小さな声（時計のコチコチ音）などを近づけると振り向く
9 か月ごろ
☐ 外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音のほうにはってゆく、または見まわす） ☐ 「オイデ」「バイバイ」などの人のことば（身振りを入れずにことばだけで命じて）に応じて行動する ☐ となりの部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる ☐ 音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ ☐ ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く
10 か月ごろ
☐ 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねていう ☐ 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く
11 か月ごろ
☐ 音楽のリズムに合わせて身体を動かす ☐ 「・・・チョウダイ」というと、そのものを手渡す ☐ 「・・・ドコ？」と聞くと、そちらを見る
12～15 か月ごろ
☐ となりの部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える ☐ 簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する ☐ 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指さす

6. 血液疾患

1) 所見の取り方

貧血について、全身の皮膚色、眼瞼結膜の色調をみる。点状出血斑、紫斑の有無をみる。

2) 判定基準と対応

皮膚色、眼瞼結膜の蒼白は貧血が疑われ、専門の医療機関を紹介する。複数の点状出血斑、紫斑を認めた場合にも、専門の医療機関を紹介する。

乳児期の貧血がその後の神経発達に影響するという報告がある。食事指導を通して介入効果が期待できるため、3～4 か月児健康診査でスクリーニングすべき疾患に挙げている。乳児後期以降では食事指導を通して1次予防に努めることが重要である。

7. 皮膚疾患

1) 所見の取り方

- (1) 湿疹：視診・触診で湿疹の部位、性状を診る。いわゆる乳児湿疹には、乳児脂漏性湿疹やアトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎などが含まれる。脂漏性湿疹は生後3か月を過ぎると皮脂の分泌が低下し自然軽快することが多い。アトピー性皮膚炎は、やや遅く発症し、顔面、頭部を主体に生じ、左右対称性に体幹、四肢にも病変が波及する。痒みが強く掻爬痕、痂皮などを伴うことが多い。
- (2) 仙骨部皮膚洞・腫瘍：仙骨部の陥凹(dimple)の位置や深さ、腫瘍や血管腫、皮膚所見をみる。
- (3) 傷跡・打撲痕：身体の視診にて傷跡、打撲痕、出血斑、やけど痕などに留意する。とくに目立たない臀部や大腿内側に注意し、皮膚の汚れの有無にも留意する。
- (4) 血管腫：乳児血管腫は典型的には生後1～4週に出現し増大するやや盛り上がった赤色を呈する。腫瘤型、局面型、皮下型、混合型などがある。産科退院時には気づかれていないことも多い。他の血管腫として、海綿状血管腫、単純性血管腫がある。
- (5) その他：多発する黒子、カフエ・オ・レ斑や巨大な色素性母斑等では母斑に併発する神経皮膚症候群を考慮する。

2) 判定基準と対応

- (1) 湿疹：いわゆる乳児湿疹では、皮膚の清潔と保湿を中心とするスキンケアを指導する。アトピー性皮膚炎が疑われ、痒みがつよい時、湿潤や出血があるなど程度が強い時、悪化傾向にあるときは医療機関の受診をすすめる。健康診査は治療が不十分なアトピー性皮膚炎乳児を発見して適切な医療機関へと繋げることができる貴重な機会であることに留意する。
- (2) 仙骨部皮膚洞・腫瘍：腫瘍や血管腫、正中部の異常発毛や母斑など皮膚所見のある例、陥凹の位置が臀裂上縁や臀裂外の例、陥凹が深い、臀裂が中央からずれている、臀部の大きさに左右差がある例は、潜在性二分脊椎症、脊髄係留等の疑いがあり医療機関へ紹介する。臀裂内で尾骨部にある浅い陥凹は必ずしも紹介は必要でない。経過

観察する場合には、便秘や尿路感染症、排泄自立の遅延などの症状が出現した場合には専門医療機関に受診するように説明する。

(3) 傷跡・打撲痕：複数の傷や傷跡があったり、皮膚の汚れが目立ったりする場合、虐待に関連した育児支援の必要度が高いと判定する。必要に応じて母子保健行政担当者と相談の上、子ども家庭支援センター等へ連絡する。

(4) 血管腫：乳児血管腫は治療の適応が考えられる場合には医療機関を紹介する。機能障害や潰瘍・出血・二次感染・敗血症の危険性、また将来的にも整容的な問題を惹起する可能性のある病変では早期に治療を検討・開始する必要がある。海綿状血管腫は部位や大きさにより異なるが治療が必要な場合もあり、医療機関へ紹介する。

「サーモンパッチ」は眉間、眼瞼に好発する限局性の血管拡張性病変（血管奇形の1つであり、血管腫とは区別される）である。出生後すぐから鮮紅色の皮膚変化として見られ、増大傾向は示さず、2歳までに瘢痕を残さず退色する。後頸部・後頭部に見られるものは「ウンナ母斑」と呼ばれ、退色に時間がかかるが、それでも大部分は5歳頃までに目立たなくなるため、経過観察のみでよい。一方、乳児血管腫は血管内皮細胞の増殖性病変で、生直後にはほとんど目立たないが生後1～4週に明らかとなり1歳までに急速に増大（増殖期）し、5～7歳までに数年間かけて退縮（退縮期）することが特徴である。 β ブロッカーやレーザー治療の適応となることがあり乳児期（増殖期のうち）に医療機関を紹介することが望ましい。その他にも広い皮膚血管病変を認め、医療管理が行われていない場合は、医療機関を紹介する。

(5) その他：神経皮膚症候群が疑われる場合も、精密検査のために医療機関を紹介する。

8. 股関節

1) 所見の取り方

(1) 股関節開排制限

赤ちゃんを仰臥位に寝かせ、骨盤を水平にし、股関節と膝関節を90度～100度に屈曲して開く。骨頭に傷害が生じることもあり、開排制限があれば無理に開かない。股関節を開いたとき、床からの角度(a)が20度以上ある場合を開排制限陽性とする(図2-5)。

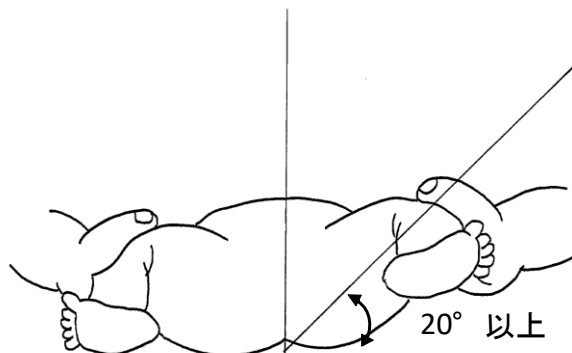


図 2-5 左股関節開排制限

(2) その他

大腿皮膚溝非対称：赤ちゃんを仰臥位に寝かせて、下肢を伸展し大腿皮膚溝の深さ、長さ、位置の非対称を診る。深く大腿後面まで達する左右差を陽性とする。

そけい皮膚溝非対称：開排制限がある側（この図では左）のそけい皮膚溝が深く長くなる（図 2-6）。

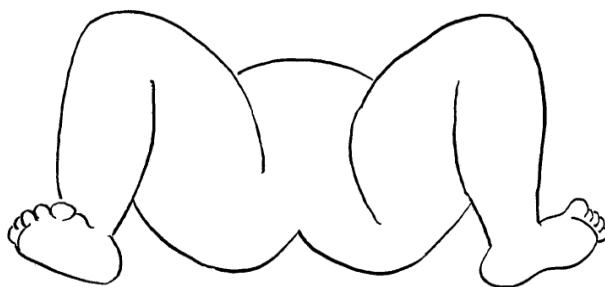


図 2-6 そけい皮膚溝非対称（左そけい皮膚溝が深く、長い）

2) 判定基準と対応

身体所見のみでなく、問診が極めて重要で、家族歴、女兒、骨盤位分娩の危険因子を確認する必要がある。日本整形外科学会、日本小児整形外科学会による発育性股関節形成不全症の医療機関への紹介基準は以下の通りである。

- ① 股関節開排制限
- ② 大腿皮膚溝、またはそけい皮膚溝の非対称
- ③ 家族歴：血縁者の股関節疾患
- ④ 女兒
- ⑤ 骨盤位分娩（帝王切開時の肢位を含む）

のうち、①開排制限が陽性であれば医療機関へ紹介する。または②、③、④、⑤のうち2つ以上あれば医療機関へ紹介する。

9. 循環器系疾患

1) 所見の取り方

心音はできるだけ安静な状態で、聴診により、心音の速さ、リズム不整がないかを確認する。高肺血流疾患で肺高血圧があると II 音の亢進が聴かれる。心雑音を聴取する場合には、聴取する場所、最強点、収縮期か拡張期か連続性かを判定する。

2) 判定基準と対応

心雑音を聴取する場合には、心音の異常音を聴取するか、呼吸形式の異常、末梢の冷たさ、哺乳不良、体重増加不良を伴うか、そけい部の大腿動脈を触知するかなどの症状・

所見もあわせて判定し、無害性雑音以外は精密検査のために医療機関へ紹介する。経過観察とする場合は必ず 1～2 か月後に再診察とする。

10. 呼吸器系疾患

1) 所見の取り方

喘鳴やラ音などの気道狭窄音や異常音がないか、左右差がないかを確認する。喘鳴がある場合には、吸気性か呼気性か、多呼吸・陥没呼吸等の症状はないかをみる。

2) 判定基準と対応

喘鳴がある場合には、多呼吸・陥没呼吸、チアノーゼ等の症状もあわせて評価し、精密検査のために医療機関へ紹介する。強い吸気性喘鳴は、喉頭・気管軟弱症や喉頭・気管狭窄症の疑いがあり、直ちに受診をすすめる。左右差がある場合やラ音を聴取するときには全身状態と併せて医療機関への受診をすすめる。

11. 消化器系疾患

1) 所見の取り方

(1) 腹部膨満は、視診で膨満の程度、皮膚の光沢、左右対称性を、触診で緊満感を診る。

(2) 腹部腫瘍は腹部全体を触り、腫瘍の有無を確認する。

(3) そけいヘルニア：視診、触診によりそけい部、陰囊、陰唇の腫脹がないかをみる。

通常は腫脹の内容は腸管であり、手で腫脹を圧迫するとグル音とともに整復される
女児でリンパ節様の可動性のあるやや硬い腫瘍を触知する場合には卵巣脱出が考えられる。

(4) 臍ヘルニアがある場合には大きさを観察する。

(5) 便秘：便の回数は個人差があり、栄養方法によっても異なる。哺乳状況、腹部膨満、拡張した腸管の有無や、便が粘土状の固形でないか、爆発的な排便がないかなどの症状を確認する。

(6) その他：診察の最後に舌圧子を用いて、口腔内を観察する。口蓋裂、軟口蓋裂、先天歯の有無、口腔カンジダ症による白斑の有無を診る。

2) 判定基準と対応

(1) 腹部膨満は便秘や嘔吐の症状がなければ経過観察とするが、程度が強い場合や症状を伴う場合は、医療機関の受診をすすめる。

(2) 腹部腫瘍を触れる場合には、神経芽細胞腫、Wilms 腫瘍、奇形腫や水腎症などの可能性があり、精密検査のため医療機関を紹介し、直ちに受診をすすめる。

(3) そけいヘルニアを認める場合には、医療機関を紹介する。

(4) 臍ヘルニアは 6 か月頃までに自然軽快することが多く経過観察のみでよい場合がほとんどであるが、著しく大きい場合には、医療機関の受診をすすめる。

(5) 著しい腹部膨満、血便などの症状を伴う便秘は医療機関の受診をすすめる。

(6) その他：口蓋裂、軟口蓋裂を認めた時は、専門の医療機関の受診をすすめる。先天歯は哺乳に影響がなければ経過観察でもよい。口腔カンジダ症は程度に応じて治療

が必要なことを説明する

1 2. 泌尿生殖器系疾

1) 所見の取り方

- (1) 停留精巣：両側陰嚢内にそれぞれ精巣を触知できるか、できない時はそけい部から軽く圧迫して触知できるかどうかにより確認する。
- (2) 外性器異常：男児では外尿道口の開口部の位置をみて、尿道下裂がないか確認する。女児では、視診により陰核肥大、陰唇癒合の有無と色素沈着の程度を診る。
- (3) その他：男児では、陰嚢腫大がみられたら透光性を確認する。透光性があり手で押さえて整復できない場合には陰嚢水腫や精索水腫が疑われる。

2) 判定と対応

- (1) 停留精巣は、経時的に陰嚢内に降りる場合もあり、3～4 か月児健康診査では経過観察としてもよいが、全く精巣を触知しない場合には医療機関に紹介する。
- (2) 外性器異常：男児で尿道口の開口位置異常は尿道下裂が疑われ、専門医療機関に紹介する。女児の外陰で陰核肥大、陰唇癒合、高度な色素沈着は、精密検査のため医療機関を紹介する。
- (3) その他：陰嚢水腫や精索水腫は経過観察とするが、そけいヘルニアと鑑別がつかない場合には、医療機関の受診をすすめる。

1 3. 先天異常

第2節 乳児期共通の診かた 4. 先天異常（先天性形態異常）を参照。

1 4. その他の異常

児童虐待

第2節 乳児期共通の診かた 5. 児童虐待を参照。

第4節 9～10 か月児健康診査

9～10 か月には姿勢の変化による重心移動に対して姿勢を保つ平衡反応が出現する。パラシュート反射が確立し、安定した座位、四つ這い、つかまり立ちが可能となり、多様なめらかな運動がみられる。9～10 か月児健康診査での標準的な診察所見について、診察項目表の順に「所見の取り方」と「判定基準と対応」を解説する。

1. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

計測した体重・身長・頭囲が身体発育曲線にプロットされているかを確認する。何パーセンタイルに相当するか、曲線に沿った発育かどうかを確認する。頭囲については急激な増加がないかも確認する。体重増加不良がみられた場合には、哺乳量や哺乳回数、哺乳時間などの授乳方法、離乳食の量や形態などの進み方を確認する。打撲痕・傷跡、皮膚の清潔度などにも注意する。

2) 判定基準と対応

グラフに記入された計測値が発育曲線上で何パーセンタイルの曲線近くにあるかを判定する。体重が3パーセンタイル曲線より下方の低体重、曲線が主要曲線を2つ以上横切る、あるいは明らかに傾きがなだらかなる体重増加不良、頭囲が97パーセンタイル以上の大頭の場合は精査を要する。早産児の場合には修正月齢で評価する。

低体重の程度、主要曲線に沿っているかどうかで経過観察とするか、精査とするかを判断する。離乳色の進み方に問題がある場合には指導と経過観察を行う。他の所見を伴う場合には、嚥下障害、育児過誤、児童虐待も念頭にいった対応を行う。

2. 精神的発達障害

1) 所見の取り方

呼びかけに応じて視線があう、あるいは振り向く。近くにあるおもちゃをつかんでとり、振ったり、なめたりして一人で遊ぶ。「まんまん」、「ばーばー」、「ばばばば」などの喃語が聞き取れる。二つの積み木を持って打ち合わせたり、拍手、バイバイなどの動作のまねをする。知らない人をじっと見たり、見て泣いたりする、他人が抱くと怖がるなどの人見知りを示す。診察で所見がとれない場合には、問診で確認する。

2) 判定と対応

よびかけに応じない、喃語が出ない、まねをしない、この時期までに全く人見知りをしない、周囲に無関心な場合には精神発達の異常を疑う。視覚や聴覚に異常がある場合もあるので注意する。他に所見がなければ親子遊び、おもちゃ遊びなどの指導を行い経過観察とするが、他の異常所見を伴う場合には医療機関の受診をすすめる。

3. 運動発達異常

1) 所見の取り方

座位、腹臥位、立位での姿勢と運動、手での物のつかみ方をみる。

- (1) 座位：引き起こすと協力して座位をとる。10 か月では手放しで座位保持ができる。座位の姿勢は、背中まっすぐに伸ばし下肢は前方に投げだし、両股関節は半外転、両膝半屈曲の座位が一般的である（図 2-7 a）。
- (2) 腹臥位（四つ這い）：両手で上体を支え、胸をあげ、腰を上げた四つ這いで前方にすすむ。手を着地させ、肩と股関節の高さを維持したままで、下肢は膝で支持して股関節の屈曲伸展を交互に繰り返す。
- (3) 立位（つかまり立ち）：自ら物につかまって片膝立ちから上肢で支えて立ち上がることができる。つま先立ちになることもあるが、一時的であり足底をついて体を支えることができる。
- (4) つかみ方：小さな積み木などをわたして物のつかみ方の発達をみる。小さな物を 1 指と 2 指ではさんでつまむことができる（図 2-8 c、d）。持ち替えもできる。この時期に利き手はまだなく、左右同じように使える。



2-7 a

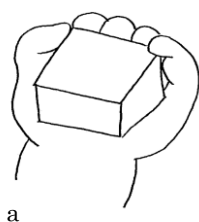


2-7 b

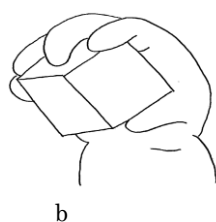


2-7 c

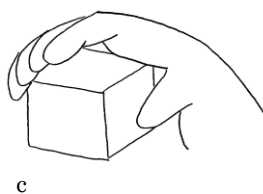
図 2-7 座位



a



b



c



d

図 2-8 物のつかみ方（出典一覧表 4）

2) 判定基準と対応

- (1) 座位をとれない児は運動発達に明らかに問題がある。横座位(図 2-7 b)や割り座(図 2-7c)は片麻痺や痙性両麻痺でみられるが、精神運動発達遅滞や健常児でもみられることがあり、他の所見とあわせて判断する。
- (2) 四つ這いしない場合、ずり這いのまま、背這いをする、腹臥位にされることをいやがりハイハイをしないシャッフリングベビー (shuffling baby) などのバリエーションがある。これらは脳性麻痺、知的障害、発達障害、先天性神経筋疾患等の除外が必要であるが、予後正常な児の中にもみられる。
- (3) つかまり立ちができない、できても両下肢伸展、つま先立ちのまま上肢のみで支えるのは異常である。両脇をもって引き上げ立たせても(垂直懸垂)、下肢を曲げて立とうとしない場合、逆に下肢を伸展交叉し尖足がみられる場合には異常が疑われる。
- (4) 物をつかまない、物を握らしても落としてしまう、掌全体でつかむ(図 2-8 a、b)、明らかな左右差などの所見が見られるときは異常が疑われる。

以上のような、運動発達の異常が疑われる場合には、異常・遅れの程度と他の所見との重複などから、経過観察とするか、精密検査のために医療機関への紹介とするかを判断する。経過観察とする場合には観察期間を決め、獲得する運動機能を養育者に説明する。

4. 神経系の異常

1) 所見の取り方

- (1) 筋緊張は、筋肉の弾性と関節可動域を利用して評価する。股関節の屈曲、足関節の背屈等行う。仰臥位、腹臥位、立位の姿勢、反射を診るときの姿勢も参考にする。
- (2) パラシュート反射：座位で左または右に倒すと倒れる方の手を伸ばし、手を広げて床面につける(側方パラシュート反射(図 2-9 a、b))。躯幹を支えて抱き上げ上体を頭から落下させるようにすると両上肢を伸展させ両手、指を開いて体を支えようとする(前方パラシュート反射(図 2-9 c))。

2) 判定基準と対応

- (1) 筋緊張の異常：膝関節を伸展させて足関節を背屈させると抵抗が強く背屈できない、垂直懸垂や腹臥位で下肢が伸展交叉したまま、仰臥位での反り返りが強い、水平抱きで頭部が後屈し下肢が伸展する反り返りなどの所見は筋緊張亢進が疑われる。足クローヌスがみられ、膝蓋腱反射が亢進している等の所見があれば痙直型脳性麻痺を疑う。逆に、両腋窩に手を入れて抱き上げると肩関節が持ち上がってしまっ、手からすべり落ちそうになる状態(slip through sign あるいは loose shoulder)を認める、水平抱きで体幹が逆 U 字型となる、仰臥位で四肢を床面につけたままの姿勢(いわゆる蛙肢位)、股関節の過剰な開排は緊張低下所見である。
- (2) 反射の異常：10 か月で前方パラシュート反射がみられないもの(図 2-9 d)、左右差のあるもの、手を握ったままのものは異常である。

筋緊張と異常、反射の異常がみられた場合には、精密検査のため医療機関を紹介する。ただし、関節の可動域や反射の判定は、診察時の子どもの状態に左右されることも少なくない。判定が困難な場合には、経過観察として1か月程度の経過観察とする。



2-9 a



2-9 b



2-9 c



2-9 d

図 2-9 パラシュート反射

5. 感覚器の異常

5.1 視覚の異常

乳児期と同様に、先天白内障、先天緑内障、先天眼底疾患、網膜芽細胞腫などの重症眼疾患と乳児内斜視の早期発見が重要である。

1) 所見の取り方

3～4か月児健康診査の項を参照

2) 判定基準と対応

3～4か月児健康診査の項を参照

- (1) 視反応の異常：ペンライトを使用した視反応で固視・追視不良を認める。遮閉試験で嫌悪反応がみられる場合には眼疾患が疑われる。
- (2) 斜視：角膜反射法と遮閉試験で眼位の異常がみられた場合には斜視が疑われる。異常が疑われたら、早急に眼科での精密検査をすすめる。

5.2 聴覚の異常

1) 所見の取り方

呼びかけに応じて視線があう、あるいは振り向く。「まんまん」、「ばーばー」、「ぱぱぱぱ」などの声をまねた喃語が聞き取れる。保護者から「聞こえていない」という不安の訴えがあった場合に、「聴覚発達チェックリスト」を使用する。

2) 判定基準と対応

呼びかけに応じない、声のまねをしない場合には、「聴覚発達チェックリスト」に基づいてチェックし、難聴の疑いがあれば精密聴覚検査機関を受診するように促す。

6. 血液疾患

3～4 か月児健康診査の項目を参照

7. 皮膚疾患

3～4 か月児健康診査の項目を参照

8. 股関節

下肢長差以外は 3～4 か月児健康診査の項目を参照

1) 所見の取り方

下肢長差(Allis 徴候)は、仰臥位で両側股関節、膝関節を屈曲し踵を床面に付け、立て膝状態として両膝の高さの差を診る。

2) 判定基準と対応

下肢長差(Allis 徴候)は、脱臼側の下肢は短縮し膝の高さは低くなっていれば陽性である。下肢長差を認める、または發育性股関節形成不全症の医療機関への紹介基準を満たす場合には専門の医療機関へ紹介する。

9. 循環器系疾患

3～4 か月児健康診査の項目を参照

10. 呼吸器系疾患

3～4 か月児健康診査の項目を参照

11. 消化器系疾患

3～4 か月児健康診査の項目を参照

12. 泌尿生殖器系疾患

1) 所見の取り方

(1) 停留精巣は、両側陰嚢内にそれぞれ精巣を触知できるか、できない時はそけい部か

ら軽く圧迫して触知できるかどうかにより確認する。そけい部と陰嚢内を移動して触知する場合には移動性精巣が疑われる。

(2) 外性器異常：3～4 か月児健康診査の項目を参照

2) 判定基準と対応

(1) 停留精巣は、経時的に陰嚢内に降りる場合もあるが、全く精巣を触知しない場合、精巣の大きさに左右差を認める場合には医療機関に紹介する。

(2) 外性器異常：3～4 か月児健康診査の項目を参照

1 3. 先天異常

第2節 乳児期共通の診かた 4. 先天異常（先天性形態異常）を参照。

1 4. その他の異常

児童虐待

第2節 乳児期共通の診かた 5. 児童虐待を参照。

第3章 1歳6か月児健康診査

第1節 法的位置づけと概要

1歳6か月児健康診査は、母子保健法第12条に定められていて、「満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児」を対象として、市町村が実施者として行われている。平成27年9月に乳幼児健康診査の実施要綱修正版が厚生労働省より通知されていて、その中に最新の診察項目と診察所見が記されているので、健康診査を担当する医師は、これらの事項について診察し、その所見の有無についてもれなく判断することが求められる。

1歳6か月は脳支配が優位になり、運動面・知的面・行動面において人間としての基本的な能力を獲得し、外界に対して探索を広げるようになる時期である。身体的には呼吸機能・循環器機能・消化管機能・免疫機能が向上し、脆弱な乳児から幼児へと身体的安定が進む時期である。1歳6か月児健康診査では、身体的発育、運動発達・精神発達、身体所見の異常の有無をチェックする。先天異常の多くはすでに発見され医療機関で相談を受けていることが多い時期であるが、効率よく全身を診察して身体的健康状態を評価することが求められる。そのためには、診察の手順を決めておくといよい。以下にその1例を示す。

1. 診察の手順

1歳6か月の幼児では、保護者との分離不安が高まっている時期でもあるため、不安で泣き出したり、親にしがみついて離れなかったりするため、十分な診察ができないことも少なくない。医師は以下に例示した診察手順に慣れておくといよい。

- 1) はじめに問診票（既往歴・発達歴・生活歴・予防接種・養育環境）の記載内容、身体計測結果（身長・体重・頭囲・肥満度）と成長曲線を確認する。
- 2) おむつだけで、保護者と手をつないで診察室に入室してもらう。
- 3) 保護者の膝の上に児を座らせる。座ったら児と目を合わせて、優しく話しかけ緊張をほぐす。
- 4) 視診、触診、聴診を行い、最後におむつを外して外陰部診察を行う。これらの項目は児が、泣いていてもすばやく実際に診察すべき事項である。
- 5) 保護者に説明を行い、母子健康手帳に必要事項を記入する。
- 6) 育児に支援的な言葉かけをするよう心がける。
- 7) 保護者に「他に心配なことはありますか？」と確認し、診察を終了する。

2. 診察項目

14、15 頁に診察項目を掲載した。診察項目の選定基準は総説に記してある。スクリーニングすべき疾患と平成 27 年 9 月に一部改正された乳幼児健康診査実施要綱(※1)に記載されている診察項目と診察所見を加味して作成してある。第 2 節以降はこの診察項目の順にしたがって所見の取り方および判定基準と対応について記述する。

第 2 節 診察内容

1. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

身長、体重、頭囲の 3 つについて、成長曲線に過去の計測値と今回の計測値をプロットし、計測値の位置（パーセンタイル）と経時的変化（曲線の形）を確認する。身長と体重のバランスは肥満度曲線を用いて判定する。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 低身長：身長 3 パーセンタイル未満
- ・ やせ：体重 3 パーセンタイル未満 または 肥満度-20%以下
- ・ 体重増加不良：体重パーセンタイル曲線を 2 本下降
- ・ 肥満：肥満度 30%以上
- ・ 頭囲拡大：頭囲 97 パーセンタイル以上 または 急な拡大

正常の判定は、身長・体重・頭囲が 3～97 パーセンタイル内のものとする。また、身長、体重、頭囲が成長曲線に沿って増加し、急激な変動が見られないことや肥満度が-15%から 15%以内であることも正常と判定する要件である。

対応としては、身体発育異常が見られる場合、養育環境の確認や原因疾患の精査が必要であり、医療機関への紹介を考慮する。低身長の原因には①家族性、②SGA 性低身長、③栄養不足、④慢性疾患に伴う成長障害（心疾患、腎疾患、消化器疾患など）、⑤内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全、甲状腺機能低下症など）、⑥遺伝的疾患（染色体異常など）、⑦骨系統疾患などがある。①や②は通常成長率の低下をきたさない。成長率の低下を伴う場合は、③栄養不足や④～⑦の基礎疾患の可能性を考慮する。

体重増加不良は低体重かつ体重増加の停滞が見られるもので、この時期に見られる身体発育異常の 1 つである。原因として①栄養摂取量不足（種々の要因が含まれる）、②栄養吸収障害（下痢、腸疾患、消化管アレルギー）、③エネルギー消費亢進や利用障害（慢性疾患、代謝疾患）などがある。①栄養摂取不足が原因であることが多いが、その要因も多様である。生活習慣・養育環境の確認や原因疾患の精査が必要であり、医療機関への紹介を考慮する。養育環境の確認や原因疾患の精査が必要であり、保健相談を行い、医療機関への紹介を考慮する。

2. 精神的発達障害

1 歳 6 か月児は周囲の認知が進み、保護者から離れて遊ぶことができるようになる一方で、周囲への警戒心が強くなる時期でもある。健康診査（特に集団健康診査）という不慣れな場面では保護者から離れられず、医師の診察時に緊張してやりとりに応じられなかったり、泣いてしまったりすることが良くある。身体診察の前に、よりリラックスできる環境で発達面の評価を行うなど工夫をすることが望ましい。子どもが評価に応じることが難しい場合は保護者からの問診を参考に評価する。

1) 所見の取り方

精神的発達とは、(1) 知的発達と (2) 社会性・行動の発達の 2 つの視点をもって、おもに (1) 知的発達は言語理解と発語の程度で、(2) 社会性・行動の発達は相手を意識した視線・指差しの有無で評価する。

(1) 知的発達

① 言語理解

・絵の指差し(応答の指差し)

絵カード（または絵本）を見せて「わんわんはどれ？」などと質問すると、質問に対して絵を指差しして応える（応答の指差しが見られる）かどうか評価する。絵カードがないときは「おめめはどこ？」「おくちはどこ？」など体の部位を質問する。

・言語指示に従う

積み木などを持たせて、言葉だけで「お母さんにあげてください」や、「ないないしてください」（コップに積み木をいれるように）など指示し、簡単な指示に従うことができるか評価する。言葉の指示だけでは指示に従えない場合、ジェスチャーを加えて「どうぞ」「ちょうだい」とやりとりができることを確認する。

② 言語表出

診察時に発語があればそれを所見とする。または、絵カード（または絵本）をみせて、「これなあに」と聞いて、物の名前を言わせてみる（犬、ねこ、ボール、車など見慣れているものが好ましい）。発語がない場合には保護者からの問診により、有意語の数を確認する。喃語（アア、ダダなど）は有意語としてカウントしない。有意語を 3 語以上話せば正常とする。

(2) 社会性・行動の発達

① 社会性の発達

社会性の発達としては、コミュニケーション能力を診るとよく、以下にその一例を示す。

・こちらからの問いに対する反応（アイコンタクト、動作模倣）

まず、保護者の膝の上に児を座らせる。座ったら児と目を合わせて、「○○ちゃん、こんにちは」と言って頭を下げる。視線があうかどうか、まねて頭を下げるかどうか観察する。

- ・ 共同注意の確認

少し慣れてきたら、「はい、どうぞ」と物（積み木やボール）を子どもに手渡す。物を受け取るかどうか、またそのときに子どもの視線が物だけでなく相手にも向けられるかどうか、物をはさんで子どもと興味を共有できるか（共同注意が成立するか）を観察する（共同注意についてはコラム 1 を参照）。

- ・ やりとりの成立

子どもが物をうけとったら、今度は「先生にちょうだい」と言い、物のやりとりができるかどうかを確認する。ジェスチャーを交えてよい。やりとりするときにも視線が合うかどうか、「えらいね！」「すごいね！」とほめたときに嬉しそうにするか観察する。

② 行動の発達

診察場面への適応と、診察室内での児の行動を観察する。ただし、診察の場でいろいろな行動が観察できるとは限らないし、時間もない。そこで養育者への問診で、日常生活の中で見られる遊びの発達や生活行動を確認する。収集する情報としては、「大人のまねをするか」「おもちゃや人に興味を示すか」「簡単なやりとりができるか」「少し強い言葉で制すると、少し待てるか」などが挙げられる。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 指示理解の遅れ：応答の指差しがみられない（絵を指差すことができない）
- ・ 発語の遅れ：有意語が 2 語以下
- ・ 多動：親の膝上でじっとせず再々降りようとする
- ・ 視線の合いにくさ：名前を呼んでも視線が合わない

(1) 知的発達

応答の指差しが見られない、言語指示が通らない場合は、①聴力障害、②精神発達遅滞、③コミュニケーションの発達の遅れ（自閉スペクトラム症）、④養育環境の問題の可能性を考える必要がある。聴力障害がないかどうかは常に留意が必要である。1 回の評価では不正確なこともあるので、追跡観察を行い、言語発達の遅れが続く場合は療育機関や医療機関を紹介する。

言語理解の遅れに加え、運動発達の遅れ（歩行未開始）、微細運動の遅れ（積み木が積めない）、遊びや基本的な生活行動の発達の遅れ（おもちゃを用いて遊ぶことができない、スプーンを使って食べる・簡単なお手伝いをするなどの行動が見られない）があれば全般的な精神運動発達遅滞が疑われるので医療機関を紹介する。

1 歳 6 か月児の 90% 以上は 3 語以上の有意語を話すので、有意語が 3 語未満の場合は言語表出の遅れと判定する。有意語がないあるいは 2 語以下であっても、言語理解が良く、社会性の発達が良好である（言葉は話さないが、応答の指差しが可能で、視線がよく合い、言語のみの指示に的確に従うことができる）は表出性言語遅滞の可

能性が高い。家族歴があればさらに可能性は高まる。通常3歳までに言葉表出が伸びることが多く、無理に言語表出を促す必要はないが、2歳時にフォローアップを行い、ことばの発達を確認することが望ましい。

(2) 社会性・行動の発達

1歳6か月児は他者を意識し、安心できる他者（特に母親）に対しては、自分の興味・関心を共有しようと積極的に働きかける。名前をよんであいさつをしても視線が合わない、物のみに注意が向き相手に注意を向ける様子（共同注意）が見られない、言語指示のみでなくジェスチャーを交えたやりとりも全く成立しない場合は、コミュニケーションの発達の遅れ（自閉スペクトラム症）が疑われる。この年齢の子どもは緊張してやりとりに応じられないことが良くあるが、これらの様子が目立つ場合は再評価が必要である。フォローアップを行い、医療機関や療育機関へ紹介する。

子どもが親の膝上でじっとしていることができず再々降りようとしたり、好き勝手に遊び回ったりする場合は多動と判定する。この時期の多くの子どもは多動であるが、明らかに場面に応じた行動抑制ができない場合、多動的行動特性の他に、知的発達のおくれ（状況判断ができていない）や自閉スペクトラム症（自己中心性、新奇場面への不慣れ）の可能性を考慮する必要がある。

このような場合、保護者は子どもの行動をどのように受け取っているか、普段の生活でも同じ様子がみられるのか、育児で困っていることがないか、育てにくさがないかどうかを確認し、必要なアドバイスや支援につなげる。

3. 熱性けいれん

1) 所見の取り方

問診で熱性けいれんの状況を確認する。

2) 判定と対応

- ・無熱時の発作を伴うもの、神経学的異常を遺すものは、熱性けいれんとは異なる。医療機関を受診していない場合は、医療機関を紹介する。
- ・熱性けいれんの持続時間が長時間（15分以上）であった場合や熱性けいれんを繰り返している場合、まだ医療機関に相談をしたことが無いならば、今後の発熱時の対応について医療機関に相談することをすすめる。

4. 運動発達異常

4.1 運動発達の遅れ

1) 所見の取り方

運動機能は、身体の大運動と、手指の巧緻運動にわけて判定する。

(1) 大運動

- ・上手に歩くことができるかどうかで判定する。
- ・おむつのみで歩かせて診察室に入らせる。保護者から離れることができない場合は

無理に分離せず、上手に歩くことができるか、歩き方に心配がないかどうか保護者に確認する。身体診察後に診察台から保護者のところまで歩くことができるかどうかを確認する。手が肩よりも上に上がっている状態（ハイガード）、手が腰の辺りまで下がってきている状態（ミドルガード）、手が下に下りている状態（ローガード）の順に歩容としては成熟したものとなる（図 3-1）。



図 3-1 歩行の様子

（２）巧緻運動

- ・おもちゃや道具を用途にあわせて操作することができることを確認する。
- ・色のついた立方体の積み木（1 辺 3cm）を積むことができるかどうかで判定する。
指の使い方、両手の協調、手と目の協調に注目する。

２）判定と対応

＜判定基準＞

- ・歩行の遅れ：歩くことができない
- ・手の使い方が未熟：２個の積み木が積めない

・歩行が未開始の場合、理学所見・神経学的異常所見を伴う場合は精神運動発達遅滞、脳性麻痺、神経筋疾患などを考慮し医療機関を紹介する。歩行開始の遅れのみで、言語理解が良く知的発達が良好である場合は追跡観察で粗大運動の発達を再評価する。

・積み木をつむ動作は、微細運動の発達以外に、手と目の協調運動、積み木を積むという知的操作を評価している。積み木を積むことができない、舐めたり、投げ捨てるだけで積もうとしない場合には発達遅滞の可能性を考え、保健センターなどでのフォローにつなげる。

4.2 運動機能異常

1) 診察項目

運動機能異常としては四肢や脊柱の異常も含めて診察の対象である。以下のものを診察する。

- (1) O脚
- (2) 歩容異常
- (3) 胸郭変形
- (4) 脊柱変形

2) 所見の取り方

- (1) O脚は立位又は仰臥位で左右の足関節内果部をつけた状態で膝部の離開をみる。
- (2) 歩容異常は、歩く様子を見る
- (3) 胸郭変形は、座位または立位で正面、側面と背面から胸郭の変形をみる。
- (4) 脊柱変形は、座位または立位で正面、側面と背面から脊柱の変形をみる。とくに脊柱側弯は背面から体幹前屈位で棘突起の配列や肋骨隆起をみる。

3) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 歩容の異常：動揺歩行、墜下性歩行、尖足歩行など
 - ・ O脚：両足内踝をつけて膝部離開4横指以上（O脚）
 - ・ 胸郭・脊柱の変形：強度の胸郭変形、明らかな側弯
-
- (1) 発育性股関節形成不全、くる病、O脚などでみられる動揺歩行、脚長差のある例にみられる墜下性歩行、尖足歩行など異常があれば医療機関へ紹介する。発育性股関節形成不全例でも疼痛はなく、走ることもできる。
 - (2) 生理的なO脚が見られる時期であるが、両足内踝をつけて立位をとったときに膝部に3横指の離開がみられた例は、家庭で経過観察し増悪したら医療機関で精査するように指導する。膝部離開が4横指以上の例は二次健康診査へ紹介する。低身長を伴う例や左右の膝形態が異なる例は注意が必要となる。
 - (3) 強度の胸郭変形（鳩胸、漏斗胸、胸郭の大きさに左右差があるなど）は医療機関へ紹介する。保護者の精査希望にも配慮する。明らかな斜頸（左右側屈・回旋に明らかに左右差がある）、明らかな側弯、後弯（胸腰椎移行部や腰椎に角状の背側への突出がある）、前弯は医療機関へ紹介する。発育性股関節形成不全など下肢長差による代償性脊柱側弯や両側脱臼例の腰椎前弯増強にも注意する。斜頸については筋性、眼性、炎症性、骨性斜頸などとの鑑別が必要となる。

5. 神経系・感覚器の異常

5.1 視覚の異常

眼疾患、斜視、弱視の原因となる強度屈折異常の早期発見が重要である。

(1) 診察項目

3～4 か月児健康診査と同じ

(2) 所見の取り方

3～4 か月児健康診査と同じ

(3) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 視覚反応の異常：固視・追視の不良
- ・ 眼位の異常：斜視など（角膜反射法）

3～4 か月児健康診査と同じ。頭位異常（斜頸）のある例は眼性斜頸の鑑別のため頭部傾斜試験を行って眼位を観察する。

5.2 聴覚の異常

1) 聴力の異常

(1) 所見の取り方

表 3-1 に示した問診票をつけてもらう。

表 3-1 聞こえに関する問診票（出典一覧表 5）

1. 聞こえの反応
1) 見えないところからの呼びかけ、テレビから流れてくるコマーシャルの音楽や番組のテーマ音楽などに振り向きませんか。
2) 耳が聞こえにくいと思ったことがありますか。
3) “ささやき声”で名前を呼んだときに振り向きませんか。
2. ことばの発達
1) 簡単なことばによる言いつけができますか。
2) 意味のあることばを3つ以上言えますか。
3. その他の難聴に関連する項目
1) 家族（父母、祖父母、兄弟姉妹など）に、小さい時から耳が聞こえにくい方・聞こえない方がいますか。
2) 妊娠中に風疹にかかりましたか。
3) 1500g未満で生まれましたか。あるいは、5日以上NICUに入院しましたか。
4) 仮死で生まれましたか。
5) 黄疸が強く、交換輸血を受けましたか。
6) 耳や口に生まれつきの形態異常がありますか。あるいは、頭の前髪が白い部分がありますか。
7) 髄膜炎にかかりましたか。
8) 頭部を骨折して入院しましたか。

(2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 聴覚反応の異常：聞こえに関するプロトコールでリファー

図 3-2 に示したプロトコールにしたがって、パスとリファーを判定する。

リファーとした場合には地域の幼児聴力検査が可能な耳鼻咽喉科での精密聴覚検査が必要となる。

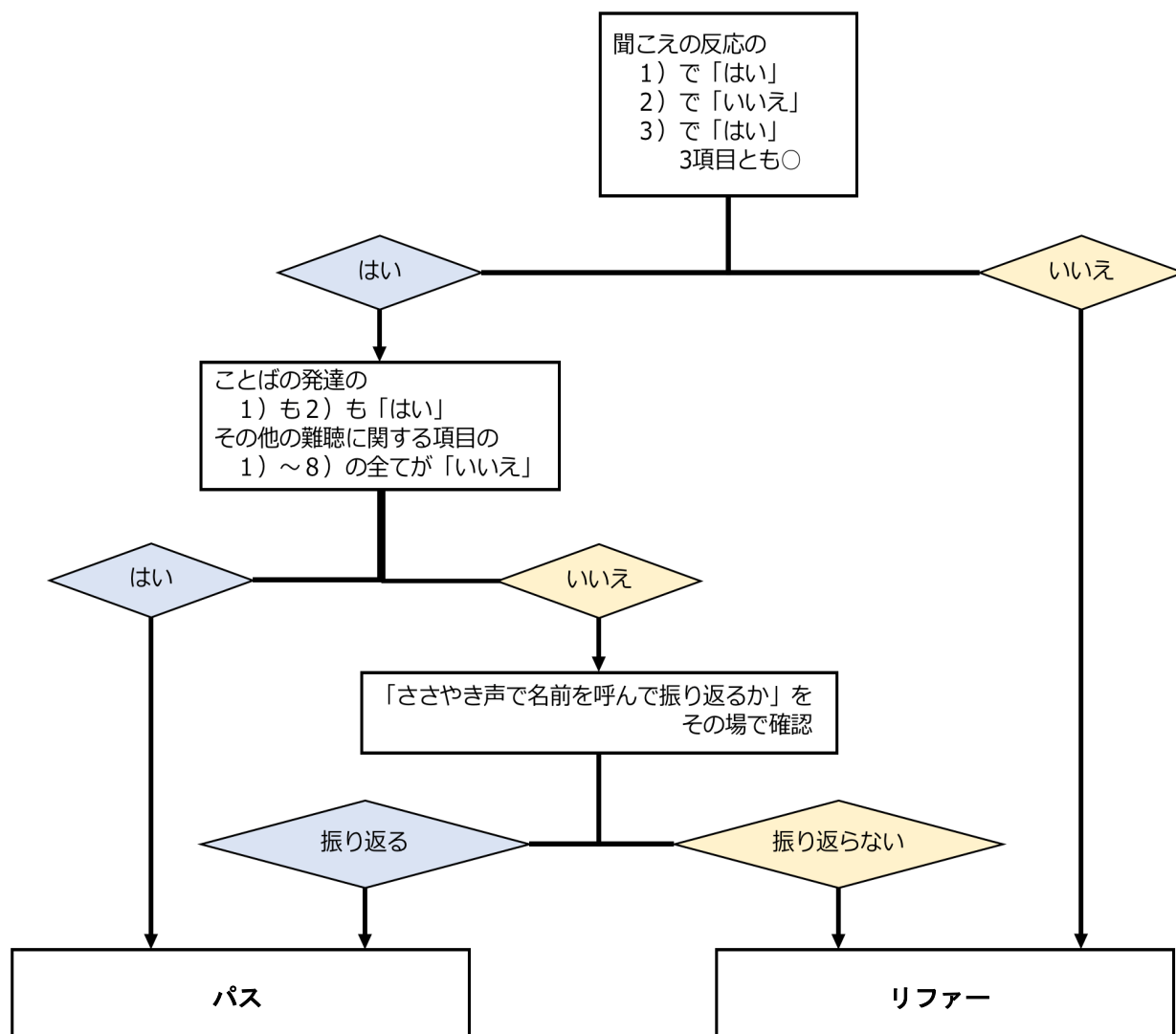


図 3-2 聞こえに関するプロトコール（出典一覧表 5）

6. 皮膚疾患

1) 所見の取り方

明るい室内で全身の皮膚を視診と触診により診察して判定する。皮膚付属器である爪や毛髪にも注意をはらう。びらんや浸出液を伴う皮膚を診察する場合はディスプレイ

ザブル手袋を着用する。皮膚の色、皮膚乾燥の程度、皮膚の清潔、皮膚の異常所見として湿疹（アトピー性皮膚炎を含む）、紫斑や点状出血、白斑・色素斑・母斑、血管腫、皮膚感染の有無を確認する。異常所見がある場合は、その大きさや全身の分布を確認する。

2) 判定および対応

<判定基準>

- ・ アトピー性皮膚炎：程度の強い湿疹
- ・ 傷跡・打撲痕：説明のできない傷跡・瘢痕・打撲痕

- (1) 程度が強い湿疹を認める場合は医療機関の受診をすすめる。アトピー性皮膚炎は「増悪・寛解を繰り返す、瘙痒のある湿疹を主病変とする疾患であり、患者の多くはアトピー素因を持つ」と定義される慢性の皮膚疾患である。かゆみが強い湿疹が特徴的な場所（乳児では顔面や四肢遠位、幼児期以降は眼周囲・耳介周囲・頸部や四肢屈曲部）に見られ2か月以上続いている場合はアトピー性皮膚炎の可能性を考えるが、湿疹の原因は多様なので、健康診査の場のみでアトピー性皮膚炎と診断はせず、スキンケアの指導を含めた事後対応を含めて医療機関の受診をすすめる。
- (2) 膝や前脛骨部など打撲しやすい場所に見られる単独の軽微な紫斑に病的意義は少ないが、紫斑が目立つ場合や打撲することがない部位（背部や大腿内側など）に紫斑を認める場合は、易出血素因の有無や身体的虐待の可能性を考慮し、医療機関を紹介する。説明のできない傷跡・瘢痕・打撲痕を認める場合にも身体的虐待の可能性を考慮し、事後対応を慎重に協議する必要がある。
- (3) 白斑（木の葉状）が3か所以上の場合には結節性硬化症、5mm以上の褐色斑（カフェ・オ・レ斑）が6か所以上の場合には神経線維腫症の可能性を考慮して医療機関を紹介する。
- (4) 母斑（色調あるいは形の異常を主体とする限局性の皮膚奇形）は扁平母斑、色素性母斑、大田母斑、異所性蒙古斑、脂腺母斑などがある。美容的な観点から保護者の心配があれば医療機関を紹介する。
- (5) 皮膚感染症で多いものは、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、皮膚真菌症である。無治療であれば医療機関を紹介する。

7. 循環器系疾患

1) 所見の取り方

視診（チアノーゼ・バチ指の有無）と心音の聴診（心拍数、リズム、心雑音、過剰心音の有無）、触診（手足末梢冷感の有無）により判定する。

2) 判定および対応

<判定基準>

- ・ 心雑音
- ・ 明らかな頻脈、徐脈、脈不整

異常を認める場合、保護者に既往歴と家族歴を確認する。先天性心疾患はすでに診断されていることが多いが、健康診査で初めて異常を認めた場合は医療機関を紹介する。明らかな心拍数やリズムの異常、過剰心音、末梢冷感等を認める場合は速やかに医療機関を紹介する。

8. 呼吸器系疾患

1) 所見の取り方

視診（呼吸器症状、頻呼吸、努力呼吸の有無）と左右の前胸部・側胸部・背部の聴診（呼吸音の異常、副雑音の有無）により判定する。副雑音は①stridor、②crackles、③wheezes に大別される。

2) 判定と対応

＜判定基準＞

- ・ 肺胞呼吸音の明らかな左右差
- ・ 強い喘鳴

全身状態が良いにも関わらず、明らかな左右差を認める場合、何らかの器質的疾患の可能性を考え、X線撮影などの精査を行うため医療機関を紹介する。健康診査は体調がよいときの受診が基本であるが、ときに体調不良時に健康診査を受けにくる場合がある。呼吸器症状がある場合は適切に隔離を行い、呼吸器症状の程度に応じて医療機関を紹介する。

wheezes は気管支喘息発作時に聴取する副雑音であるが、健康診査の場でウイルス性気管支炎と気管支喘息発作を区別することはできない。喘鳴反復（風邪をひくたびにゼイゼイする）、気管支喘息の家族歴、アトピー素因を併せ持つ場合は気管支喘息の可能性を考慮し医療機関での相談を提案する。

9. 消化器系疾患

1) 所見の取り方

診察台で仰臥位として診察する。保護者から離れることができない場合、保護者の膝の上で保護者の体にもたれるように半坐位として診察する。視診、触診の順に診察をする。視診では腹部膨満、臍ヘルニアや臍の異常の有無、そけい部の膨隆の有無を確認する。触診では手を温めてから優しく子どもの臍部に手を当てる。表面的な触診を行い、明らかな不快感や圧痛がないことを確かめてから、深い触診で腹部腫瘤、肝腫大、脾腫、便塊貯留の有無を確認する。

2) 判定と対応

＜判定基準＞

- ・ 腹部腫瘤
- ・ そけいヘルニア

- (1) 腹部膨満と便塊の貯留が目立つ場合、特に新生児期からの頑固な便秘、排便時の不快や排便をこらえる行動が見られる場合は、医療機関を紹介する。
- (2) 便塊以外の腹部腫瘤を触知する場合は腫瘍（肝芽腫、神経芽腫、ウィルムス腫瘍、奇形腫など）の可能性を考慮して医療機関を紹介する。
- (3) 臍ヘルニアは腹直筋の成長とともに自然に目立たなくなるとされるが、ヘルニア門が大きい（2cm 以上）場合にはヘルニアが残存しやすいとの報告もある。保存的圧迫療法が行われることもあるため、臍の突出が目立つ場合や家族が希望する場合には医療機関への紹介を考慮する。
- (4) そけいヘルニアは自然治癒することがなく、経過観察によりヘルニア嵌頓を発症する可能性があることから、早期に医療機関（小児外科）を紹介する。

10. 泌尿生殖器系疾患

1) 所見の取り方

男児の場合、立位で視診により陰茎と陰囊の形態異常の有無を確認してから陰茎と陰囊を触診する。陰茎の大きさを確認し、やさしく包皮を翻転させ外尿道口が正常位置に見えることを確認する。翻転できない場合は無理に翻転させなくてもよい。次に陰囊を触診し、陰囊腫大の有無、両側の陰囊内に精巣を触知することを確認する。陰囊腫大がある場合は透光性を確認する。1歳6か月児健康診査では女兒の陰部診察は必須ではない。

2) 判定と対応

<判定基準>

・ 停留精巣

男児

- (1) 陰囊腫大は、柔らかく円滑で波動があり透光性を認める場合は陰囊水腫である可能性が高い。陰囊水腫は交通性陰囊水腫が多く、腫大のサイズが体位で変化することが特徴である。陰囊水腫は自然消失が期待できる（多くは2歳まで）ため経過観察でよいが、そけいヘルニアを合併する際は外科的治療が考慮される。透光性がない場合や陰囊水腫と判断しにくい場合は医療機関を紹介する。
- (2) 陰囊内に精巣を触知しない場合、停留精巣が疑われる。1歳6か月で精巣下降がなければ経過観察により自然下降することはない、不妊症や精巣腫瘍の発生の問題があるため外科的治療が必要になるため医療機関を紹介する。
- (3) 1歳6か月児の包茎は正常であるが、包皮先端がピンホール状で全く包皮翻転ができず、排尿時に包皮が膨らむバルーニングが見られるなど排尿異常を伴う場合や、尿路感染を合併する場合は、医療機関を紹介する。

11. 生活習慣上の問題

1) 所見の取り方

問診で確認する。1日の生活リズム、食習慣の基礎の確立の有無、排便や排尿の回数、

歯磨きや入浴など保清の状況を尋ねる。

2) 判定と対応

1 歳 6 か月は、食事や睡眠を含めた生活習慣の基礎が確立する時期である。一方で、それまで保護者に依存していた生活行動が、少しずつ「自分で」できるようになる（でもまだ上手にはできない）自立への入り口の時期でもある。生活習慣に問題がある場合は、保健指導を指示する。

1 2. 情緒行動上の問題

1) 所見の取り方

1 歳 6 か月の子どもは身体面では自由に体をコントロールができるようになり活動範囲が急速に拡大する。認知面の発達により、自我が芽生え、自立欲求が強くなるため自己主張やイヤイヤが激しくなる。同時に、自分と相手の違いを理解できるようになり、自分と異なる相手に興味を持つようになる。想像力や記憶力の発達により、みたて遊びができるようになり、少しずつ物事の予測をたてることができるようになる。新奇場面への予期不安が強まる時期でもある。保護者を安全基地として外界に探索をしては安全基地に戻るという行動を繰り返しながら成長する。

1 歳 6 か月児健康診査は子どもにとっては緊張する非日常的な場面である。このため 1 歳 6 か月児健康診査では非日常的な場面に対する子どもの反応、他人である医師への反応、保護者とのアタッチメントを行動観察により評価する。

行動観察の工夫の一例を示す。

子どもを直接診察する前に、子どもが興味を示しそうなおもちゃを保護者から少し離れた場所に置いておき、子どもを自由にさせておく。医師は保護者からの問診を確認しながら、その間の子どもの行動観察を行う。保護者と親しげに話をするにより他者である医師への子どもの警戒心が軽減する。そのなかで子どもの行動観察を行う。

2) 判定と対応

はじめは保護者の近くから離れないか、少し離れて遊んでは保護者の近くに帰ってくる。保護者から離れて遊んでいる間も、ときどき保護者の方を振り返って大丈夫かどうか確かめる（社会的参照：Social referencing）、おもちゃへの興味や関心を自分から保護者に伝えようとする（誘導的共同注意：Initiating joint attention）行動が見られることが普通である。新規場面への緊張は正常の反応であるが、ある程度の時間がたっても保護者にしがみつき全く離れようとしない場合や泣き続ける場合は新規場面に対しての不安・不快が過度である。日常生活場面でも母が困りを感じていることがよくあるので、育児上の困りがないかどうか確認し、必要な支援を検討する。新規場面でもおもちゃのみに興味を示し、全く保護者を参照しない、周囲に関心を示さない場合は、コミュニケーションの発達やアタッチメント形成の問題が考慮されるため、育児状況を確認しフォローアップを検討する。

(コラム 1) 共同注意 (Joint attention) と指差し (pointing)

共同注意とは、ある物や出来事に対する興味・関心を他者と共有する行動のことである。「ほら見て！」と子どもが興味の対象を相手に伝え、相手の関心を自分の興味の対象に引き付け、興味の対象を共有し、さらには対象に対するお互いの感情（すごいね、楽しいね）も共有できている状態が成熟した三項関係である。同じ物や出来事を挟んで「シェアできている」「つながっている」と感じられることが重要である。

指差しにも同様に発達段階があり、1歳6か月では自分の興味・関心を相手に伝えることを目的とした「共感の指差し」（叙述の指差し）が見られることが重要である。

共同注意による三項関係の成立と、共感の指差しができるようになることは、この時期の社会性発達として非常に重要である。



発達段階	年齢	内容
視線と意図の検出	0～9 か月	他者の視線と意図を検出し、他者に関心を示す。 (二項関係)
応答的共同注意	3～18 か月	相手の視線や振向き、指差しに反応して、相手の注目している物を察知し、共有する。
誘導的共同注意	6～24 か月	自分の興味の対象を相手に伝え、相手の関心を引き付け、相手と興味の対象を共有する。(三項関係)

■ 指差しの発達

指差しの種類	年齢	内容
興味の指差し	10～11 か月	興味のあるものを指さす。相手がいないこともある。
要求の指差し Imperative pointing	10～14 か月	自分の欲しいのを取るよう相手に要求をする。要求伝達が主目的である。
叙述の指差し Declarative pointing	12～18 か月	自分が気になったものを相手に知らせ、相手に見ることを求める。「共感の指差し」
応答の指差し	18 か月	相手からの質問に対して答えるための指差し。

(コラム 2) M-CHAT を用いた自閉スペクトラム症への気づき

厚生労働省は 1 歳 6 か月児健康診査にて、幼児の社会的行動を記した 23 項目からなる M-CHAT という質問紙を用いて、自閉スペクトラム症に気付くことを推奨している。医師診察では行わないが、保健師が問診で使用していることがあることを知っておくとよい。

・第1段階スクリーニング

3 項目/23 項目 以上の不通過または 1 項目/重要 10 項目 以上の不通過

重要 10 項目とは項目番号が以下のものをさす;2、6、7、9、13、14、15、20、21、23

・第2段階スクリーニング

保健師による電話での聞き取りを実施する

3 項目/23 項目 以上の不通過または 2 項目/重要 10 項目 以上の不通過

13. その他の異常

1) 所見の取り方

健康診査の場面で以下の様子が見られる場合には、不適切な養育の可能性に留意して、特に注意深い身体診察を行う。

(1) 子どもの様子

- ① 明らかな皮膚や衣服の不潔
- ② 体重増加不良
- ③ 予防接種の未実施
- ④ 極端な分離不安

(2) 保護者の様子

- ① 子どもに無関心（子どもを放置してスマホに夢中になっているなど）
- ② 子どもの周囲で喫煙をしている
- ③ 子どもに強く怒鳴りつけている、子どもを叩いている
- ④ 表情が沈んでおり無気力、抑うつ的

2) 判定と対応

不適切な養育については要支援と判断し、適切な保健相談・育児支援を行い、積極的な見守りとフォローアップを検討する。児童虐待を疑う所見を認める場合は、保健行政と相談の上、子ども家庭相談センター等へ連絡する。

第4章 3歳児健康診査

第1節 法的位置づけと概要

3歳児健康診査は母子保健法第12条に定められていて、「満三歳を超え満四歳に達しない幼児」を対象として、市町村が実施者として行われている。平成27年9月に一部改正された乳幼児健康診査実施要綱が厚生労働省より通知されていて、その中に最新の診察項目と診察所見が記されているので、健康診査を担当する医師は、これらの事項について診察し、その所見の有無についてもれなく判断することが求められる。

集団健康診査においては、一人当たりの診察時間が短いため、要領よくポイントを抑えて診察する必要がある。

1. 診察手順

3歳の幼児では、保護者が近くにいれば独りでも行動ができるようになっており、1歳6か月児健康診査のときのように不安で泣き出したり、親にしがみついて離れなかったりするといった行動はほとんどなくなる。しかし、初めての場所や人の前では話ができなくなったり、動けなくなったりするなどの反応が見られることは少なくない。

医師は以下に例示した診察手順に慣れておいて、円滑に診察することが求められるし、実際に診察できなかったことを養育者に尋ねて、診察の補完的な情報として活用するとよい。

- 1) はじめに問診票（既往歴・発達歴・生活歴・予防接種・養育環境）の記載内容、身体計測結果（身長・体重・肥満度）と成長曲線を確認する。
- 2) 下着1枚で保護者と一緒に診察室に入室してもらう。
- 3) 保護者とは別の椅子（小さめのもの）に座るように指示する。座ったら児と目を合わせて、挨拶をする。嫌がる場合には保護者の膝の上に児を座らせてもよい。
- 4) 挨拶に続いて児の名前を尋ねる、年齢を尋ねるなどの会話をする。言語発達やコミュニケーション能力を診ることが目的だが、診察の場や医師に慣れるための準備でもある。
- 5) 座位のままで視診、触診、聴診を行う。
- 6) 椅子から下りて立つように指示し、O脚の有無を確認する。
- 7) 保護者のほうを向かせて、後ろからささやき声にて聴力を診る。診察室がうるさいなど診察ができない場合は問診で代用してもよい。
- 8) 保護者に向かってお辞儀をさせて脊柱の変形の有無を診る。
- 9) 粗大運動機能の評価として、歩かせて歩容を診る。
保護者に説明を行い、母子健康手帳に必要事項を記入する。
- 10) 保護者に「何か心配なことはありますか？」と尋ね、短く答えられる範囲で対応し、終了する。詳しく説明が必要な内容は、保健師に連絡して保健指導や子育て支援の対象として挙げる。

2. 診察項目

16、17 頁に診察項目を掲載した。診察項目の選定基準は総説に記してある。スクリーニングすべき疾患と平成 27 年 9 月に一部改正された乳幼児健康診査実施要綱(※1)に記載されている診察項目と診察所見を加味して作成してある。第 2 節以降はこの診察項目の順にしたがって所見の取り方および判定と対応について記述する。

第 2 節 診察内容

1. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児の体格は、おおむね身長 90cm、体重 15kg が目安である。性別の成長曲線上（資料参照）で 3 パーセンタイル以上 97 パーセンタイル未満を正常範囲とするが、成長曲線で過去の成長の経過を評価して、急激な変化にも留意する必要がある。具体的な測定の留意点は 9 ページを参照していただきたい。

身長と体重がそれぞれ正常範囲であっても、体格のバランスに留意する必要がある。肥満度は -15% から $+15\%$ が正常範囲である。3 歳児では、視診にて肋骨や鎖骨が見えるくらいの状態が標準体重前後であり、肋骨や鎖骨が見えないくらいの体格では、およそ 20%くらいの肥満度となる。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 身長・体重が 3 パーセンタイル未満または 97 パーセンタイル以上
- ・ 体重がパーセンタイル曲線を 2 本下降（体重増加不良）

低身長は身長が 3 パーセンタイル未満、高身長は身長が 97 パーセンタイル以上の時に疑う。SGA（small-for-gestational age）性低身長、成長ホルモン分泌不全症など治療可能な低身長の可能性もあるため、医療機関への紹介を考慮する。体重増加不良が先行していることが明らかな場合は、養育環境・摂食状態、周産期異常の有無などを確認する。健康診査の時点で身長が 3 パーセンタイル以上であっても、それ以前と比較して伸びが停滞している場合には、経過観察が必要である。

痩せは体重が 3 パーセンタイル未満、肥満度 -15% 未満が続く場合に、肥満は体重が 97 パーセンタイル以上、肥満度 $+15\%$ 以上が続く場合に疑う。いずれも栄養指導の対象とする。痩せでは低出生体重児や食物アレルギーの可能性、肥満では頻度は少ないが二次性肥満の可能性があり、これらを示唆する既往歴や所見があれば医療機関へ紹介する。また、身長、体重が正常範囲内であっても、急激な変動がある場合にも追跡観察とするとよい。体重が 3 パーセンタイル未満で、成長曲線を外れて体重増加が停滞または減少する場合は、体重増加不良と判断する。体重増加不良は養育環境の確認や原因疾患の精査が必要であり、医療機関への紹介を考慮する。育児過誤やこども虐待が疑われる場合は、関係機関と情報共有をおこない連携して支援を行う。

2. 精神的発達障害

1) 所見の取り方

3 歳における精神的発達については、(1) 知的発達と (2) 社会性・行動の発達の視点を持って診察する。(1) 知的発達は言語理解と発語の程度で、(2) 社会性・行動の発達は会話でのやりとりや行動観察、保護者からの問診を参考に評価する。

(1) 知的発達の診察

① 言語理解

- ・ 大小のりんごの絵を見せて、その大小を尋ね指差しさせる。
- ・ 電車の絵を見せて、その長短を尋ね指差しさせる。
- ・ 積み木を 2 個と 4 個を別々に積んで、その高低を尋ね指差しさせる
- ・ 色つきの自動車 (図 4-1 赤、青、黄、緑) の 4 色を見せて、色を尋ね指差しさせる。指さした色を答えさせてもよい。

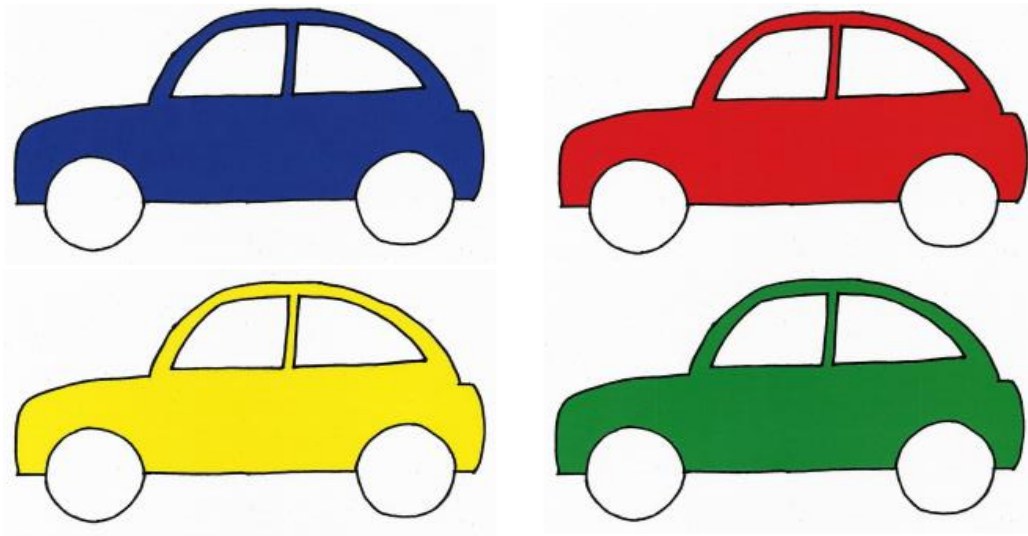


図 4-1 色の呼称に使う自動車

② 言語表出

- ・ 子どもに名前と年齢を尋ねて答えさせる。
- ・ 今日は誰と一緒に来たのかを尋ねて答えさせる。
- ・ 家庭での様子 (遊びや食事で好きなものなど) あるいは保育所での様子を尋ねて答えさせる。

(2) 社会性・行動の発達の診察

(1) では診察開始時の会話や指示への応答を通じて、言語発達やコミュニケーション能力を診察する。その際、児の診察の場への適応や対人関係を観察し、社会性

や行動の発達についても評価する。観察のポイントは次のとおりである。

- ・ 医師の指示に従える。診察に協力できる。
- ・ 会話中に視線は合う。やり取りが成立する。
- ・ 会話中に突然別の話を始めたり、動き回ったりしない

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 言語理解：大小、長短、4色が理解できていない。
- ・ 言語表出：2語文が出ていない。スムーズに発語できない
- ・ 社会性・行動：視線が合わない、合ってもごく短い。動き回り、いすや親の膝に座れない。

(1) 知的発達の判定と対応

① 言語理解

3歳前半で大小が理解できない場合には、明らかに理解力の遅れが疑われるので医療機関や療育機関を紹介する。高低が理解できなかったり、4色のうちいくつか答えられなかったり場合には経過観察とする。3歳6か月以降では、長短や高低が理解できない場合や4色のすべてが答えられない場合には理解力の遅れが疑われるので医療機関や療育機関を紹介する。

②言語表出

3歳で発語が単語レベルで二語文が出ていない場合はことばの遅れと判断する。助詞は必ずしも出ていなくてもよい。発語とともに、大小や色など抽象概念の理解状態を確認する。抽象概念を獲得している場合は言語発達がキャッチアップすることが多いため、経過観察とする。発語だけでなく言語理解にも遅れがある場合は、聴力を確認したうえで医療機関や療育機関への紹介を考慮する。

話すことはできるが、尋ねたことに答えることができず会話が成立しにくい場合には自閉症を疑う必要がある。視線の合いにくさなど社会性の発達状況とあわせて医療機関や療育機関への紹介を考慮する。

「発音がはっきりしない」という相談も多い時期である。構音発達は5歳前後で完成するとされており、構音の未熟性（サカナがタカやチャカナ、ダルマがラルマになど）は異常ではない。発話全体の明瞭度が悪く、聴き取れない場合には聴力を確認したうえで経過観察とする。聴覚（聴力）障害が疑われる場合は、医療機関へ紹介する。

(2) 社会性・行動の発達

医師を見ることがない、簡単な指示に従えずじっとしていない、簡単な会話ややり取りが成立しない場合には医療機関や療育機関を紹介する。保護者を参照しなかったり、一人遊びが多かったりする場合は社会性の発達の遅れが疑われるので、追跡観察にす

るとよい。

短時間の診察においては、行動観察・評価を十分に行うことは困難である。また、健康診査という非日常場面であることにも留意する必要がある。緊張したり、恥ずかしがったりして医師との会話ができないこともある。保護者からの情報を問診から把握し、診察所見とあわせて判断する。保育所等に入園している場合は、同年齢の子どもとの対人関係や集団行動の状態についても情報を得ておくといよい。

3. 熱性けいれん

1) 所見の取り方

問診上で情報を収集する。

2) 判定と対応

- ・無熱時の発作を伴うものや神経学的異常をのこすものは熱性けいれんとは異なる。医療機関を受診していない場合は、医療機関を紹介する。
- ・熱性けいれんの持続時間が15分以上であった場合や熱性けいれんを繰り返している場合で医療機関に相談をしたことがない場合は、今後の発熱時の対応について医療機関に相談することを勧める。

4. 運動機能異常

4.1 運動発達の異常

1) 所見の取り方

運動機能は、(1) 身体の移動等の粗大運動と (2) 手指の動きを見る微細運動に分けて所見をとる。

(1) 粗大運動

3歳児は成人と同様に手と足を交互に振って歩くことができる。また走行や跳躍が可能になり、足を交互にして階段を上ることができるようになる。診察室では歩く様子を観察する。

(2) 微細運動

微細運動も器用になり、鉛筆で○を書いたり、積み木を8個積み上げたりすることができ、日常生活ではお箸が使えるようになったり、大きなボタンであればかけることができる。健康診査では道具がなくても可能な方法として、母指と示指で輪を作ること（オッケーの形）ができることを確認する。

2) 判定と対応

＜判定基準＞

- ・粗大運動：歩行が不安定だったり、左右への重心の動揺がある
- ・微細運動：母指と示指で輪を作ること（オッケーの形）ができない

3歳児で歩行できていない例は明らかに異常であり、健康診査までに医療機関を受診して

いることを確認する。3歳児健康診査では、歩行できていても歩く様子（歩容）に問題がある例を発見する。

歩行が不安定だったり、左右への重心の動揺がみられたりする場合は、精密検査として医療機関を紹介する。脳性麻痺や神経筋疾患で痙性や失調がある場合や不随意運動がある場合がある。

発育性股関節形成不全、くる病、O脚などでみられる動揺歩行、脚長差のある例にみられる墜下性歩行、尖足歩行などあれば医療機関へ紹介する。

微細運動の遅れは、脳性麻痺などによる運動機能の問題だけでなく、発達障害や知的障害にみられる協調運動機能の遅れでもみられる。発達全体の評価を考慮して、追跡観察とする。

4.2 運動器の異常

1) 所見の取り方

(1) O脚：立位で左右の足関節内果部をつけた状態で膝部の間の距離をみる

(2) 胸郭変形：座位と立位で、正面、側面と背面から胸郭の変形をみる。

(3) 脊柱変形：座位と立位で、正面、側面と背面から脊柱の変形をみる。とくに脊柱側弯は背面から体感前屈位で棘突起の配列や肋骨隆起をみる。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ O脚：両足関節内果をつけた時に膝部に4横指以上の離開がある
- ・ 胸郭：強度の変形（漏斗胸、明らかな左右差など）

(1) O脚：立位で両足関節内果をつけた時に膝部に4横指以上の離開がみられた場合は、医療機関へ紹介する。

(2) 胸郭変形：漏斗胸、胸郭の大きさに左右差があるなど強度の胸郭変形がある場合は、医療機関へ紹介する。まれに基礎疾患を合併する例がある。容姿が他の子どもと異なることが親子に与える心的負担が大きいことが報告されており、保護者の精査希望にも配慮する。

(3) 脊柱変形：明らかな側弯、後弯（胸腰椎移行部や腰椎に角状の背側への突出がある）前弯は医療機関へ紹介する。発育性股関節形成不全など下肢調査による代償性脊柱側弯や両側脱臼例の腰椎前弯増強にも注意する。

5. 神経系・感覚器の異常

5.1 視覚の異常

斜視や高度の屈折異常（遠視や乱視）があると、中枢へのシナプス形成が阻害され、眼鏡やコンタクトレンズでは矯正できない片眼または両眼の視力不良（弱視）となる。弱視は予防・治療が可能であるが、感受性期間（6～8歳）を過ぎると不可逆的な視力不良となる。弱視の有病率は約2%で、小児や若年者の視力不良の原因として頻度が高い。大部分の弱視は3歳児健康診査で早期に検出されれば予後良好で、矯正眼鏡の常用と健眼遮閉治療・弱視

訓練によって就学までに治癒することができる。

3歳児視覚検査ではアンケート（表 4-1）と視力検査が必須項目である。一次検査はアンケートと家庭での視力検査、二次検査はアンケート記入項目の確認と二次問診、家庭での視力検査結果の確認と視力の再検査、医師の診察である。なお、自治体によっては、屈折検査や両眼視機能検査（立体視検査）、視能訓練士による診察を加えて聴覚検診の精度を上げる試みがされている。

表 4-1 目に関するアンケート

1)	目つきや目の動きで気になることがありますか
2)	まぶしがりますか
3)	目を細めて見ますか
4)	物に近付いて見ますか
5)	頭を傾けたり、横目で見たりしますか
6)	明るい戸外で片目をつぶりますか
7)	目が揺れていますか
8)	まぶたがさがっていますか
9)	黒目の大きさが左右で違いますか
10)	瞳孔（黒目の中央）が白っぽく見えることがありますか
11)	近くのものを見るときに、目が内側に寄ることがありますか
12)	親、兄弟姉妹に弱視、斜視、生まれつきの目の病気の人がありますか

1) 所見の取り方

(1) 視診：3～4 か月児健康診査と同じ

(2) 眼位検査：3～4 か月児健康診査と同じ

(3) 視力検査：視力検査は、2.5m の検査距離で 0.1（練習用）と 0.5 に相当するランドルト環単独視標等の検査セットを使って片眼ずつ行う。検査セットを送付し、家庭での視力検査を正確に行うように、わかりやすい説明書を配布する。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 角膜反射法で斜視がある
- ・ 視力検査の異常

角膜反射法で斜視がある場合や視診にて明らかな異常所見がある場合は医療機関へ紹介する。

家庭での視力検査で左右眼いずれかでも視力 0.5 が確認できなかった児、検査のできなかった児は二次検査にて視力の再検査を行う。月齢や発達状況によって検査ができないことがあり、3歳6か月頃になると検査可能率が向上する。二次検査で視力の再検査を実施した結果、左右眼のいずれかでも視力 0.5 が確認できなかった児、検査のでき

なかった児は眼科での精密検査を勧告し、受診結果について保護者に確認をする必要がある。

5.2 聴覚の異常

1) 所見の取り方

健康診査を受診する前に問診票が配布され、ささやき声検査などが家庭で実施されているので、その結果を確認する。なお、自治体によっては、ティンパノメトリーや指こすりテスト、信号音による聞き取りテスト、耳鼻咽喉科医や言語聴覚士による診察を加えて聴覚検診の精度を上げる試みがされている。

表 4-2 聴覚に関わる問診票（出典一覧表 6）

1)	家族、親戚の方に、小さいときから耳の聞こえにくい方・聞こえない方がいますか。
2)	中耳炎に何回か、かかったことがありますか。
3)	普段鼻づまり、鼻水が多い、口で息をしている、のいずれかがありますか。
4)	呼んで返事をしなかったり、聞き返したり、テレビの音を大きくするなど、聞こえにくいと思うことがありますか。
5)	園の保育士など、お子さんに接する人から、聞こえにくいと言われたことがありますか。
6)	話しことばについて、遅れている、発音がおかしいなど、気になることがありますか。
7)	あなたの言うことばの意味が動作などを加えないと伝わらないことがありますか。

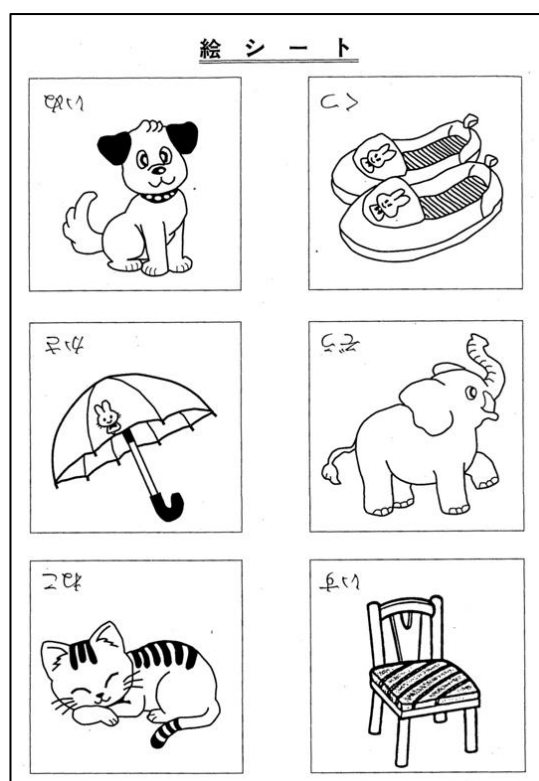


図 4-2 ささやき声検査で用いられる絵シート（出典一覧表 6）

2) 判定と対応

<判定基準>

聴覚にかかわる問診票（表 4-2）は、1）～3）の参考項目と、4）～7）の重要項目に分けられる。判定方法とその後の方針をフローチャートに示す（図 4-3）。

- ・ 重要項目 4）～7）がすべて「いいえ」の場合は、ささやき声検査の結果を確認する。絵シートの 6 個の絵のうち○が 5 個以上ある場合はパス、○が 4 個以下の場合は精密検査とする。
- ・ 重要項目 4）～7）のいずれか 1 項目以上に「はい」と答えている場合は、ささやき声検査の結果にかかわらず精密検査とする。

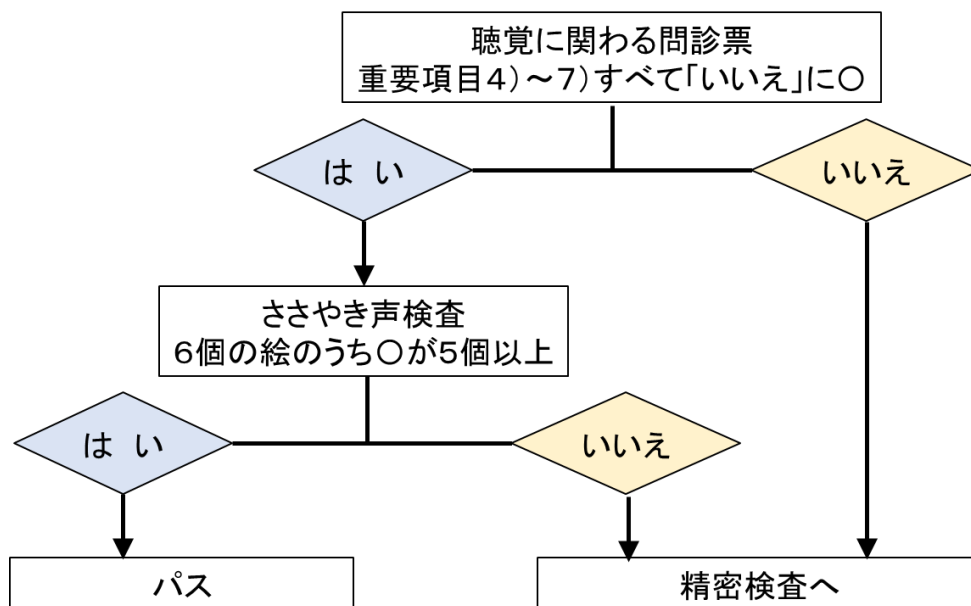


図 4-3 聴覚に関する判定のフローチャート（出典一覧表 6）

表 4-2 の問診票の第 1 項目はあまり重要視されない。問診票の第 2、第 3 項目は滲出性中耳炎を念頭においたものである。滲出性中耳炎によっても軽度から中等度の難聴を発症することがあるので、耳鼻咽喉科医に精査を依頼する。問診票の第 4、第 5 項目は直接難聴の有無を問う問診であり、いずれかにチェックが入っていた場合にはリファーとしてよい。問診票の第 6、第 7 項目のいずれかにチェックが入った場合、ささやき声検査の結果を参照する必要がある。ささやき声検査でも難聴が疑われた場合には難聴疑いとしてリファーとする。

6. 皮膚疾患

1) 所見の取り方

皮膚色、皮膚の緊満度 (turgor)、皮膚の乾燥度、色素沈着、発疹や出血、皮膚の感染症などをチェックする。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 程度の強い湿疹
- ・ 説明のできない傷跡や打撲痕

程度の強い湿疹、例えば湿潤や出血があつたり、掻爬痕があり強いかゆみを訴える湿疹などでは医療機関の受診をすすめる。アトピー性皮膚炎では、かゆみを伴うもの、顔面を超えて体幹、四肢に広がっているもの、2か月以上持続しているもの、家族歴や合併アレルギー疾患がある場合では、医療機関受診をすすめる。

膝や前脛骨部など外傷を受けやすい場所にみられる単独の軽微な傷跡や打撲痕には病的意義は少ない。紫斑がめだつ場合、新旧の傷跡や打撲痕が混在する場合、外傷を受けることが少ない部位（背部や大腿内側など）に傷跡や打撲痕を認める場合は、易出血素因の有無や身体的虐待の可能性を考慮して医療機関を紹介する。身体的虐待の可能性が疑われる場合は医療機関への紹介にとどめず、すみやかに関係機関と情報共有をおこない、連携して支援を行う。

その他にも所見が認められるのに医療管理が行われていない場合には、医療機関を紹介をする。自然消退するものや悪性化の可能性がないものでも、美容的な観点で医療機関への紹介が必要になることがある。

7. 循環器系疾患

1) 所見の取り方

視診（チアノーゼ・バチ指の有無）と心音の聴診（心拍数、リズム、心雑音、過剰心音の有無）、触診（手足末梢冷感の有無）により判定する。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 心雑音
- ・ 明らかな頻脈、徐脈、脈不整

異常を認める場合、保護者に既往歴と家族歴を確認する。先天性心疾患はすでに診断されていることが多いが、健康診査で初めて異常を認めた場合は医療機関を紹介する。明らかな心拍数やリズムの異常、過剰心音、末梢冷感等を認める場合は速やかに医療機関を紹介する。

8. 呼吸器系疾患

1) 所見の取り方

視診（呼吸器症状、頻呼吸、努力呼吸の有無）と左右の前胸部・側胸部・背部の聴診（呼吸音の異常、副雑音の有無）により判定する。副雑音は①stridor、②crackles、③wheezes に大別される。

健康診査は体調がよいときの受診が基本であるが、ときに体調不良時に健康診査を受けにくる場合がある。呼吸器症状がある場合は適切に隔離を行い、呼吸器症状の程度に応じて医療機関を紹介する。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 肺胞呼吸音の明らかな左右差
- ・ 強い喘鳴

全身状態が良いにも関わらず明らかな左右差を認める場合は、何らかの器質的疾患がある可能性を考えて、医療機関を紹介する。

wheezes は気管支喘息発作時に聴取する副雑音であるが、健康診査の場でウイルス性気管支炎と気管支喘息発作を区別することはできない。喘鳴反復（風邪をひくたびにゼイゼイする）、気管支喘息の家族歴、アトピー素因を併せ持つ場合は気管支喘息の可能性を考慮して医療機関の受診をすすめる。

9. 消化器系疾患

1) 所見の取り方

立位にさせた状態で視診、触診をおこなう。視診では臍ヘルニアの有無を確認する。触診は臍部辺りに手掌を当てて、ゆっくりと押して掌に腫瘍が触れるかどうかを確認する。緊張やくすぐったがって腹筋が硬直し十分に触診できないときは、話しかけてリラックスさせたり、口を開けて腹式呼吸をさせたりするとよい。ついで左右の側腹部に手を当てて、同様に腫瘍の有無を確認する。右上側腹部では肝腫大の有無を、左上側腹部では脾腫大の有無を確認する。脾や肝の辺縁は通常で子どもが深い呼吸の吸気時に触れることができる。左下腹部では便塊による腫瘍に留意しながら、下行結腸当たりを触診する。下腹部では視診と触診にて、そけいヘルニアの有無を確認する。

2) 判定と対応

<判定基準>

- ・ 腹部腫瘍
- ・ 臍ヘルニア
- ・ そけいヘルニア

著明な腹部膨満や腹部腫瘍がみられたときは、固形腫瘍なのか、のう腫なのか、臓器

の腫大によるものか、糞便によるものかを区別する必要がある。腹部腫瘍がみられたときには、まず悪性腫瘍を考えるべきで、速やかに医療機関を紹介する。小児期の発症頻度では神経芽腫や Wilms 腫瘍（腎芽腫）が比較的高い。

そけいヘルニアは、3：2 で男児に多く、そけい部から陰囊にかけて還納可能なヘルニア腫瘍を生じ、腸管が内容の場合は還納時にグル音を聴取し、治療は外科的手術になる。所見があれば医療機関を紹介する。

10. 泌尿生殖器系疾患

1) 所見の取り方

男児の場合は、立位により陰茎と陰囊の携帯以上の有無を確認してから、陰囊を触診する。左右の精巣が触知でき、左右差はないかどうかを確認する。女児の場合は、3 歳児健康診査では泌尿生殖器系の診察は必須ではない。

2) 判定と対応

<判定基準>

・ 停留精巣

停留精巣は陰囊に精巣を触知しない場合で、不妊症や悪性腫瘍の発生の問題があり、手術が必要になるため医療機関を紹介する。

11. 生活習慣上の問題

1) 所見の取り方

問診にて行う。起床と就寝、食事の回数や時間帯、排便の回数や時間帯などの生活リズム、歯磨きや入浴の有無といった保清の状況、着替えや排尿の自立などしつけ面についても尋ねる。

2) 判定と対応

3 歳児にとって基本的な生活習慣は、発育・発達にとってきわめて重要な事項である。生活習慣に問題があれば、保健指導を指示する。こども虐待に気付くきっかけにもなる。

12. 情緒行動上の問題

一般的に 3 歳では自己主張が強くなり、自己中心的な言動が増えてくる時期である。遊びや会話におけるやり取りが成立し、相手を見て必要な要求を伝えることができるようになる一方で、自己表現ができることばが十分に発達していないため、感情をかんしゃくの形で表現することもある。また、親から離れて同年齢の子どもと一緒に遊ぶようになる。

1) 所見の取り方

保護者からの情報を問診から把握し、診察所見（「2. 精神的発達障害 （2）社会性・行動の発達」を参照）とあわせて判断する。保育所等に入園している場合は、同年齢の子どもとの対人関係や集団行動の状態についても情報を得ておくといよい。

2) 判定と対応

<判定基準>

・ 過剰な不安、恐れ

親や兄弟、親しい大人等と一緒にいるときは落ち着いて過ごすことができるが集団の中では不安定になったり、ちょっとしたきっかけで泣いたり、パニックになる、「こわい」「できない」等の恐怖感情を示し逃避行動をおこすなどの過剰な不安、恐れがある場合は医療機関への紹介を考慮する。感覚の過敏性、相手の気持ちがわからない、場面の見通しがつかない等により大きな不安や恐怖を感じていることがあるため、精神的発達についても考慮する。分離のような刺激やきっかけが明らかな場合は発達経過に伴い落ち着くものであるが、保護者にも不安が強い場合は保健指導の対象とする。

13. その他の異常（児童虐待など）

乳幼児健康診査は、児童虐待の予防や早期発見についても重要な役割を担っている（平成30年7月20日子母発0720第1号母子保健課長通知）。問診や診察を通じて児童虐待のリスクを把握し、必要な支援の提供や対策を講じることが重要である。

1) 所見の取り方

身体発育を成長曲線で確認する。診察時点の状態だけでなく、過去の成長の状況を参考にして急激な変化にも留意する必要がある。身体の視診にて新旧の傷跡、打撲痕、皮膚の汚れの有無を確認する。とくに目立たない背部や大腿内側部に留意する。う歯や口腔内の衛生状態などの歯科診察所見や、対人関係で不安そうに見える、過剰になれなれしい、極端な分離不安など違和感のある行動についても留意する。

保護者の様子については、子どもに無関心、強く怒鳴りつける・叩くなどの行為、表情変化に乏しい・抑うつ的ななどの心身の活力について観察する。予防接種の記録、母子健康手帳への記載などにも注意する。

2) 判定と対応

<判定基準>

複数の傷や傷跡の数が複数であったり、皮膚の汚れが目立ったり、う歯が多い・口腔内が不衛生などの場合には養育支援の緊急度が高いと判定する。母子保健行政担当者と相談し、総合的に判断し、子ども家庭相談センター等へ連絡する。火傷や骨折、縫合を必要とした怪我などが複数認められた場合には被虐待を疑い、すみやかに関係機関と連携して対応する。

子どもの様子や家族関係より性的虐待が疑われた場合には専門的な診察を要するので、すみやかに通報する。

(コラム 3) PARS-TR を用いた自閉スペクトラム症への気づき

厚生労働省は3歳児健康診査にて、PARS-TR(親面接式自閉スペクトラム症評定尺度 テキスト改訂版)という質問紙を用いて、自閉スペクトラム症に気づくことを推奨している。就学前向けに3～4項目の質問があり、基準値以上で疑わしいと判定する。12項目からなる短縮版もあり、0,1,2点で点数化し5点以上でスクリーニングするという基準になっている。医師診察では行わないが、保健師による問診で実施されていることもあることを知っておくとよい。

第5章 養育者のメンタルヘルス

1. メンタルヘルス不調やその他の心理社会的リスクのある養育者とその子どもへの対応

産後は産後うつをはじめとしてメンタルヘルスの不調をきたしやすい時期である。母親のメンタルヘルス不調は養育不全や児童虐待のリスク因子となる。母子保健関係者がそれぞれの持ち場で多職種によるセーフティネットの役割を担い、メンタルヘルス不調のみならず、養育不全や児童虐待につながりうる心理社会的リスクを見逃さずに、支援につなげることが重要である。乳幼児健康診査においても、小児科医が養育者のメンタルヘルス不調やその他の心理社会的リスクに対する早期介入・早期支援のためのゲートキーパーになることで、切れ目ない母子の支援や児童虐待予防に重要な役割を果たすと考えられる。

本稿では、乳幼児健康診査の場で遭遇することがあり、かつ、精神科医でなくても見立てが可能でかつ支援につなげることが必要な養育者のメンタルヘルス不調として、産後うつと産褥精神病を取り上げる。さらに、妊娠期から育児期にかけての切れ目のない支援において知っておくべき母子保健の仕組みやツールについて述べる。

2. 乳幼児健康診査で特に注意すべき2つのメンタルヘルス不調

乳幼児健康診査で特に注意すべき母親のメンタルヘルス不調は、うつ状態と幻覚妄想状態である。この2つは精神科専門でなくても判断が比較的容易で、かつ、母子の安全確保に極めて重要である。うつ状態の場合、産後であれば産後うつ病を疑ったほうが良い（他には、うつ病、双極性障害の可能性もある）。また、幻覚妄想状態の際には、産褥精神病や統合失調症が疑われる。いずれの疾患も、重症化すれば、母親の自殺企図・子どもへの危害・母子心中などのリスクがある。養育者がこれらの精神症状を呈することが疑われた場合には、保健師と情報共有して母子のサポートを検討する。図5-1は対応の流れの案である。養育者のメンタルヘルスのチェックはルーチンに行うことが望ましい。その方が見逃しが少なくて済む。

1) 産後うつ

産後うつは産後に気分が沈み、日常の生活でそれまで楽しいと思っていたことが楽しいと思えなくなったり、物事に対する興味がなくなったりする症状を呈する。そのようなことが一日中あり、また一定期間（一つの目安としては大体2週間以上）続く。産後にこのようなうつ状態が続くと児に向き合うことも難しくなる。

気持ちの落ち込んでいる時間があっても短時間のみで、ほかの時間帯は楽しいことを楽しめ、育児もしっかりとできていれば産後うつの可能性は低い。

(1) うつ病の見立てに有効なスクリーニング

乳幼児健康診査の場において、養育者のメンタルヘルスのチェックはルーチンに

行うことが望ましい。多忙な乳幼児健康診査の場で小児科医にとって、子どもの母親の精神的問題にアセスメントをすることは、意識して行わなければ困難であろう。

うつ病の見立てに有効なスクリーニングとして、Whooley の二質問法がある（図 5-2）。これは、うつ病の 2 大症状である、興味喜びの消失と持続する抑うつ気分について問うものである。欧米ではプライマリケア医が成人のうつ病のスクリーニングに利用することが多い。Whooley の二質問法は精神医学の国際的な診断基準である Diagnostic Statistical Manual-5（DSM-5）の大うつ病性障害の 2 大症状をそのまま尋ねるものであり、米国での研究でうつ病に対する感度は 96%、特異度は 57%とスクリーニングとしては十分の精度であることがわかっている。Whooley の二質問法は、日常臨床の中で母親への問診の中でも実施可能なので、育児不安が強い母親の相談にのる中で、さりげなく二質問法の内容を織り交ぜてアセスメントするのも良い。二つの質問のうちで一つでも「はい」があれば、さらに、PHQ-9 を行うということもプライマリケア医の間では行われている。PHQ-9 のかわりにエジンバラ産後うつ病質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale (EPDS)）を使うのも良い（図 5-3）。

また、産後うつをきたしやすい要因として、精神疾患の既往、ソーシャルサポートの乏しさ、大きなストレスイベントが海外の研究で明らかとなっており、日本の疫学研究では他に初産婦や妊娠中のうつ状態、孤立があがっている。これら母親のメンタルヘルス不調のリスク因子を念頭に置きながら母子にかかわることは、メンタルヘルス不調の母親の早期発見に有益であろう。

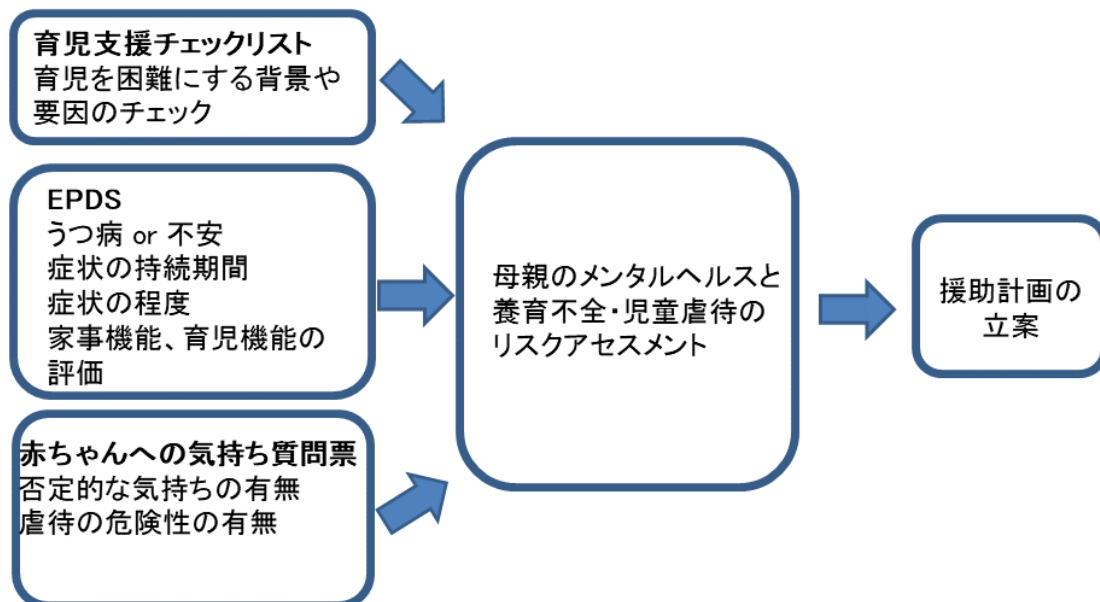


図 5-1 養育者のメンタルヘルスへの対応

以下の質問にお答えください

(「はい」か「いいえ」のどちらか、より当てはまる方に○をつけてください)

①	この1か月間、気分が沈んだり、憂うつな気持ちになったりすることがよくありましたか。	はい	いいえ
②	この1か月間、どうも物ごとに対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	はい	いいえ

上記の①②のどちらかに「はい」とお答えした方にうかがいます。

③	何か助けが必要だったり、助けてほしいと思ったりしますか。	はい	いいえ
---	------------------------------	----	-----

図 5-2 うつ病に関する二質問法 (うつのスクリーニング)

日本語版エジンバラ産後うつ病質問票 (The Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS)

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。

最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。

今日だけではなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。

- 1) 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった。
 1. いつもと同様にできた
 2. あまりできなかった
 3. 明らかにできなかった
 4. 全くできなかった
- 2) 物事を楽しみにして待った。
 1. いつもと同様にできた
 2. あまりできなかった
 3. 明らかにできなかった
 4. 全くできなかった
- 3) 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた。
 1. いいえ、全くなかった
 2. いいえ、あまり度々ではなかった
 3. はい、時々そうだった
 4. はい、たいていそうだった
- 4) はっきりした理由もないのに不安になったり、心配になったりした。
 1. いいえ、そうではなかった
 2. ほとんどそうではなかった
 3. はい、時々あった
 4. はい、しょっちゅうあった
- 5) はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
 1. いいえ、全くなかった
 2. いいえ、めったになかった
 3. はい、時々あった
 4. はい、しょっちゅうあった
- 6) することがたくさんあって大変だった。
 1. いいえ、普段通りに対処した
 2. いいえ、たいていうまく対処した
 3. はい、いつものようにはうまく対処できなかった
 4. はい、たいてい対処できなかった
- 7) 不幸せな気分なので、眠りにくかった。
 1. いいえ、全くなかった
 2. いいえ、あまり度々ではなかった
 3. はい、時々そうだった
 4. はい、いつもそうだった
- 8) 悲しくなったり、惨めになったりした。
 1. いいえ、全くそうではなかった
 2. いいえ、あまり度々ではなかった
 3. はい、かなりしばしばそうだった
 4. はい、たいていそうだった
- 9) 不幸せな気分だったので、泣いていた。
 1. いいえ、全くそうではなかった
 2. ほんの時々あった
 3. はい、かなりしばしばそうだった
 4. はい、たいていそうだった
- 10) 自分の体を傷つけるという考えが浮かんできた。
 1. 全くなかった
 2. めったになかった
 3. 時々そうだった
 4. はい、かなりしばしばそうだった

Cox, J. L., Holden, J. M., & Sagovsky, R. (1987). Detection of postnatal depression. Development of the 10-item Edinburgh Postnatal Depression Scale. *The British journal of psychiatry*, 150(6), 782-786.

(日本語版) 岡野禎治、村田真理子、増地聡子他：日本版エジンバラ産後うつ病調査票 (EPDS) の信頼性と妥当性、精神科診断学、7: 523-533. 1996)

図 5-3 日本語版エジンバラ産後うつ病質問票

(2) 産後うつ病への対応

1) 産後うつが疑われた場合、下記のような保健指導をすると良いであろう。

① 産後の母親には誰にでも起こりうるものであることを説明

出産後は、女性ホルモンであるエストロゲンが下がるなど、ホルモンバランスの急激な変化が起こりうること、児の世話で心身の疲労がたまりやすく、この時期の心身の不調はそのお母さんにも起こりうるものであることを説明する。

② 睡眠衛生指導

産後うつ病からの回復には心身の十分な休息が必要である。そのためには睡眠をしっかりととることが欠かせない。しかし、産後の母親は夜間の授乳のため、そもそも十分な睡眠をとることが難しい。そのため、あらかじめ搾乳しておいて夫や実母・義母などに授乳してもらったりするなど、母親が夜にゆっくり休んでもらうことをすすめることが大切である。

③ 可能であれば周りの人にできる限りサポートしてもらう

一人で抱え込まずに、可能であれば夫や実母・義母に家事・育児をしてもらうことをすすめる。

④ つらい気持ちを共有

つらい気持ちを一人で抱え込まずに、パートナーや実母など身近な信頼できる人と共有することをすすめる。それが難しい場合は、保健師等の専門職に相談することをすすめる。

⑤ 気軽に話し合える仲間を作る

母子が孤立しないように、児童館や子育て広場に参加し子育てについて気軽に話し合える仲間を作ることをすすめる。

⑥ 母親の負担を減らす

実母や姑、夫の手伝いを増やしてもらったり、市区町村が提供しているヘルパーサービスの利用、生後3か月以降であれば託児サービスの利用をしたりするなど、さまざまなサポートを組み合わせて、できるだけ本人が休めるようにする環境を作ったほうが良い。また夜間に休めなければ、日中児が休んでいるときにしっかり自分も休むこと、完璧に家事や育児をこなそうと思わず手を抜けるところは手を抜くことをすすめたりすると良い。初産婦の場合、経産婦に比べ、特に出産後数か月の間、いままで経験していなかった育児のことが押し寄せて心理的負荷が強く、育児不安がつのったりうつ状態になったりしやすい。「はじめての子育て」の母親に対してはより注意深いケアが必要と考えられる。

「二質問法」の両方を満たすようなうつ状態が疑われる際には、上記のような環境調整に加え、精神科治療を要する可能性があるので、その後の対応・フォローアップを保健師に依頼する。

上記①～⑥は、産後うつになっている人に限らず、全ての産後の母親にとっても良好なメンタルヘルス維持において重要なことなので、予防的に保健指導の中で母親に伝えるのもよいと考えられる。

2) 産褥精神病

産後の母親の言動が支離滅裂であったり、つじつまが合わなかったり、被害妄想にもとづくようなまとまりのないものであったら、産褥精神病または統合失調症を疑うべきである。幻覚は幻聴の形をとることが多いが、明確な幻聴ではなく、「ひどい耳鳴りがする」「プールで水が詰まったみたいな感じがして耳がよく聞こえない」など聴覚過敏症状としてあらわれることもある。

特に産褥精神病は産後間もない時期に急激に発症し、母親の自殺企図や母子心中の原因にもなる。産褥精神病は1000分娩に約1例の発症率とされており、多くの新生児の母親に対応している小児科医にとっては時折遭遇しうる疾患である。また、統合失調症の可能性もある。精神医学の専門家でなければ、産褥精神病か統合失調症かの鑑別をする必要はない。

(1) 産褥精神病が疑われた場合に確認すべきこと

乳幼児健康診査の中で母親に産褥精神病が疑われた場合、幻覚妄想がいつからあったかをまず確認することが重要である。

幻覚妄想が産後に急激に始まっていれば、直ちに精神科的な対応を必要とする緊急事態である。母親のみならず、子どもの安全も確保する必要がある。産後は夜間授乳や子どもの世話で不眠になりがちだが、ほとんど寝られていない状態が数日続くとか幻聴や妄想が出現することがある。睡眠をしっかりととることで症状は改善することもあるが、睡眠をとっても幻覚妄想が改善しない場合もあるので、保健師に状態を伝え、精神科や心療内科の受診を検討してもらうのがよいであろう。

妊娠前からある慢性的な幻覚妄想であり、かつ、症状も変化がないようであれば緊急の精神科治療を要さないことが多い。一方で、慢性的な幻覚妄想があり、かつ、最近悪化しているようであれば危険サインであり、直ちに精神科や心療内科で対応してもらった方がよい。この場合は、保健師と本人で精神科・心療内科受診を相談してもらうとよいであろう。

母親に幻覚妄想状態がある場合は、養育状況を確認することが重要である。急激に幻覚妄想状態が出現している場合は、児の安全の確保を検討する必要がある。養育状況について問診の上、保健師と情報共有し、必要があれば保健師のフォローアップや要支援児童・要保護児童としての対応を検討してもらう。

(2) 産褥精神病への対応

産褥精神病の症状は環境調整や保健指導だけでは改善せず、精神科・心療内科での対応が必要になる。精神科・心療内科受診を進めることについて、保健師と協議する。紹介できるような精神科・心療内科があれば、直接健康診査医が紹介してもよい。そ

の場合も、児のケアについてなど保健師に対応してもらうことが必要である。

4. メンタルヘルス不調以外の養育者の心理社会的リスク

現在、妊娠期からの切れ目のない母子の支援が、母子保健における重要政策となっており、乳幼児健康診査の担当医もその一部を担う必要がある。母子の健康水準を向上させるための様々な取り組みを推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で、基盤課題Aに「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、重点課題①に「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、重点課題②に「妊娠期からの児童虐待防止対策」があげられている。これらの課題・重点課題において、妊娠期からハイリスクの母親や子どもに早期に気づき、切れ目のない支援を行っていくことが重要であると考えられる。乳幼児健康診査で出会う母親の中には、妊娠期や新生児訪問などで産科医療機関や保健機関でフォローアップされている人がいる。乳幼児健康診査の担当医が、そのような支援情報を保健師と共有し、健康診査の場で母子を支援することは有益であると考えられる。

この項では、妊娠期からの切れ目のない母子の支援のために乳幼児健康診査の担当医が知っておくべき母子保健の知識について取り上げる。

1) 妊娠期からの切れ目のない支援における多職種連携において必要な心理社会的リスクの共通認識

現在、多くの自治体で妊娠期に保健師等の専門職が面接をし、心理社会的リスクのある妊婦にはその後フォローアップする取り組みが行われるようになってきている。また、産科医療機関も様々なスクリーニングツールを使って、妊婦の心理社会的リスクを同定し、保健機関と連携して母子の支援を行っている。

(例えば http://pmhguideline.com/consensus_guide/cq06.pdf)

また、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を特定妊婦として、産科医療機関や保健機関でフォローアップされることも多い。乳幼児健康診査は現在の母子保健の支援システムにおいて産後から育児期の橋渡しとなる時期であり、その後の母子への保健指導を担う小児科医も、妊娠期からの産後にかけて母子関係者がどのような場合に心理社会的リスクがある母子としてとらえて支援が行われているかの共通認識を持つことで、妊娠期からの切れ目のない支援における関係者間の連携がスムーズになると考えられる。

2) 新生児訪問で用いられることの多い3つの質問票

新生児訪問等で用いられることの多い3つの質問票で出産後保健師が家庭を訪問した際に、多くの自治体でエジンバラ産後うつ病質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS）の日本語版、The Mother-to-infant bonding scale の日本語版である赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリストからなる「三つの質問票」が広く用いられている。保健師は、上記のような質問票などを使い、心理社会的リスクのある母子をアセスメントし、援助計画を立案している。

3) 子ども・家族の心理社会的リスクについての保健・福祉との共有

保健師が持っている母子についての重要な情報を共有してその情報をもとに小児科診察や保健指導で対応することは切れ目のない母子への支援に有益である。通例、乳幼児健康診査の事前カンファレンスでは、妊娠期や新生児訪問時などで保健師や産科医療機関などが把握している心理社会的リスクのある母子についての情報をもとに、健康診査で注意して対応すべきケースについて話し合われる。この事前カンファレンスの情報を健康診査開始前に保健師と共有して健康診査で母子に対応すると良い。さらに、健康診査での診察内容をもとに事後カンファレンスなどで対応について協議を行うのもよいであろう。

また、集団健康診査では会場に保健師がいるので心理社会的リスクのある子どもや家族について保健師と相談しやすいが、健康診査を個別で実施している場合も、子ども・家族の心理社会的リスクを把握した場合は保健師と情報共有しながらサポートを行っていくと良い。保健師と連絡を取る場合は、できる限り本人の同意を得ることが望ましい。保健師への連絡について了承が得られない場合も、平成 28 年 10 月に一部改正された児童福祉法（平成 28 年法律第 63 号）では、「支援を要する妊婦などを把握した医療機関や学校などは、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。」と明記され医療機関から保健機関への情報提供が努力義務となっている（児童福祉法第 21 条の 10 の 5）。養育不全・児童虐待が懸念される場合は児童福祉へ連絡する。

上記のように子ども・家族の心理社会的リスクが懸念される場合には保健機関または福祉機関（児童相談所・子ども家庭支援センターなど）と連絡を取り、連携して支援を行っていくことが重要である。

Appendix 1

1 か月児健康診査（新生児の診かた）

1 か月児健康診査は出生した医療機関で行われることが多く公的实施率は高くはないが、ほとんどすべての児が受ける健康診査である。産科退院後初めての診察を受ける機会となることが多く、周産期リスク要因を確認して診察にあたる。1 か月児健康診査は、診察の他に、産後の養育状況、産後うつ等の母親の心理的問題の把握や、新生児スクリーニング検査結果の確認、ビタミンKシロップの内服なども重要である。1 か月児健康診査の標準的な診察所見について、診察項目表の順に「所見の取り方」と「判定基準と対応」を解説する。

1 か月児健康診査診察項目表

保健師	身体的発育異常	□ なし □ 低身長 □ 体重増加不良 □ 大頭 □ その他（ ）	□ 低体重 □ 体重増加過多 □ 小頭
	けいれん	□ なし	□ 有り
医	身体的発育異常	□ グラフ記入あり	□ グラフ記入なし
	精神的発達障害	□ なし □ 視線が合わない □ その他（ ）	□ 音や声に反応しない
	運動発達異常	□ なし □ 姿勢の異常 □ その他（ ）	□ 自発運動の異常
	神経系の異常	□ なし □ 筋緊張の異常 □ その他（ ）	□ 反射の異常
	感覚器の異常	□ なし □ 視覚異常 □ その他（ ）	□ 聴覚異常
	血液疾患	□ なし □ 貧血 黄疸	□ その他（ ）
師	皮膚疾患	□ なし □ 湿疹	□ 仙骨皮膚洞・腫瘤
		□ 傷跡・打撲痕	その他（ ）
	股関節	□ なし □ 開排制限	□ その他（ ）
	斜頸	□ なし	□ 有り
	循環器系疾患	□ なし □ 心雑音	□ その他（ ）
	呼吸器系疾患	□ なし □ 喘鳴	□ その他（ ）
	消化器系疾患	□ なし □ 腹部膨満 □ そけいヘルニア □ 便秘	□ 腹部腫瘍 □ 臍ヘルニア □ その他（ ）
	泌尿生殖器系疾患	□ なし □ 停留精巣 □ その他（ ）	□ 外性器異常
	先天異常 その他の異常	□ なし □ なし	□ 有り （ ） □ その他（ ）
	判定	□ 異常なし □ 要観察	□ 既医療（ ） □ 要紹介（ ）

1 か月児健康診査診察項目表

所見	判定基準	所見	判定基準
低身長 体重増加不良 大頭	3 パーセンタイル未満 20g/日未満 97パーセンタイル以上	低体重 体重増加過多 小頭	3 パーセンタイル未満 50-60g/日以上 3 パーセンタイル未満
けいれん	母子手帳、保護者から聞き取り		
必ずグラフに記入してあるかチェック			
視線が合わない	ペンライトや近づけた顔を固視しない	音や声に反応しない	大きな音でもモロー反射が出ない
姿勢の異常	蛙肢位、後弓反張	自発運動の異常	四肢の動きが少ない 明らかな左右差がある
筋緊張の異常	低緊張（逆U字）、緊張亢進	反射の異常	モロー反射が出ない 吸てつ反射が出ない
視覚異常	ペンライトで瞳孔や角膜に異常	聴覚異常	新生児聴覚スクリーニングにて異常
貧血 黄疸	顔色や眼瞼結膜が蒼白 皮膚や眼球結膜の高度の黄染、灰白色便		
湿疹	脂漏性湿疹	仙骨皮膚洞・腫瘤	腎裂上方の陥凹（腎裂の延長や変形を伴う）、腎裂外の陥凹、明らかな瘻孔、母斑や発毛を伴う腰仙部の腫瘤
傷跡・打撲痕	見えにくい部位にも注意		
開排制限	股関節開排制限 床から20度以上の制限または皮膚溝非対称、家族歴、女児、骨盤位分娩のうち2項目以上		
斜頸	頸部が傾いた側の胸鎖乳突筋に腫瘤		
心雑音	無害性雑音以外		
喘鳴	喘鳴がある		
腹部膨満 そけいヘルニア 便秘	左右差、異常な緊満感 視診での膨隆、触診で腫瘤を触れる 腹部膨満、便塊の触知	腹部腫瘤 臍ヘルニア	全体を触診して腫瘤を探る 視診にて大きさを確認、完納の確認
停留精巣	陰嚢内に精巣が確認できない	外性器異常	男児；外尿道口の位置異常 女児；陰核肥大、陰唇癒合、高度な色素沈着
先天異常	外表奇形がある タンデムマススクリーニングで異常あり		

1. 身体的発育異常

1) 所見の取り方

- (1) 低身長、低体重：計測した体重・身長・頭囲が身体発育曲線にプロットされているかを確認する。何パーセンタイルに相当するか確認する。早産児、低出生体重児、SFD児、LFD児でないかを確認する。
- (2) 体重増加不良・過多：曲線に沿った発育かどうかを確認する。増加不良や過多がみられた場合には、哺乳量や哺乳回数、哺乳時間などの栄養方法を確認する。打撲痕・傷跡、皮膚の清潔度などにも注意する。
- (3) 大頭・小頭：頭囲については大頭症・小頭症がないか、急激な増加がないかを確認する。

2) 判定基準と対応

- (1) 低身長、低体重：グラフに記入された計測値が発育曲線上で何パーセンタイルの曲線近くにあるかを判定する。体重、身長がそれぞれ3パーセンタイル曲線より下方の低体重、低身長を認めた場合は、早産、低出生体重の有無を確認し、出生時、産科退院時からの増加をみて異常かどうかを判断する。
- (2) 体重増加不良・過多：産科退院後の1日あたり体重増加は通常20～50g/日。産科退院後の1日あたり体重増加量が20g/日未満の場合、逆に60g/日以上など極端な体重増加がみられた場合は、栄養方法に過誤がないか確認し指導する。嘔吐や便秘などの症状、脱水を疑う時は精密検査が必要である。
- (3) 大頭、小頭：頭囲が97パーセンタイル以上の大頭、3パーセンタイル未満の小頭かどうかを発育曲線で判定する。大頭、小頭は、家族性のこともあるが、増悪傾向が認められる、大泉門の異常などの他の所見を伴う場合には精密検査とする。頭部と躯幹、四肢の長さ、左右差など全身のプロポーシオンも確認する。頭部が大きく四肢が極端に短い場合には、精密検査とする。

2. けいれん

1) 所見の取り方

新生児が、小さな刺激に反応して手足や口をピクピクさせるのは生理的な動きがほとんどである。チアノーゼや無呼吸を伴う、眼球偏位、一点凝視を伴う、四肢の大きな動きであるなど場合にはけいれんの疑いがある。

2) 判定基準と対応

生理的な反応かどうかを評価し、けいれんが疑われる場合には精密検査のために医療機関を紹介する。

3. 精神発達障害

1) 所見の取り方

20～30cmの高さのペンライトを注視する（固視）。検者が顔を近づけて見つめると視線があう。大きな音に反応し、Moro 反射が出現する。母の声かけなどで静まり、機嫌がよければ泣き声以外の「あー」「うー」などの声（cooing）がきかれる。診察での評価が困難な時には問診で確認する。

2) 判定基準と対応

視線があわない、固視がみられない、大きな音に反応しない場合には異常が疑われる。程度や合併所見により経過観察あるいは精密検査とする。Cooing は 3 か月頃から出てくる例もあり、なくても経過観察とする。

4. 運動発達異常

1) 所見の取り方

1 か月児健康診査での運動機能は、姿勢の観察による粗大運動と四肢の動きを見て所見をとる。

- (1) 姿勢:仰臥位で上下肢は軽く屈曲し、手は軽く握っている。抗重力的に、四肢をそれぞれ自由に動かす。
- (2) 自発運動:手足は自由に動かす。頭部は左右のどちらかを向いているが、時に向きを変えることができる。

2) 判定基準と対応

以下の所見が認められた場合には精密検査とし、医療機関を紹介する。

- (1) 姿勢の異常: 仰臥位での姿勢で明らかな反り返り（後弓反張）、強い非対称性緊張性頸反射肢位、四肢を床面につけたままの姿勢（いわゆる蛙肢位）は異常な姿勢である。
- (2) 自発運動の異常: 四肢の動きが極端に少ないのは異常が疑われる。手足の動きの明らかな左右差は、分娩麻痺、片麻痺の疑いがある。

5. 神経系の異常

1) 所見の取り方

- (1) 筋緊張: 上肢・下肢の筋肉をつまんで、弾性をみる。関節を屈伸させ、関節可動域の亢進や制限をみる。引き起こし反応は検者の母指を手掌に握らせて、検者の他の四指で児の手背から前腕遠位端部を支えてゆっくりと引き上げる。1 か月では頭は後屈し、上肢は伸展または軽度屈曲し、下肢は開いたままである。垂直まで引き上げると突然頭が上がって瞬間的に直立して静止する。水平抱き（腹臥位懸垂）は、胸腹部を支えてもちあげ水平位にする。少し頭を持ち上げようとするが背部は軽度曲がっている。

- (2) 反射:

Moro 反射：新生児の後頭部を手の平で約 15cm 持ち上げ、頭を急に落下させる。児は肘関節を伸展し、手を開き、上肢を外転（第Ⅰ相）、その後上肢をゆっくり抱え込むように内転、屈曲する（第Ⅱ相）。6 週までは第Ⅱ相まで存在するが、それ以後は第Ⅰ相のみとなり、4 か月までに消失する。

吸てつ反射：口腔内にとらえた乳首または指を吸う反射で、新生児期に出現し、4～6 か月で消失する。

2) 判定基準と対応

以下のような明らかな筋緊張低下や亢進、反射の異常は精密検査とし、医療機関を紹介する。

(1) 筋緊張の異常：極端な低下ではいわゆる蛙肢位をとる。引き起こし反応で頭が極端に後屈したり、肘関節が完全に伸展し肩が抜けそうになったりする、水平横抱きで体幹が極端に逆 U 字型に曲がるのは、筋緊張低下の所見である。筋緊張亢進では、躯幹が反り返った反張位や、四肢の屈曲の著しい制限を認める。引き起こし反応で、身体が棒のように立ってしまう、水平横抱きで顔をあげ下肢も伸展している姿勢は 1 か月では筋緊張亢進が疑われる。

(2) 反射の異常：原始反射である Moro 反射や吸てつ反射がみられない場合には異常が疑われる。児が強く啼泣している場合などでは反射がうまく診られない場合もあり、他の所見とあわせて経過観察とするか、精密検査とするか判定する。

6. 感覚器の異常

6.1 視覚異常

視力の発達途上で感受性の高い 0～2 歳に起こる眼疾患は、発見が遅れると視力予後不良となる。

1) 所見の取り方

ペンライトを使用して瞳孔反応をみる。続いて外眼部・前眼部を注意深く診察する。白色瞳孔（瞳の奥が白い）、羞明、流涙、充血、眼球の大きさの左右差、瞼の異常、瞳孔の形の異常、角膜混濁、瞳孔縁白濁などの異常所見があれば眼疾患が疑われる（3～4 か月児健康診査の表 2-4 を参照 25 ページ）。

2) 判定基準と対応

ペンライトでの瞳孔反応や視診で角膜等に視覚異常の所見を認める場合には早急に眼科での精密検査をすすめる。

6.2 聴覚の異常

1) 所見の取り方

母子健康手帳に新生児聴覚スクリーニングの結果が記載されているかどうかを確認する。

2) 判定基準と対応

母子健康手帳に新生児聴覚スクリーニングの結果が「両耳リファー」もしくは「右耳リファー」「左耳リファー」と記載されている場合には精密聴覚検査機関を受診したかどうかを確認する。精密聴覚検査機関を受診していない場合には速やかに受診をするように促す。

7. 血液疾患

1) 所見の取り方

- (1) 貧血：全身の皮膚色、眼瞼結膜の色調をみる
- (2) 黄疸：皮膚と眼球結膜の色調をみて黄疸の有無を判断する。
- (3) その他：ビタミン K 欠乏性出血症は主として生後 3 週間から 2 か月までに発症し、母乳栄養児に多い。乳児では頭蓋内出血が多いが、ほかに消化管出血がある。

2) 判定基準と対応

- (1) 貧血：顔面蒼白や眼瞼結膜の蒼白がある場合や、明らかな頻脈、心尖部および心基部の収縮期雑音が聴取される場合には、精密検査のため医療機関を紹介する。
- (2) 黄疸を認めたら、栄養方法と便の色調を母子健康手帳の便色カードで確認する。閉塞性黄疸では便は灰白色（便色カード 1、2、3 に該当）、皮膚はくすんだ黄色を呈する。高度な黄疸、閉塞性黄疸が疑われる場合には直ちに精密検査のため医療機関の受診をすすめる。
- (3) 日本小児科学会のビタミン K 製剤投与の改訂ガイドライン（2011 年）（表 6-1）に沿って、ビタミン K 内服が確実に行われていることを確認する。

表 6-1 新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症に対するビタミン K 製剤投与の改訂ガイドライン（修正版）抜粋.（出典：白幡聡、他 日児誌 115:705-712, 2011）

合併症をもたない正期産新生児への予防投与
① 第 1 回目：出生後、数回の哺乳により哺乳が確立したことを確かめてから、ビタミン K2 シロップ 1ml (2mg) を経口的に 1 回投与する。なお、ビタミン K2 シロップは高浸透圧のため、滅菌水で 10 倍に薄めて投与するののひとつの方法である。
② 第 2 回目：生後 1 週または産科退院時のいずれかの早い時期に、ビタミン K2 シロップを前回と同様に投与する。
③ 第 3 回目：1 か月児健康診査時にビタミン K2 シロップを前回と同様に投与する。
留意点等 1) 1 か月児健康診査の時点で人工栄養が主体（おおむね半分以上）の場合には、それ以降のビタミン K2 シロップの投与を中止してよい。 2) 出生時、生後 1 週間（産科退院時）および 1 か月児健康診査時の 3 回投与では、我が国および EU 諸国の調査で乳児ビタミン K 欠乏性出血症の報告がある。この様な症例の発生を予防するため、<u>出生後 3 か月までビタミン K2 シロップを週 1 回投与する方法もある。</u> 3) ビタミン K を豊富に含有する食品（納豆、緑葉野菜など）を摂取すると乳汁中のビタミン K 含量が増加するので、母乳を与えている母親にはこれらの食品を積極的に摂取するようにすすめる。母親へビタミン K 製剤を投与する方法も選択肢のひとつであるが、現時点では推奨するに足る十分な証左はない。 4) 助産師の介助のもと、助産院もしくは自宅で娩出された新生児についてもビタミン K2 シロップの予防投与が遵守されなければならない。

8. 皮膚疾患

1) 所見の取り方

- (1) 湿疹：視診・触診で湿疹の部位、性状を診る。脂漏性湿疹は、頭部、頬部、眉毛部、耳介周囲などに油脂性の鱗屑が付着し、黄白色の厚い痂皮を呈する。
- (2) 仙骨部皮膚洞・腫瘤：腰仙部正中の皮膚の陥凹（dimple）を診る。陥凹部の位置、陥凹の深さ、陥凹部分に色素性母斑や発毛の有無、腫瘤の有無を診る。
- (3) 傷跡・打撲痕：身体の視診にて傷跡、打撲痕、出血斑、やけど痕などに留意する。とくに目立たない臀部や大腿内側に注意し、皮膚の汚れの有無にも留意する。
- (4) その他：多発する黒子、カフェ・オ・レ斑や巨大な色素性母斑等では母斑に併発する神経皮膚症候群を考慮する。乳児血管腫（いわゆるいちご状血管腫）は典型的には生後 1～4 週に出現し増大するやや盛り上がった赤色を呈する。産科退院時には気づ

かれていないことも多い。

2) 判定基準と対応

- (1) 湿疹：脂漏性湿疹などのいわゆる乳児湿疹では、皮膚の清潔と保湿を中心とするスキンケアを指導する。湿潤や出血があるなど程度が強い時、悪化傾向にあるときは医療機関の受診をすすめる。
- (2) 仙尾部皮膚洞・腫瘍：皮膚洞の陥凹部が臀裂上縁や臀裂外にある、陥凹が深い、陥凹部分に母斑や発毛がみられる、腰仙部に腫瘍を認める場合には精査が必要である。臀裂内で尾骨部にある浅い陥凹は必ずしも紹介は必要でない。経過観察する場合には、便秘や尿路感染症、排泄自立の遅延などの症状が出現した場合には専門医療機関に受診するように説明する。
- (3) 傷跡・打撲痕：複数の傷や傷跡があったり、皮膚の汚れが目立ったりする場合、体重増加不良を伴うなどの場合には育児支援の必要度が高いと判定する。母子保健行政担当者と相談の上、子ども家庭相談センター等へ連絡する
- (4) その他：神経皮膚症候群が疑われる場合も、精密検査のために医療機関を紹介する。乳児血管腫は機能障害や潰瘍・出血・二次感染・敗血症の危険性、また将来的にも整容的な問題を惹起する可能性のある病変で治療の適応が考えられる場合には医療機関を紹介する。

9. 股関節

1) 所見の取り方（3～4 か月児健康診査の項目を参照 30 ページ）

发育性股関節形成不全（先天性股関節脱臼）の所見として以下の2項目を診る。

- (1) 股関節開排制限
- (2) 大腿皮膚溝またはそけい皮膚溝の非対称

2) 判定基準と対応（3～4 か月児健康診査の項目を参照 31 ページ）

①股関節開排制限（床から20度以上の制限）を認める場合、または②皮膚溝非対称、③家族歴、④女児、⑤骨盤位分娩のうち2項目以上認める場合には専門の医療機関に紹介する。

1 か月児健康診査では早期予防が大切であり、全ての児、特に医療機関紹介基準に該当する例は、M字型開脚での下肢の自由な動きを妨げない扱い方や頭部を保持してのコアラ抱っこ、向き癖への対応などを指導する。「先天性股関節脱臼予防」パンフレットは日本小児整形外科学会 HP（<http://www.jpoa.org/>「公開資料」）からダウンロード可能である。

10. 斜頸（先天性筋性斜頸）

1) 所見の取り方

頸部が傾いた側の胸鎖乳突筋に腫瘤に触れる。腫瘤と同側への回旋、反対側への側屈が制限される。

2) 判定基準と対応

斜頸の場合には、頸部は腫瘤側に傾き、顔面は非腫瘤側を向く。胸鎖乳突筋に腫瘤に触知する場合は医療機関を紹介する。

1 1. 循環器系疾患

1) 所見の取り方

心音はできるだけ安静な状態で、聴診により、心音の速さ、リズム不整がないかを確認する。胸骨右縁第2肋間、胸骨左縁第2・第4肋間、心尖部の最低4カ所で聴取する。高肺血流疾患で肺高血圧があるとII音の亢進が聴かれる。心雑音を聴取する場合には、聴取する場所、最強点、収縮期か拡張期か連続性かを判定する。呼吸形式の異常、末梢の冷たさ、体重増加不良、そけい部の大腿動脈に触知するかなどの所見にも注意する。

2) 判定基準と対応

心音の異常、心雑音を聴取する場合には、他の症状・所見もあわせて、無害性心雑音と判断されるもの以外は精密検査のために医療機関へ紹介する。経過観察とする場合は必ず約1か月後に再診察とする。

1 2. 呼吸器系疾患

1) 所見の取り方

喘鳴やラ音などの気道狭窄音や異常音がないか、左右差がないかを確認する。喘鳴がある場合には、吸気性か呼気性か、多呼吸・陥没呼吸等の症状はないかをみる。

2) 判定基準と対応

喘鳴がある場合には、多呼吸・陥没呼吸、チアノーゼ等の症状もあわせて評価し、精密検査のために医療機関へ紹介する。強い吸気性喘鳴は、喉頭・気管軟弱症や喉頭・気管狭窄症の疑いがあり、直ちに受診をすすめる。左右差がある場合やラ音を聴取するときには全身状態と併せて評価し医療機関への受診をすすめる。

1 3. 消化器系疾患

1) 所見の取り方

(1) 腹部膨満：視診で膨満の程度、皮膚の光沢、左右対称性を、触診で緊満感を診る。

(2) 腹部腫瘤：腹部全体を触り、腫瘤の有無を確認する。肝脾腫の合併の有無を診る。

(3) そけいヘルニア：視診、触診によりそけい部、陰囊、陰唇の腫脹がないかをみる。

通常は腫脹の内容は腸管であり、手で腫脹を圧迫するとグル音とともに整復される。女児でリンパ節様の可動性のあるやや硬い腫瘤に触知する場合には卵巣脱出が考えられる。

- (4) 臍ヘルニア：臍ヘルニアがある場合には大きさを観察する。
- (5) 便秘：便の回数は個人差があり、栄養方法によっても異なる。哺乳状況、腹部膨満、拡張した腸管の有無や、便が粘土状の固形でないか、爆発的な排便がないかなどの症状を確認する。
- (6) その他：母子健康手帳の便色カードで確認する。便色カード（図 6-1）で 1、2、3 の記入がある場合には可能な限り医師等が肉眼で確認する。肛門周囲の発赤、膿瘍、瘻孔の有無を診る。肛門の位置の確認も必要である。
- 診察の最後に舌圧子を用いて、口腔内を観察する。口蓋裂、軟口蓋裂、先天歯の有無、口腔カンジダ症による白斑の有無を診る。



図 6-1 便色カード

2) 判定基準と対応

- (1) 腹部膨満：便秘や嘔吐の症状がなければ経過観察とするが、程度が強い場合や症状を伴う場合は、医療機関の受診をすすめる。
- (2) 腹部腫瘍：腫瘍を触れる場合には、神経芽細胞腫、Wilms 腫瘍、奇形腫や水腎症などの可能性があり、精密検査のため直ちに医療機関の受診をすすめる。
- (3) そけいヘルニア：そけいヘルニアを認める場合も、医療機関を紹介する。
- (4) 臍ヘルニア：臍ヘルニアは6か月頃までに自然軽快することが多く経過観察のみでよい場合がほとんどであるが、著しく大きい場合には、医療機関の受診をすすめる。
- (5) 便秘：著しい腹部膨満、血便などの症状を伴う便秘は医療機関の受診をすすめる。
- (6) その他：灰白色便（便色カード1、2、3に該当）を認める場合には、閉塞性黄疸をきたす肝胆道系疾患が疑われるため、直ちに医療機関に紹介し精密検査を行う。肛門

周囲の発赤、膿瘍、瘻孔の有無を診る。肛門の位置の確認も必要である。

口蓋裂、軟口蓋裂を認めた時は、専門の医療機関の受診をすすめる。先天歯は哺乳に影響がなければ経過観察でもよい。口腔カンジダ症は程度に応じて治療が必要なことを説明する。

1 4. 泌尿生殖器系疾患

1) 所見の取り方

- (1) 停留精巣は、両側陰嚢内にそれぞれ精巣を触知できるか、できない時はそけい部から軽く圧迫して触知できるかどうかにより確認する。
- (2) 外性器異常：男児では、陰嚢腫大がみられたら、透光性を確認する。透光性があり手で押さえて整復できない場合には陰嚢水腫や精索水腫が疑われる。外尿道口が亀頭の先端より根元側（会陰、陰嚢、陰茎、冠状溝など）にないか、包皮が左右に開いた形をとっていないかを確認する。女児では、視診により陰核肥大、陰唇癒合の有無と色素沈着の程度を診る。

2) 判定基準と対応

- (1) 停留精巣は、経時的に陰嚢内に降りる場合もあり、1 か月児健康診査では経過観察とする。陰嚢水腫や精索水腫も経過観察とするが、そけいヘルニアと鑑別がつかない場合、他に症状がある場合には、医療機関の受診をすすめる。
- (2) 外性器異常：男児の尿道口の開口位置の異常は尿道下裂が疑われ、専門医療機関に紹介する。女児の外陰で陰核肥大、陰唇癒合、高度な色素沈着は、精密検査のため医療機関を紹介する。

1 5. 先天異常

1) 所見の取り方

第2節 乳児期共通の診かた 4. 先天異常（先天性形態異常）を参照。

- (1) 頭、顔面、四肢などの小奇形：全身の視診により表 2-2（21 ページ参照）の項目を診る。
- (2) 顔貌異常：ダウン症候群などの独特の顔貌をもつ症候群、特定できないが特徴的な顔貌（characteristic face）、顔面筋の筋力低下によるミオパチー顔貌等の有無をみる。
- (3) 先天性代謝異常の新生児マススクリーニングの結果を確認する。

2) 判定基準と対応

- (1) 先天奇形、染色体異常症、先天奇形症候群などの先天異常が疑われた場合には、異常所見を保護者に説明した上で、精密検査のため医療機関を紹介する。
- (2) 新生児マススクリーニング検査の全項目で「正常」であることを確認して結果を渡す。再採血、要精密検査の判定の場合、すでに実施されているかを確認し、未採血、

未受診の場合はただちに受診させる。

16. その他の異常

児童虐待

第2節 乳児期共通の診かた 5. 児童虐待（21 ページ）を参照。

Appendix 2

一歩進んだ健康診査を目指して：～子どものヘルススーパービジョンとしての健康診査～

1. はじめに

わが国では、地方自治体を中心に乳幼児健康診査がおこなわれ、小児の成長発達における問題の早期発見に重要な役割をはたしてきた。しかしながらこの半世紀で時代背景、子どもの考え方、育児の在り方や、小児の疾病構造も大きく変化を遂げた。とくに 2000 年代以降は、発達障害の早期発見、子育て・家族支援の視点が重要視されてきている背景があり、このような時代のニーズに沿った形で健康診査内容やあり方もブラッシュアップが必要である。子どもの自立、そして子育て支援に重点を置いた乳幼児健康診査とは、子どもの疾病のスクリーニングの場としてだけでなく、子どもと家庭の状況を把握する機会と捉え、必要な支援につなげることに、重要であると考えられている。

本項では米国における **Bright Futures**（かかりつけ医を中心とした予防医学を効果的に実践している米国の政策）の理念をベースとし、子どもの育てにくさの要因に分類され今後健康診査システムの組み入れるべき“親子の関係性”、“環境に起因するもの”に関するアセスメントにつき **Biopsychosocial** の視点で概説する。

2. Biopsychosocial にみた発達

一歩進んだ健康診査として必要とされるのは、一方的な指示や助言のみならず、実際に関わりながら観察し、支援することである。このような“関与しながらの観察”（H S. Sullivan）は対人関係理論に記されているように発達に伴い関わった場面そのものが支援に関係するとされる。健康診査の場において問診のみでない関わりの時間を共有すること自体が支援の場とつながることを意識したい。実施の前提には、人間のライフステージに沿った **Bio-Psycho-Social** にみた発達に関する知識が必要である。

1) Biological にみた発達

(1) 脳神経の発達

神経細胞の髄鞘化及び神経細胞間のネットワーク形成の拡大により生後数年で、脳容量は 2 倍以上、灰白質容量は 4 倍になるといわれる。頭囲は出生時の 33 cm から、1 歳で 42 cm 程度、5 歳では 50 cm を超える。脳神経発達をアセスメントする上で頭囲の経時的測定は重要である。脳・神経発達は主に以下の 2 つの過程で重要である。

① 神経細胞の髄鞘化

情報伝達の効率は髄鞘化によってなされ、すでに胎児期から始まり、脳幹など生命維持に必要な脳部位の髄鞘化は早く、大脳皮質では感覚野はより早く、前頭前野

は青年期まで続くことが示されている。

② 神経細胞間の（シナプス間）のネットワーク形成

生後の経験により、必要なネットワークと不要なネットワークに選別が行われ、情報伝達という意味で効率のよい脳内ネットワークが形成されていく。刈りこみの時期は脳の領域によって異なり、一時視覚野など感覚野ではそのタイミングは早く、前頭前野のような連合野ではそのタイミングは遅いとされる。

この過程を経て人は発達し活動範囲を広げ、より合理的に、複雑な社会の中で生きる能力、適応力を獲得していく。そしてこの 2 つの過程は遺伝によって定められた部分とその後の環境によって修飾される。環境は発達に重要な交絡因子であり、適切な遊びの環境、愛着、栄養、などによりとくに乳幼児の発達は影響される。

（2）神経伝達物質の関与

胎児期から脳幹セロトニン、ノルアドレナリンが海馬、扁桃体、小脳形成に、生後の睡眠覚醒リズムや、ロコモーション、シナプス形成に深く関わっている。乳児期後期からのドーパミンが主に関与し実行機能に関わる背外側前頭前野-大脳基底核-視覚サーキットと、共感などの社会的感情に関わるセロトニンが主に支配する前頭葉眼窩部-辺縁系-視床サーキット、動機付けや強化学習にかかわる前帯状回サーキットが完成されてくる。

（3）こころの理論の発達

乳幼児期における社会脳の始まりであるアイコンタクト、共同注意は、情動処理系を経由して前頭葉の発達に関与していることが判明してきた。なお大脳基底核は手続き記憶、認知や情動に関わる役割をはたしており小脳は空間における運動機能や思考の流れといった心的機能を認識することを可能にしている。こころの発達の順序性はまず行動抑制が出現することで外界からの支配から解放され、表象能力が誕生する。次にワーキングメモリー、実行機能が順次認められこの認知過程は 15 歳にかけて成人レベルに達する。内側前頭前野も生後 5 か月程度で人に対して特異的に活動する可能性が示され、その後こころの理論発達を促す起点となり 1 歳までに人に対して選択的に活動を示すことが明らかになっているが、他者の心的状態に関する認知が促されるのは主に児童期以降であることが生物学的に示されつつある。

（4）反射の発達

新生児は主に延髄橋の一部の機能により生活する。発達とともに、運動機能は橋より中脳の機能、更に大脳皮質の機能により営まれるようになる。上位ニューロンが発達すると下位ニューロンをコントロールする方向に進むと考えられ、すなわち、橋の反射は、中脳の機能により修飾され、それはさらに間脳、大脳皮質の発達により、コントロールされるようになる。

2) Psycho-Social にみた発達

子どもの発達には素因も環境因も互いに関連することは周知の事実である。以下に

紹介する歴史的ないくつかの理論は科学的検証やエビデンスによって実証されてはならず反論も出ている現状がある一方で、子どもの発達に対する私たちの理解を助け支援の在り方や枠組みを提示する上で重要な key point となり得る。Piaget J は、認知機能発達の立場から出生から青年期までを 4 つの段階に示した。またフロイトは精神分析理論に基づき性的エネルギーlibido 発達を中心に精神・性的発達段階を考え出生から青年期までを 5 段階に分けている。一方、エリクソンはフロイトの考え方を基本におき、性よりも社会的発達を重視しフロイトの 5 段階に相当するものに青年期以降死亡するまでの 3 段階を加え 8 段階に分けている。

(1) 乳児期

出生直後は自分の生理的、身体的欲求を自力で満たすことはできず、泣いて助けを求める。養育者に抱かれて授乳されると新生児は養育者の働きかけに反応し視線を合わせ(アイコンタクト)、声やにおいを識別するなど、ある程度の親子相互関係が成立し、この母子間相互の働きかけはエントレインメント、と呼ばれる。このような生理的身体的欲求が満たされてもらうというこのプロセスの重複が精神的安らぎも与えることに繋がり乳児は自分が置かれている世界や親がくれるものを信頼するという感情や自分の存在を肯定的にとらえる自己信頼感が養われるようになる。これがその先の人間関係に大きな役割を果たすと言われている。乳児は 3 か月になると周囲のものを視覚的に把握し初め追視が始まり、無差別に反応する社会的微笑が現れる。8 か月になると、人見知りが始まり、親と他のものとの違いを認識し親以外の人を恐れ不安をもって接するようになり、乳児は基本的信頼感を養うと同時に自分の欲求が満たされないときは不信の感覚を芽生えさせる。このように乳児の精神的健康のためには、重要他者である親との関係が密接で満足に満ちたものであることが必要であり、これが何らかの理由で欠如した場合は精神的不安定となり、その後の人格形成にも大きな影響が及ぶ。ボウルビーは乳児が親に愛着を覚えるのは食欲などの生物学的本能を満たすだけではなく母親への愛着行動自体が根源的欲求であるとし、これをアタッチメントと呼び、エリクソンは基本的信頼感と評した。

この時期の認知発達の基礎となるのが、馴化新奇選考である。馴化現象(Habituation)とは新しいものを見ることによる脳へのコード化する過程をいい、新奇選好 (Novelty Preference) とは新奇なものを更にコード化する過程をいう。この 2 つの現象は乳児が特定の視覚的特徴に対して示す定位反応であり、この過程では乳児の注意の分配や記憶などの情報処理機構が評価され、この過程の繰り返しにより乳児はより合理的に外界に順応・適応し、より効果的に集中し処理する。乳児期後半になると高次機能を司る前頭葉の発達が始まり、ものの永続性の認知(目の前から見えなくなったものでも永続することを理解)することから、探索行動が始まり、また、目標を達成するために手段を考え問題解決し、計画をたて行動するという高次機能が芽栄える。

(たとえばクロスの上に置かれた手の届かない範囲のコップの下に隠されたおも

ちやを取るためには、まずクロスを手前に引っ張り、コップを持ち上げ、下のおもちゃを取るといった合目的行動など) 更に、手先の巧緻運動の発達が見られる1歳過ぎでは、おもちゃを片付けたり、積木を積むといった合目的遊びが見られ、新奇反応の減少とともに集中力が発達し始め、一つのもの(おもちゃなど)に対する指先を用いた探索、操作的動作が始まる。とくに指の感覚と運動の発達は、環境や生活との関わりにおいて大切な分野であり手を使う機会を多くすることは認知の発達に大切である。

(2) 幼児期

歩くこと、話すことという人間固有の機能の発達がみられる。自分の意思や考えを他者に伝えるとともに、人間的コミュニケーションも芽生える。離乳も親からの独立を促進し自律性へと出立する。ピアジェの認知発達では前操作期の直感的思考の段階となるが、特徴として、事物に対応するときに、理論的でなく、直感的に行うことが多い。また思考の特徴としては自己中心的であり、これはわがままというのではなく、まだ自分の立場からしかものごとをみることが出来ないからである。4歳以上では、創造力・判断力・自発性の発達が更にのび、因果関係の理解も見られ始める。社会的知性の発達として適切に社会行動を行う知性や誤った概念の認識・抑制力、自己のコントロールが見られてくる。ワーキングメモリーの発達がみられる。(行動や決断を導く認知機能)

この時期の課題はしつけであり、自律性の獲得である。乳児期のように動いてくれなくなり(従わなくなり)排せつ、摂食、衣類着脱、睡眠時間など、社会の規範に従って行動するように要求する時に自らを律するしつけがうまくいくためには、児と親が愛情のきずなで結ばれている必要がある。親が喜ぶことをする、という親を愛する気持ちが児に自律性を獲得させる。自分が愛されるだけの立場ではなく、他者を愛する喜びを学ぶという人としての成熟における前進がみられる。しつけが不十分であると基本的生活習慣や自律性が育ちにくく欲求不満耐性(我慢強さ)が形成されにくく、しつけが厳しすぎると児は自信をもてず、やはり自律性が育たない。さらに恥の感情が芽生え、自律性として欲求された行動をうまくできないと自分で気づいたとき自分はダメだという否定的なイメージとして恥の感情生じる。これを克服していくことも発達に繋がるエリクソンは、この時期を積極性の獲得および人物、物事、技量など目標を攻撃し征服することがこの時期の中心で同時に価値観も生じ、過去、未来、結果などの概念をもつようになる。フロイトはこの時期を男根期とよび、性に関する知識が芽生えはじめる。異性の親への接近、同性の親への敵視などの傾向が見られ、エディプスコンプレックスと言われる。その後同性の親への同一化がおこりコンプレックスが克服され倫理や道徳に関する超自我が発達していく。ピアジェは、2～6歳をまとめて前操作期とよび、象徴化の機能が著しく発達するが、言語機能、延滞模倣(少し前に経験したことを真似すること)の出現、象徴的遊びや描

画の開始などによって行われるとした。

3. BPSモデルをベースとした遊びと親子関係性の変化

1) 遊びの発達

(1) 乳児期～1歳半

生後2～4か月ごろにはあやすと笑う。生後6～10か月ごろにはおとなの相手を求めるようになり、はいはいが始まる8か月以降は、母親の後追いが激しくなる。遊びでは感覚、運動的遊びの段階であり、聞いたり、見たり、触ったり、嘗めたりしてその感覚を楽しむ遊びと、手足を動かして、動き事態と物への関わりを楽しむ遊びで、感覚器官の発達や運動能力の発達の段階。(例・がらがらなど音の出るもの、鏡を見て反応する、積木をかちかちあわせる、など)。乳児期後半～幼児期前半(10か月～1歳半頃まで)は、機能的遊びの段階とされ、物やおもちゃの仕組や機能を理解し、それに合った遊びをする。この機能的遊びは、模倣能力が伸びてくる。親との情緒的な結び付きの形成が、この段階の遊びの発達に関係している。(積木のもののいれ、ボタン押しのおもちゃ、なぐり書きなど)

(2) 幼児期中期(1歳半～3歳頃まで)

1歳～1歳半ごろには他の子どもにも興味を示すようになり1歳半～2歳ごろには一緒に同じようなことをして遊ぶことができる。象徴的遊びの段階とされ、変わりの物を使う、見立てる、空想する、イメージの世界を作り出す遊びの世界を組み立て構成するということが特徴で、象徴的能力の発達の段階。(積木をつむ、パズルはめ、ごっこ遊びなど)

(3) 幼児期後期(3歳以降～就学前)

3～4歳ごろには一つの遊びを共同で行うようになる、遊びのルールや約束を理解するようになる。またごっこ遊びを通して、社会的常識、道徳、習慣などを身につけていく。さらに運動遊びを通して、身体の運動機能を発達させることができる。社会的遊び、ルール遊びの段階であり、仲間との相互性、役割を演じること、協力すること、ルールを作り守ること、ゲーム性が特徴である。この段階の遊びには、子どもの象徴能力の発達に加えて、高次脳機能の発達が進み、他者との関係の中で自分を主張したり我慢したりして強調するようになる。(カードゲーム、記憶を要するゲーム、性的役割のあるごっこ遊びなど)

2) 親子関係

(1) 関係性から生じるメンタルヘルスの問題

就学前までの子どもの精神保健として、親子関係性がある。人格、とくに後天的に形成されるといわれる特徴(意思や感情表現)は主に乳幼児期に形成されるので、養育者や養育態度は人格形成にきわめて重要である。スキンシップによって愛情の保障があって初めて安定した精神発達にさらにしつけによる行動制限や多くの欲求不満

を感じる経験をするがこのような関わりが、親の愛情のもとで繰り返されれば、時には自分の欲求を制し、時には欲求不満に耐えるという耐性が高まる。過保護、放任、過干渉などの養育は、その後の人格形成に影響を及ぼし、この時期の異常行動(指しゃぶり、過度のかんしゃく、自傷、チックなど)、睡眠障害(夜驚、悪夢など)、摂食(偏食、拒食など)、言語(どもりなど)に関連すると言われる。

(2) 関係性の発達

2か月ころまでに養育者と子どもはアイコンタクトみられ4か月時には、クレーニングが盛んになり声を出してコミュニケーションすることが多くなるため育児がより楽しくなる時期である。6か月になると相互のやりとりができるようになり見知らぬ人とよく知っている人を区別し養育者と一緒にいることをより好むようになる。9～10か月になると活動範囲が広がり、主張が強くなるので、ダメという枠組みを両親で確認しながら作っていく必要がある。1歳過ぎるとより自立心が高まり1歳半を過ぎるとさらに積極的に行動し自分の欲求にこだわり意思表示が増えるが、それを明確に伝えるほどの言語能力に乏しく、甘えてきたりかんしゃくを起こすなどの情動面での波が強くなる。養育者の悩みや不安も増大する傾向にある時期である。安全を確保しながら、子どもの良い行動とよくない行動の枠組みのレパートリーをさらに増やしていく必要がある。2歳～3歳にかけては排泄など基本的生活習慣の獲得時期であり、何でも自分でやりたがる子どもの意欲を尊重しながら枠組のある選択肢を提示し子どもが意思決定する場を作ることが必要となる。兄弟けんかも増える時期でもあり家族全体をとらえながらの支援を要する時期である。4歳～5歳は集団生活が始まる次期であり、他人とどう関わるかなどの心の理論に基づいた対人コミュニケーションスキルがみられる時期である。子どもに対して敬意をもって接しているか、拙い表現しようとする子どもの声に耳を傾けているか、表現することを親としてサポートできているか、地域などでの集団遊びの場に参加する機会をもっているか、などが重要なポイントとなる。

3) 観察のポイント

具体的な到達ポイントがあるわけではないが、見えにくい関係性評価を前述したBiopsychosocialにみた発達理論を踏まえながら、健康診査の際にみられる親子の関係性を確認することも子どもの健全なヘルスプロモーションには重要である。

- ・健康診査時の子どもの反応に対する親の言動(無関心、過干渉など)
- ・あやし笑いにおける相互反応
- ・玩具を親に与えて子どもとの親との相互反応(言語的、非言語的に)をみる
- ・衣服着脱などを親に行っていただき介助行動の適切さなどの行動観察を行う
- ・計測の際に、親から離れた時の子どもの反応、親の反応(親同室の際の愛着行動、親再会時の親子の反応:身体接触、子どもの混乱、攻撃、関心の度合いなど)
- ・健康診査時の家族の状況(夫婦関係性、兄弟関係や、養育者の子どもの状況の把握状

- 況など)
- ・母子健康手帳の記入状況

4. エビデンスをベースとした保健指導～Bright futures を参考に～

次頁より、子どもの発達・行動科学に基づく保護者への助言・指導内容を記載する。養育環境をより良く支援するための助言として、Bright Futures ガイドラインから本邦に応用できる箇所を抜粋・改変し、①児のケアと関わり方、②栄養、③保護者・家族の well-being、④安全の確立の 4 項目に分類し記載した。個別健康診査の際の、保護者からの質問への回答や、より詳しい保健指導の際に参考になれば幸いである。

(コラム 4)

アタッチメント

人は自己感と他者感が明確になる生後半年頃、乳児は親との安心した交流体験を基盤に、親に情緒的な慰めや安心感を求め、歩き始めると、「安全基地」としての親の存在を確かめながら離れて遊びに出かけていく。疲れたり、不安を感じたりすると親のもとに戻り、慰めを得ると再び遊びに出かけていく。すなわち親を愛着対象とみなし、「安全基地」である親に対する愛着が形成される。このように乳児は「愛着と探索のシステム」を有効に活用して、外界を能動的に探索し、事物を操作しながら生活世界を広げていく。とくに生後一年の乳児はスキンシップを好み、抱っこされたい、話しかけてほしい、あやしてほしいといった社会的刺激を必要とし、このような身体的心理的社会的な自分の欲求が満たされることにより、「私はここにいていいのだ」といった基本的信頼感を獲得する。

一方で、虐待や劣悪な養育環境により、「安全基地」であるはずの親や養育者との愛着形成に重篤な障害、すなわち愛着障害を持つ乳幼児が存在し、これら子どもたちに対する支援・介入は現在、精神保健の重要な国際的課題となっている。愛着関連の精神疾患としての愛着障害は、この 50 年以上にわたって報告され、精神障害の診断と統計マニュアル (DSM) がそれを正式に取り上げて以来約 25 年になる。この数十年で、ルーマニアの施設養育を受けた子どもたちについて、国際里子となった各国とルーマニアその他での直接的な実証的研究などが行われ、愛着障害についての研究は著しく進んだ。その結果、DSM-5 に反応性アタッチメント (愛着) 障害と脱抑制型愛着障害として記載されている。

保護者への助言・保健指導例

3～4か月児健康診査

①児のケアと関わり方	②栄養	③保護者・家族の well-being	④安全の確立
□ 赤ちゃんは睡眠のパターンを作っている途中です。夜には4～5時間続けて眠れるようになります。お昼寝と夜寝の時間は、できるだけ毎日同じにしましょう。 □ SIDS（乳幼児突然死症候群）のリスクを減らすため、仰向けで寝かせましょう。 □ 赤ちゃんが声をだしたら、あなたも声出して答えてあげましょう。話しかけるとときには顔を見せて話し、赤ちゃんにも「話し返す」よう促しましょう。 □ テレビやビデオは2歳以下の子どもには見せないようにしましょう。 □ 赤ちゃんはたくさん泣くもので、泣くことが赤ちゃんの害になることはありません。	□ 生後4～6か月までの母乳栄養は大切です。 □ 生後5～6か月に離乳食を始めるまでの赤ちゃんにとって、最適な栄養源は母乳・育児用ミルクです。基本的には、それ以外のものをあげる必要はありません。 □ 頻回の溢乳があるときは飲ませすぎの可能性があります。 □ 哺乳瓶をくわえさせたまま寝かせてはいけません。窒息の原因になります。 □ 離乳食を進めていく過程は赤ちゃんによって異なります。首のすわりがしっかりし、哺乳反射（舌を突き出して口の中から物を出そうとする反射）が弱くなってくる生後5～6か月頃が適当です。	□ ご両親とも、赤ちゃんのお世話をしない「自分のための時間」を取ることが大切です。 □ 友人や家族と連絡を取り、社会的に孤立してしまわないようにしましょう。 □ 赤ちゃんが不機嫌で泣いている場合、哺乳やおむつ、安全を確かめまず、自分がいらいらしてきたときは、安全な場所に赤ちゃんを置いて自分もその場を離れて少し休憩を取りましょう。 □ ひきつづき禁煙しましょう。 □ （同胞がいる場合）上のお子さんには、一緒に赤ちゃんのお世話を手伝ってもらって満足感を感じてもらうことができます。またご両親が上のお子さんと1対1で過ごす時間を定期的にとることも大切です。	□ チャイルドシートは、これまでと同様、後部座席に後ろ向きに設置し使用しましょう。 □ 大人と一緒に布団・ベッドで寝るのは窒息や転落の危険があるのでやめましょう。 □ 転落の危険があるので、ソファ、ベッドに放置してはいけません。 □ やけどの危険があるので、赤ちゃんを抱っこしながら、熱い飲み物を飲んだり料理をしたりしてはいけません。また、給湯器は常に48度以下に設定しましょう。 □ 溺水の危険があるので、浴槽に決して赤ちゃんを置き去りにしてはいけません。 □ 窒息やケガを予防するため、小さな物はすべて手の届かない場所にしまいましょう。 □ 転落の原因や運動発達の妨げになることがあるので、歩行器は使わないようにしましょう。

6～7か月児健康診査

①児のケアと関わり方	②栄養	③保護者・家族の well-being	④ 安全の確立
☐ 赤ちゃんの視力はだんだんと良くなり、6 か月までに人が動くと目で追えるようになります。起きている時間は、ベビーチェアなどに座らせ、赤ちゃんにたくさん周りを見てもらい、家族の人とお話できるようにしましょう。 ☐ できるだけ、決まったスケジュールで1日を過ごしましょう。 ☐ おもちゃを掴んだり、何かをなめたりなど、「自分を落ち着かせること」ができるようになります。 ☐ 赤ちゃんは「自分で眠る」ことを覚えなければなりません。赤ちゃんがうとうとしかけた時に布団に入れ、自分で眠るようにしましょう。夜に起きてしまったら、特に構わず、「自分で眠りなোস」ことを覚えてもらいましょう。 ☐ 乳歯が生えたら軟らかい歯ブラシか布に水を付けて磨きましょう。	☐ 離乳食が 1 回のうちは母乳・育児ミルクは赤ちゃんが欲しがるときに与えましょう。離乳食が2回になったら、母乳・育児用ミルクは離乳食の後に与え、離乳食とは別に母乳は子どもの欲するままに、育児用ミルクは1日に3回程度にしましょう。 ☐ 食事の時は、頭、体幹、足がきちんと支持できる椅子かバウンサーに赤ちゃんを座らせましょう。 ☐ 離乳食をあげるとき、適切な食べ物を選び与えるのはお父さん・お母さんですが、食べる量を決めるのは赤ちゃんです。 ☐ 新しい食材は一度に一種類だけ与え、数日間様子をみましょう。食材を試して食べなかった場合は、気にせず、後日また試しましょう。無理矢理食べさせてはいけません。	※産後数か月が経過すると、育児だけでなく、産前と同様に、家庭でのいろいろな役割をこなす義務が生じることがあります。(例えば家業の手伝い、高齢の家族の介護、同胞の送迎など)家庭によってはそれすべてを一人(特に母親)が担うことがあります。 ☐ 家事の中で、自分でなくてもできるものは、人に頼めるかどうか考えてみましょう。 ☐ 育児以外の家事が多い場合や家庭環境を変えづらい場合は、それがストレスになることもあります。できるだけ家族皆で役割分担をしましょう。 ☐ (同胞がいる場合)上のお子さんには、一緒に赤ちゃんのお世話を手伝ってもらいと満足感を感じてもらうことができます。またご両親が上のお子さんと1対1で過ごす時間を定期的にとることも大切です。	☐ 1歳以上かつ9kgを超えるまで、チャイルドシートは後部座席に、後ろ向きに取り付けます。 ☐ 6か月からはいはいをする子もいます。家の中の安全を確認し台所、階段、ストーブ周りには柵をしましょう。 ☐ なんでも口に入れる時期なので、小さいものを周囲に置かず、まめに掃除機をかけましょう。 ☐ 窒息予防のため1cmより大きな食べ物はあげないようにします。ナッツ類やポップコーンは4歳になるまであげてはいけません。 ☐ 洗剤や化学薬品、薬などは手の届かないところへ置きます。誤飲の際は速やかに医療機関受診か、中毒情報センターに連絡を。 ☐ ベッドを使っている場合、今の赤ちゃんの背に対してベッド柵の高さ十分か確認をしましょう。

9～10 か月児健康診査

①児のケアと関わり方	②栄養	③保護者・家族の well-being	④安全
□ 赤ちゃんは分離不安を持つようになり、後追いをするようになります。 □ 「いないいないばあ」やまねっこ遊びを楽しむようになります。 □ 2 歳以下の子どもにはテレビ、DVD、ビデオ、コンピューターは見せないようにしましょう。 □ 声や身振りでの意思表示ができるようになります。赤ちゃんの意思を読み取ってやり取りに応えることが大切です。 □ しつけをする上で、周りの大人が「常に同じ態度をとる」ことと、安全でない行為にのみ「だめ」を言うことが大切です。 □ 赤ちゃんが夜中に起きてしまったら、おむつと安全の確認をし、問題なければ、親は特に何もせず見守り、自分自身で眠りなおさせるようにしましょう。	□ 9 か月頃から離乳食を 3 回程度にし、食欲に応じて離乳食の量を増やしていきましょう。 □ 赤ちゃんが新しい食べ物に挑戦し自分で食べることを辛抱強く見守りましょう。いろいろな食感の食べ物を与えましょう。 □ 食事中はテレビを消し食事に集中できる環境を作りましょう。 □ 適切な食べ物を選び与えるのは親で、食べる量を決めるのは赤ちゃんです。無理矢理食べさせないようにしましょう。 □ この時期になると、大部分の赤ちゃんが家族の食事スケジュールと合わせて朝昼夕の 3 回食べられるようになります。 □ コップで飲む練習を始めてみましょう。	□ 一人の時間や夫婦の時間（パートナーとの時間）を大切にし、家族や友人とつながりを持ちましょう。 □ （同胞がいる場合）上の子にはできる範囲で赤ちゃんのお世話をしてもらうとよいでしょう。家族の一員であるという感覚や「何かしたい」という気持ちに応えることができます。	□ 1 歳以上かつ 9kg を超えるまで、チャイルドシートは後部座席に、後ろ向きに取り付けます。ハーネスが身長・体格に合っているか確認しましょう。 □ つかまり立ち・つかまり歩きができるようになる時期です。火傷、怪我、転落が起こらぬよう家庭でしっかり事故予防をしましょう。 □ 浴槽やベビープールなど水の近くにいるときは、必ず、大人が手の届く範囲で監視しましょう。年長のお子さんに監視させてはいけません。また、使用後は浴槽、プールは空にしましょう。災害対策や洗濯用として残り水を残す場合は必ず浴室に施錠しましょう。

1歳6か月児健康診査

①児のケアと関わり方	②栄養	③保護者・家族の well-being	④安全
☐ この時期は合計11～13時間の睡眠が理想です。哺乳瓶を飲みながら寝るのはやめましょう。 ☐ お子さんの良い行動や達成したことを褒めましょう。 ☐ やってはいけないことはしっかり説明しましょう。特に、叩く、かむ、など暴力的な行為を許してはいけません。 ☐ やっていいこと・いけないことを家族の中で統一し、周囲の大人が常に同じ対応しましょう。 ☐ 言葉の発達を促すため、本を読んだり、歌ったり、一緒に見ているもの・していることについてお話をしましょう。気持ちを表す言葉がけをしましょう。 ☐ なにか指示をする時には、簡単でわかりやすく伝えましょう。 ☐ トイレトレーニングは本人のペースにあわせて始めます。他の子と比べて焦らないように。	☐ 1日3回の食事に1～2回の間食が理想的です。 ☐ 食べ物の好き嫌いがはっきりしてくる時期ですが好物だけをあげるのは避けましょう。 ☐ 新しい食べ物を拒否した場合、何度も試し、すぐにあきらめないようにしましょう。 ☐ 大人と同じ食べ物を食べる機会が増えてくるので、大人が意識して栄養バランスの良い食事を摂るようにしましょう。	☐ お父さん・お母さん自身も健康に気を付けて食事・運動しましょう。お子さんと一緒に体を動かす遊びをしましょう。 ☐ （同胞がいる場合）それぞれのお子さんと個別に過ごす時間を作りましょう。 ☐ きょうだいげんかは、できるかぎり、一方の味方をすることなく解決するようにしましょう。たとえば、おもちゃの取り合いでけんかになったら、おもちゃを片付けましょう。 ☐ この月齢の子どもが他の人におもちゃを貸すことは難しいです。年長のお子さんには、その子専用のおもちゃと片づけ場所を与えましょう。	☐ チャイルドシートは後部座席に設置し、頭頸部保護のため、シートに記載されている最高身長・最大体重に達するまでは後ろ向きが望ましいです。 ☐ お子さんを先に降車させて駐車する場合、必ずもう一人の大人が安全な場所で抱っこします。お子さんが車へ向かって突然飛び出し、事故になることがあります。 ☐ 上手に登ることができるようになる時期です。火傷、怪我、転落が起こらぬよう家庭で事故予防をしましょう。 ☐ スプーンや手である程度食事を自分で食べるようになりますが、食事中は必ず見守りましょう。食べ物で窒息することがあります。

3歳児健康診査

①児のケアと関わり方	②栄養	③保護者・家族の well-being	④安全
□ この時期睡眠は 11～12 時間ほどになる子が多いです。寝る時間に近づいたらテレビを消し静かな環境にしましょう。 □ 本の読み聞かせや歌、看板を読みながらの散歩など、お子さんの言葉の発達や文字の学びを楽しみながら伸ばしましょう。 □ 集団生活を経験していない場合は、同じ年頃の子とと一緒に遊ぶ機会を作りましょう。 □ テレビやビデオ、タブレットの視聴は1日2時間以内とします。 □ 自己主張が強くなる時期です。着る洋服や読む本、行く場所など、お子さんが自分で選ぶことができることを増やしてみましょう。 □ 暴力的な行動は許さず、すぐにやめさせてその行動により他の人がどう感じるかを説明します。自分で謝ることができるよう手助けしましょう。	□ 栄養バランスのよい 3 回の食事と、1～2 回の間食が理想的です。 □ できるだけ家族でそろって食事し「食事は楽しいもの」という理解を促しましょう。 □ 遊び食べはまだまだ多い時期です。「いただきます」、「ごちそうさま」の挨拶をお子さんと一緒に言うことで、食事には始まりと終わりがあるというルールを理解しやすくなります。 □ 味の嗜好は強くなるため、親が健康的な食材・食事を選び与えることが大切です。栄養価の低いスナック菓子やジュースは避けましょう。	□ お父さん・お母さん自身も健康に気を付けて食事・運動しましょう。 □ 大人のテレビ視聴の習慣は、子どもの習慣に影響します。目的もなくテレビをつけっぱなしにする、「とりあえずテレビをつける」習慣があると、お子さんも自然にテレビを見る時間が増えてしまいます。また、番組によってはいろいろな刺激がお子さんに入ってしまいますので、大人が視る時も気を付けましょう。 □ （同胞がいる場合）きょうだいは衝突するものです。きょうだいげんかは、できるかぎり、一方の味方をするのではなく解決するようにしましょう。	□ お子さんの体格にあったチャイルドシートを使用しましょう。必ず後部座席に座らせ、シートのハーネスを調節しましょう。 □ 車が通る路地で遊ぶときは絶対に目を離さないでください。 □ 年の小さいお姉ちゃんやお兄ちゃんにお子さんの見守りを任せてはいけません。 □ よじ登るのがとても上手になる時期です。転落を予防するために、窓の近くから家具をどかしましょう。ペランダには踏み台になってしまいそうな物を置かないようにしましょう。 □ 好奇心が旺盛になり、何でも触る年です。火器・酒類・薬剤・毒物・洗剤・コードなど危険物は手の届かない場所に保管しましょう。

卷 末 資 料

資 料

乳幼児（男児）体重発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
乳幼児（女児）体重発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
乳幼児（男児）身長発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
乳幼児（女児）身長発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
乳幼児（男児）頭囲発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
乳幼児（女児）頭囲発育パーセンタイル曲線（平成 12 年調査）
幼児の身長体重曲線（男）
幼児の身長体重曲線（女）

身体発育曲線（平成 12 年度乳幼児身体発育調査） e-stat 政府統計の窓口より

図1. 乳幼児(男子) 体重発育パーセンタイル曲線(平成12年調査)

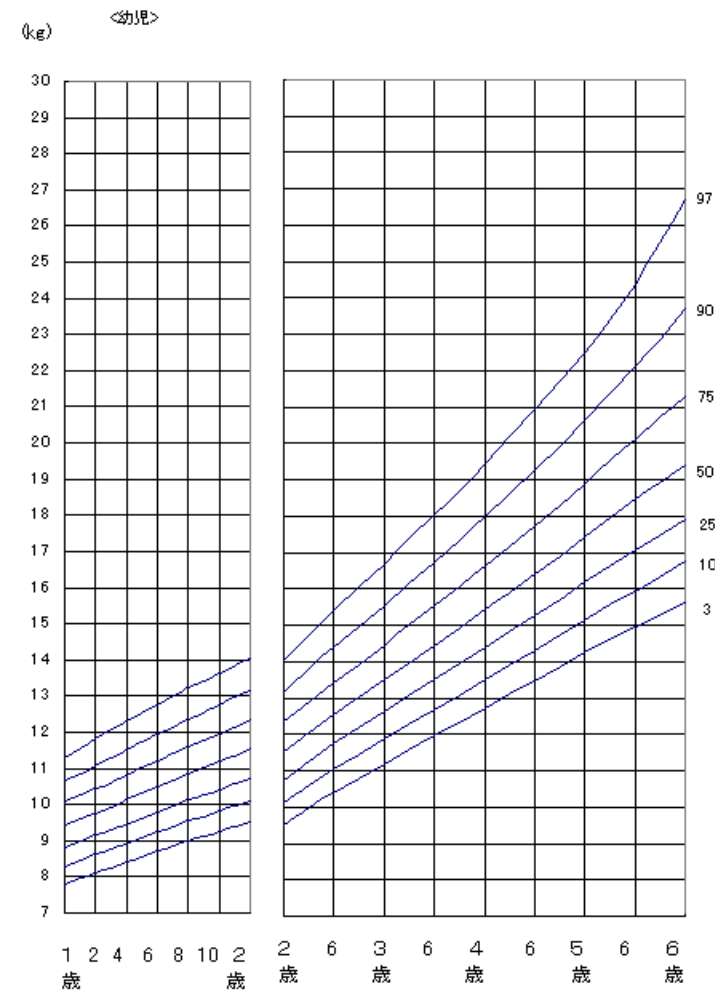
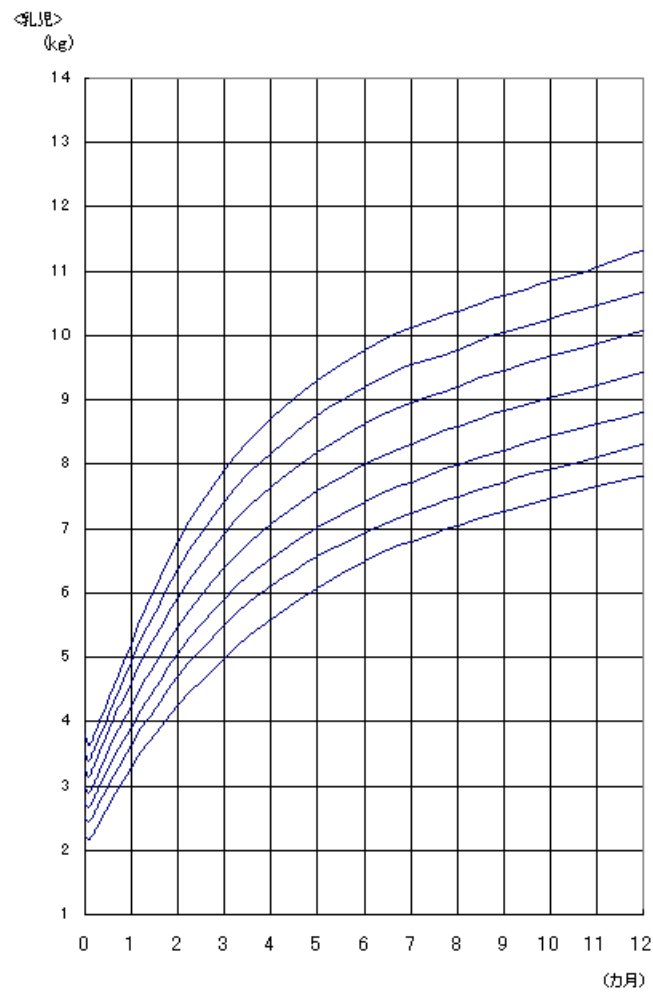


図2. 乳幼児(女子) 体重発育パーセントイル曲線(平成12年調査)

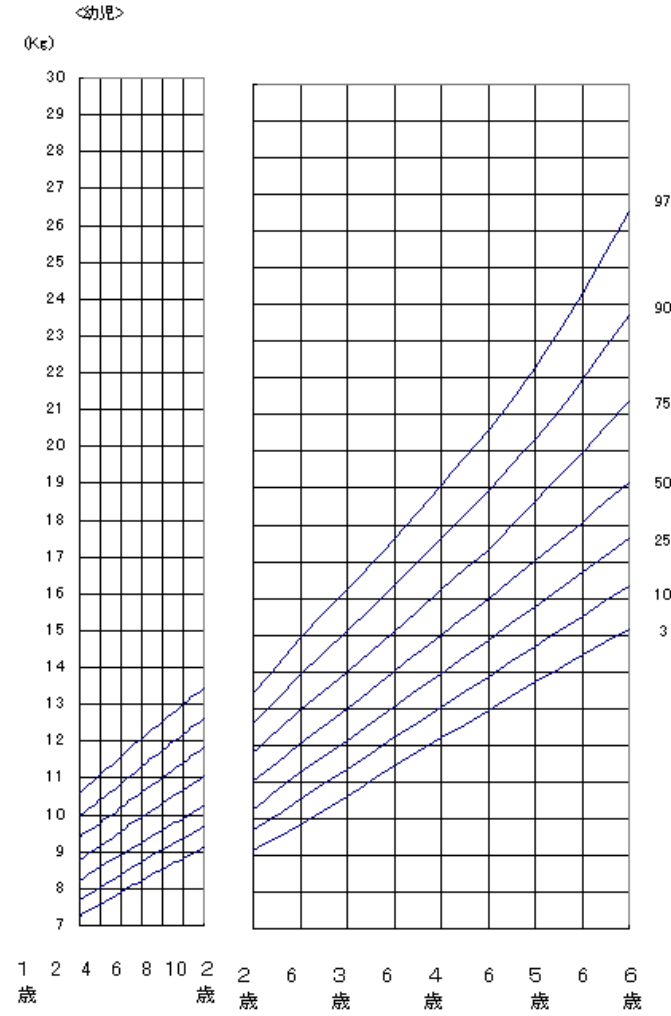
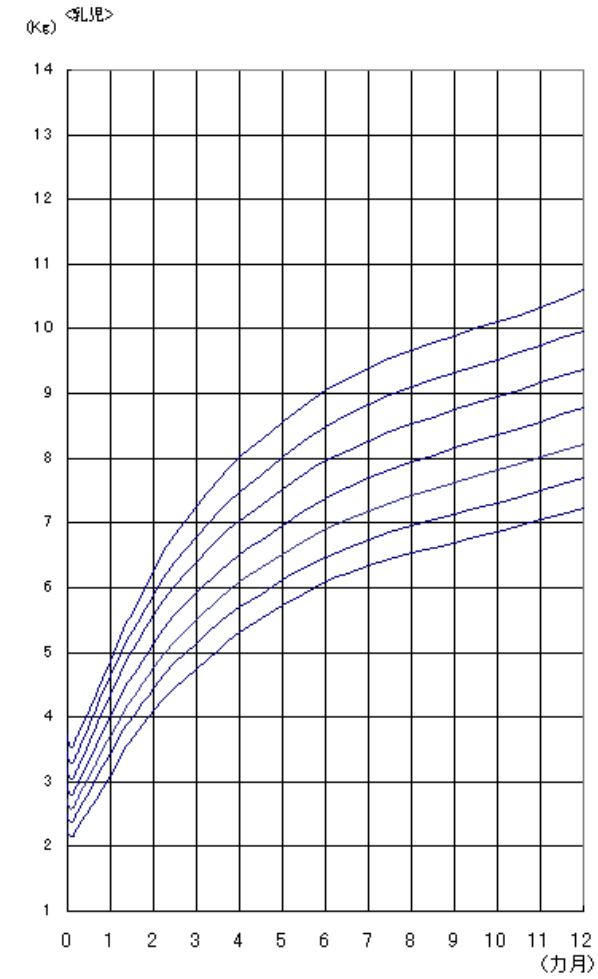


図3. 乳幼児(男子)身長発育パーセンタイル曲線(平成12年調査)

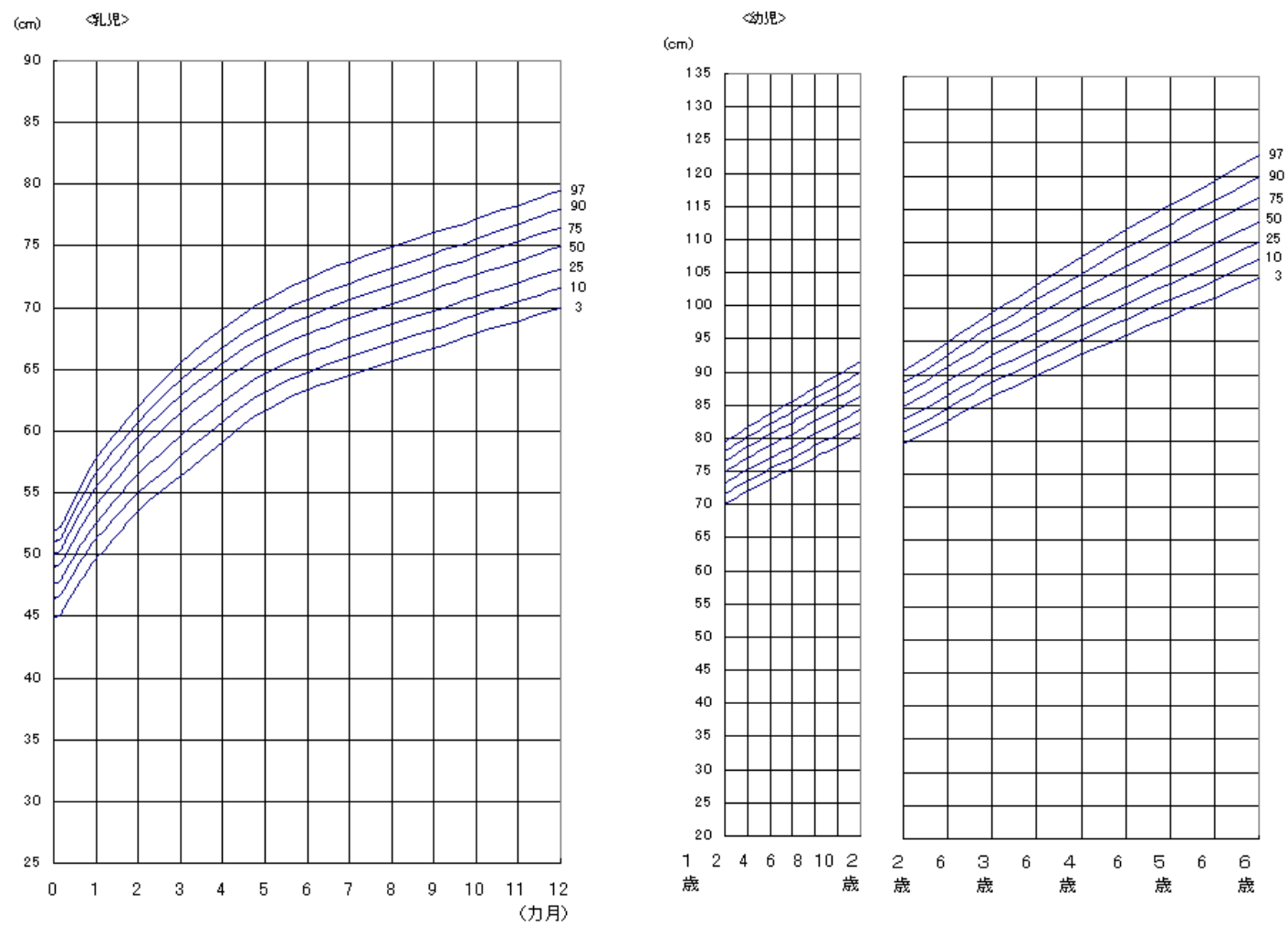


図4. 乳幼児(女子)身長発育パーセンタイル曲線(平成12年調査)

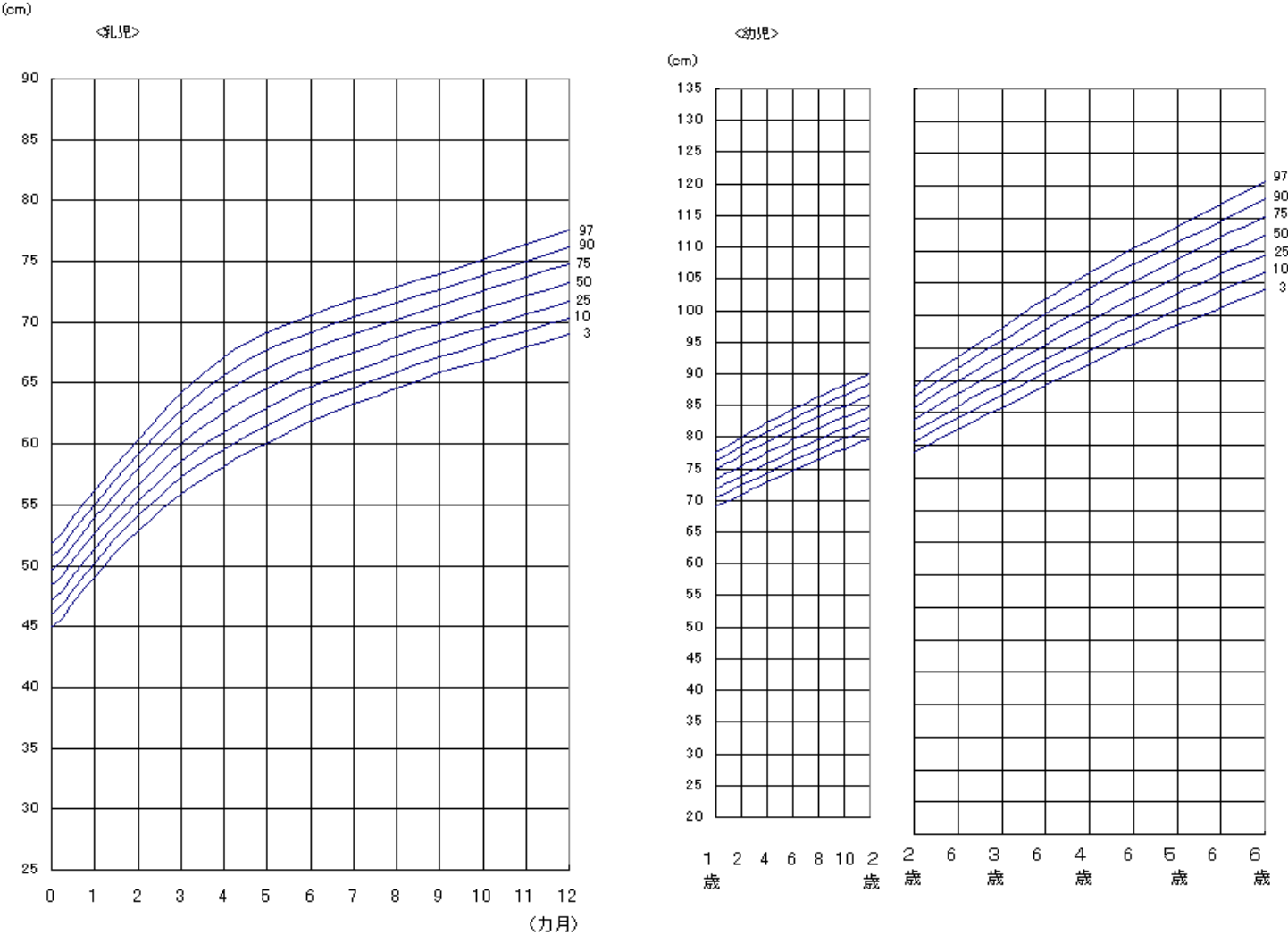


図7. 乳幼児(男子)頭囲発育パーセンタイル曲線(平成12年調査)

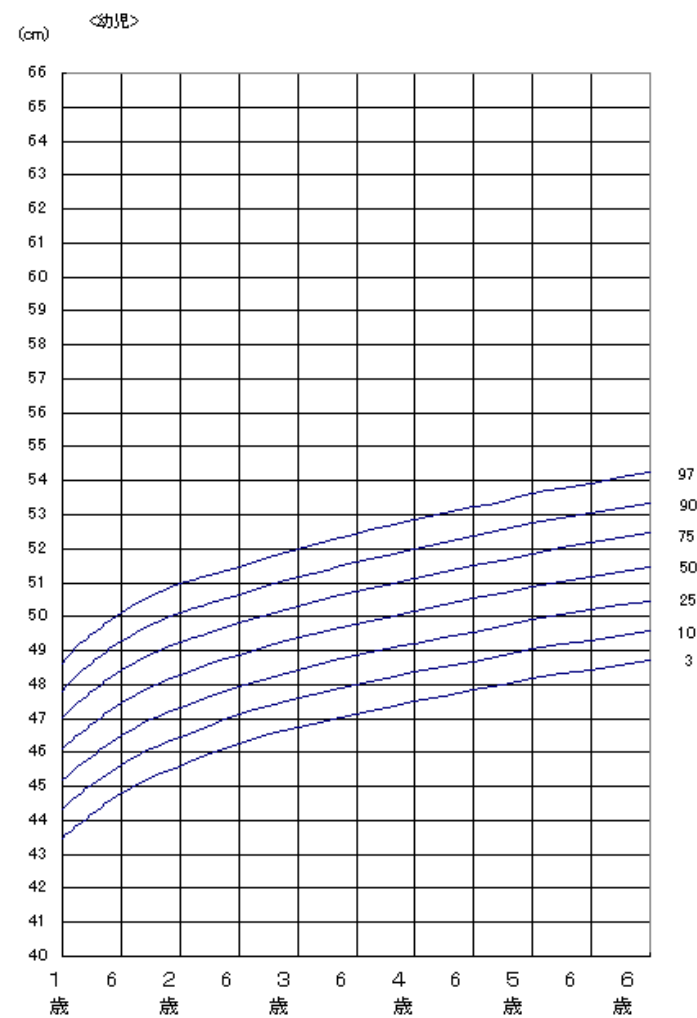
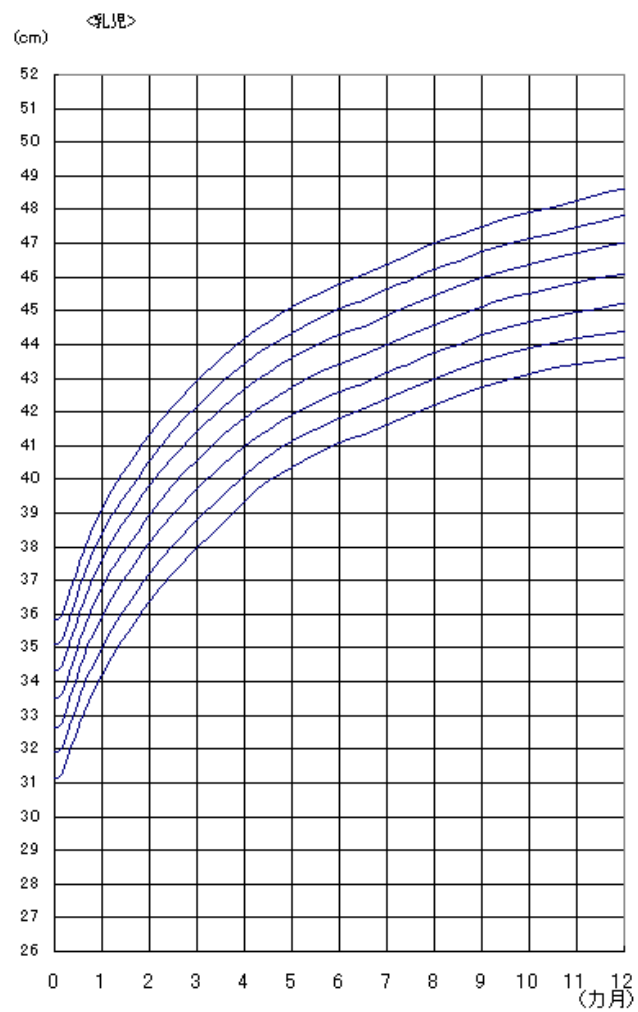


図8. 乳幼児(女子)頭囲発育パーセンタイル曲線(平成12年調査)

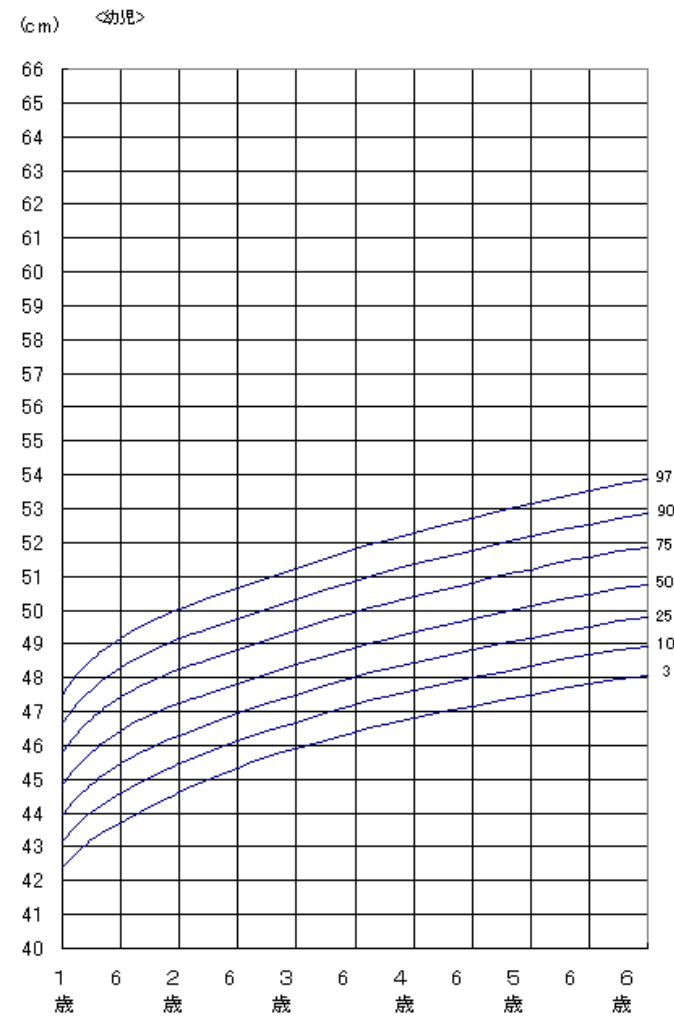
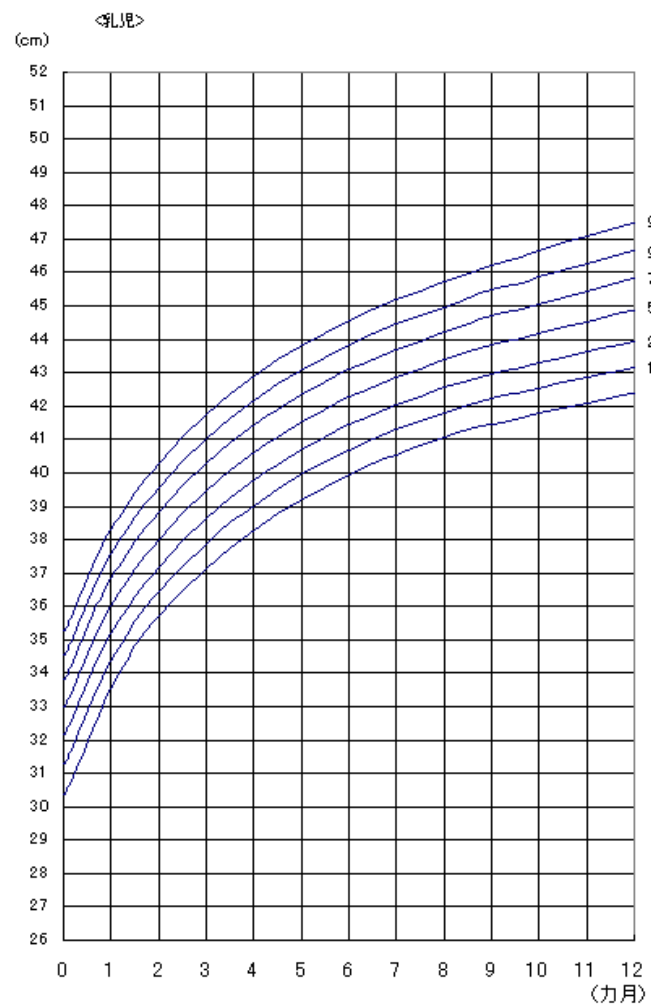


図11-1 幼児の身長体重曲線（男）

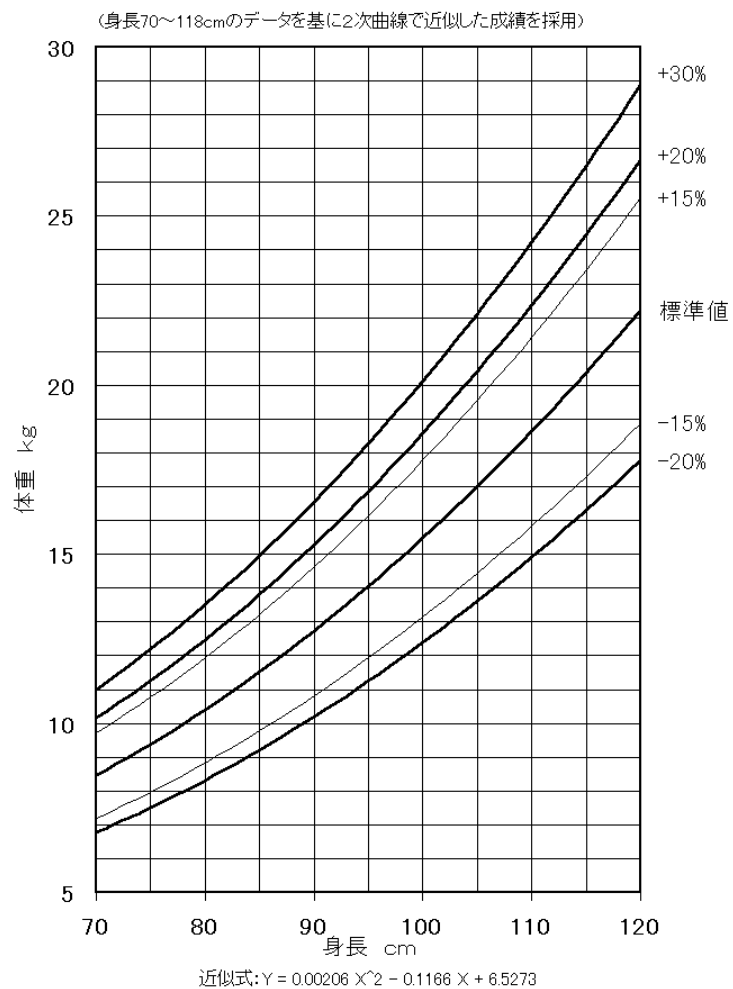
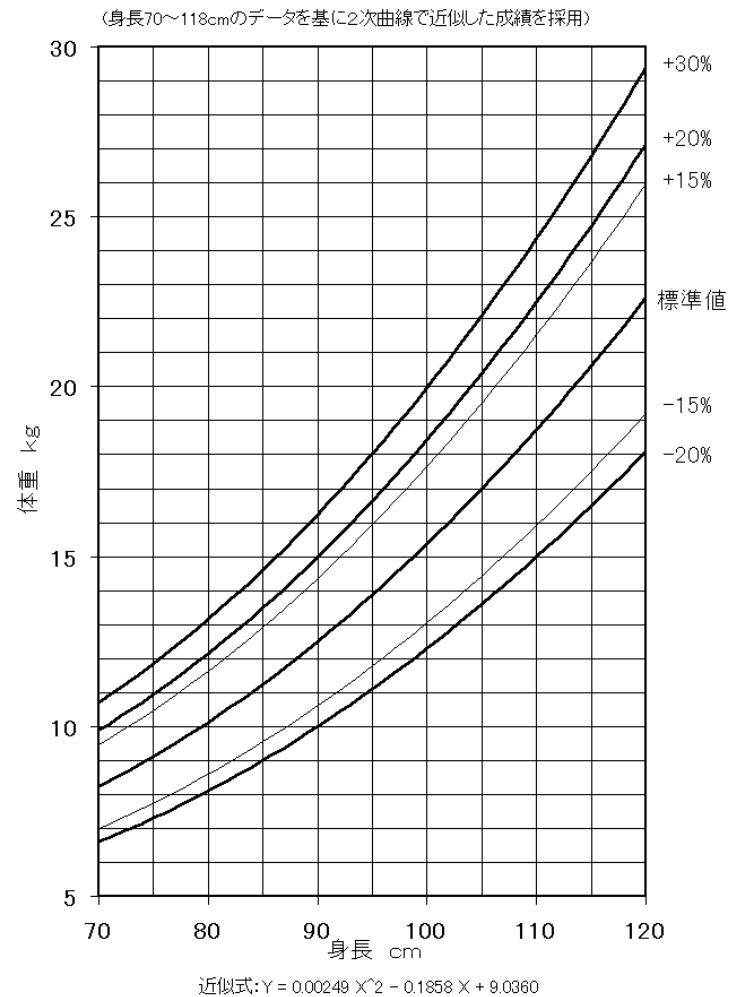


図11-2 幼児の身長体重曲線（女）



出典一覧

1. データヘルス時代の乳幼児健康診査事業企画ガイド ～生涯を通した健康診査システムにおける標準的な乳幼児健康診査に向けて～ 別添資料 疫学的検討に基づいた乳幼児健康診査におけるスクリーニング対象疾病 厚生労働行政推進調査事業費補助金 成育疾患克服次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業） 乳幼児健康診査に関する疫学的・医療経済学的検討に関する研究 2020 年 3 月
2. 「乳幼児に対する健康診査の実施について」の一部改正について（平成 27 年 9 月 11 日 雇児発 0911 第 1 号）
3. 田中美郷, 進藤美津子, 小林はるよ, 他：乳児の聴覚発達検査とその臨床および難聴児早期スクリーニングへの応用。Audiology Japan 21：52—73, 1978
4. 前川喜平、小枝達也：写真でみる乳幼児健康診査の神経学的チェック法 2017
5. 難聴を見逃さないために 1 歳 6 か月児健康診査 日本耳鼻咽喉学会福祉医療・乳幼児委員会
6. 難聴を見逃さないために 3 歳児健康診査 日本耳鼻咽喉学会福祉医療・乳幼児委員会

改訂版の執筆担当者

小枝達也	国立成育医療研究センター	総説担当
河野由美	自治医科大学小児科	乳児健康診査、Appendix1 担当
前川貴伸	国立成育医療研究センター	1 歳 6 か月児健康診査担当
小倉加恵子	国立成育医療研究センター／ 鳥取県子育て人材局家庭支援課	3 歳児健康診査担当

なお、本マニュアルは各学会や団体からの意見を反映し、また令和 5 年度の母子健康手帳改訂を踏まえて、一部の記載事項を改訂し、日本小児医療保健協議会の健康診査委員会（2025 年 3 月 11 日開催）にて承認された。

初版の執筆担当者

秋山千枝子	あきやま子どもクリニック
朝貝芳美	信濃医療福祉センター 整形外科
河野由美	自治医科大学小児科
小枝達也	国立成育医療研究センター こころの診療部
阪下和美	国立成育医療研究センター 総合診療部
立花良之	国立成育医療研究センター こころの診療部
田中恭子	国立成育医療研究センター こころの診療部
成田雅美	国立成育医療研究センター アレルギー科
仁科幸子	国立成育医療研究センター 眼科
平澤恭子	東京女子医科大学小児科
前川貴伸	国立成育医療研究センター 総合診療部
益田 慎	県立広島病院小児感覚器科

初版の編集協力

日本小児医療保健協議会健康診査委員会

標準的な乳幼児健診に関する調査検討委員会

(初版)

執筆担当者

秋山千枝子	あきやま子どもクリニック
朝貝芳美	信濃医療福祉センター整形外科
河野由美	自治医科大学小児科
小枝達也	国立成育医療研究センターこころの診療部
阪下和美	国立成育医療研究センター総合診療部
立花良之	国立成育医療研究センター乳幼児メンタルヘルス診療科
田中恭子	国立成育医療研究センター児童・思春期リエゾン診療科
成田雅美	国立成育医療研究センターアレルギー科
仁科幸子	国立成育医療研究センター眼科
平澤恭子	東京女子医科大学小児科
前川貴伸	国立成育医療研究センター総合診療部
益田 慎	県立広島病院小児感覚器科

編集協力：日本小児医療保健協議会健康診査委員会

日本小児科学会担当理事	松原知代	獨協医科大学埼玉医療センター小児科
同 副担当理事	岡 明	東京大学医学部小児科
同 副担当理事	廣瀬伸一	福岡大学医学部小児科
日本小児科学会選出委員	◎小枝達也	国立成育医療研究センターこころの診療部
	○渡辺 博	帝京大学医学部附属溝口病院小児科
	鮎沢 衛	日本大学医学部小児科
	河野由美	自治医科大学小児科
	平澤恭子	東京女子医科大学小児科
	成田雅美	国立成育医療研究センターアレルギー科
日本小児保健協会選出委員	前田美穂	日本医科大学小児科
	山崎嘉久	あいち小児保健医療総合センター
	渡部 茂	明海大学歯学部小児科
	堤 ちはる	相模女子大学栄養学部健康栄養学科
日本小児科医会選出委員	神川 晃	神川小児科クリニック
	秋山千枝子	あきやま子どもクリニック
	稲光 毅	医療法人ISC いなみつこどもクリニック
	川上一恵	かずえキッズクリニック
日本小児期外科系関連学会協議会選出委員	朝貝芳美	信濃医療福祉センター整形外科
	江口佳孝	国立成育医療研究センター整形外科
	仁科幸子	国立成育医療研究センター眼科
	仲野敦子	千葉県こども病院耳鼻咽喉科
	渡井 有	昭和大学横浜市北部病院こどもセンター小児外科

◎委員長、○副委員長